Grant Thornton

太陽有限責任監査法人

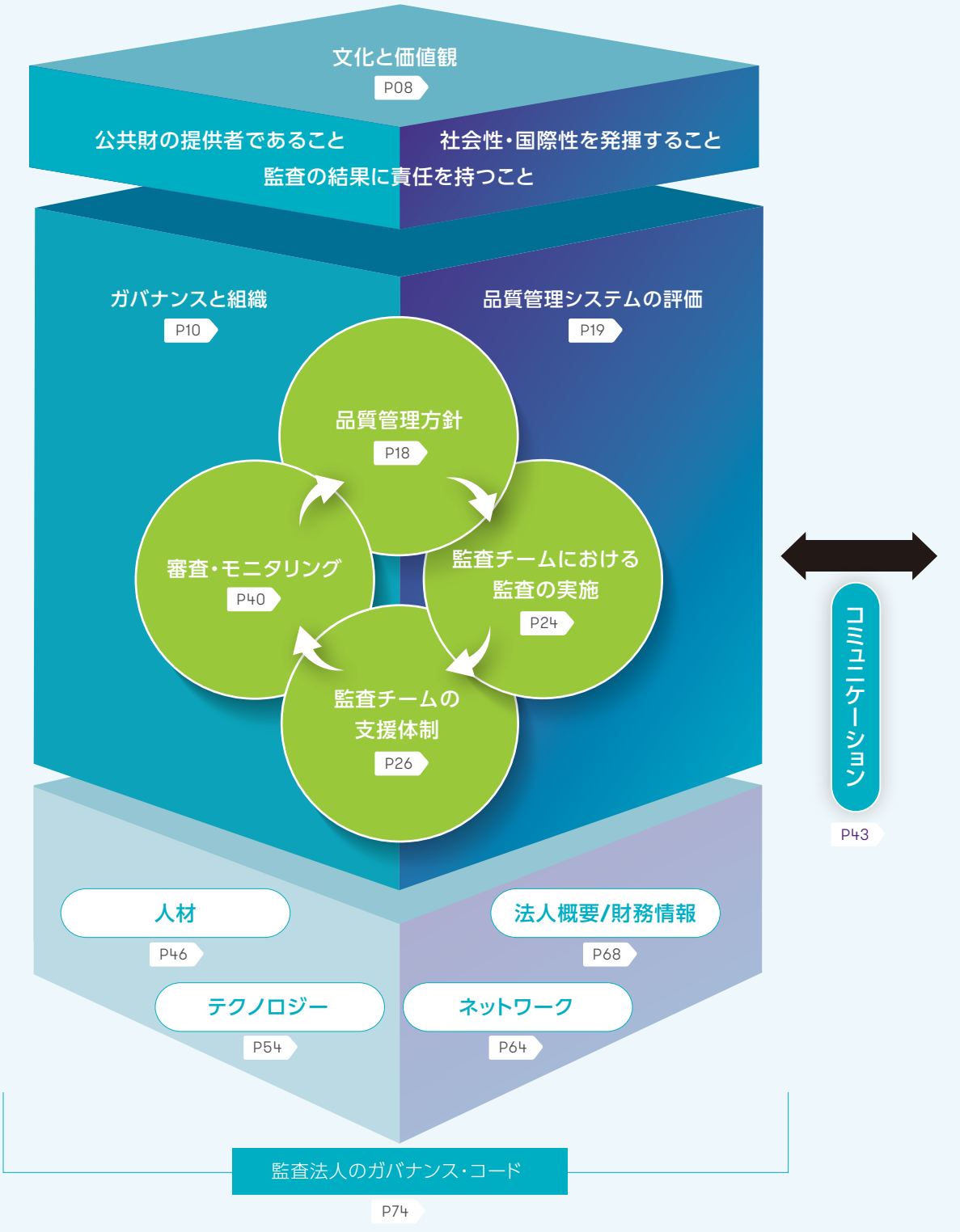
QUALITY REPORT

監査品質向上のための取組み

2026

QUALITY REPORT 2026

太陽有限責任監査法人は、構成員が共有する価値観として「3つの価値観」を定めており、これらに基づいて組織を設計し、業務管理態勢及び品質管理態勢を整備・運用しています。これにより監査品質の持続的な向上を確かなものとすることを、長期的な法人運営の在り方として位置付けています。



資本市場



CONTENTS

太陽有限責任監査法人の文化と価値観 P08

太陽有限責任監査法人のガバナンスと組織 P10

太陽有限責任監査法人の監査品質 P18

- 品質管理システムの評価 P19
- 職業倫理と独立性 P20
- 新規契約の締結と更新 P22
- 監査チームの編成と監査の実施 P24
- 監査チームを支援する体制 P26
 - グローバル化への対応
 - 不正リスクへの対応
 - 知的資源の蓄積
 - IPO準備支援
 - IFRSへの対応
 - その他の専門分野
 - KAMへの取組み
 - サステナビリティ開示・保証への取組み
- 審査及びモニタリング P40
- コミュニケーション P43

太陽有限責任監査法人の人材 P46

太陽有限責任監査法人の監査とテクノロジー P54

太陽有限責任監査法人のネットワーク P64

法人概要 P68

監査法人ガバナンス・コードの対応状況について P74

ご挨拶

私たちの使命と価値観

私たちの職責と使命は、公認会計士法第1条に明らかにされています。すなわち、「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」とされています。この公認会計士法第1条に基づき、私たち太陽有限責任監査法人の全ての社員・職員は、財務書類等の信頼性と公正性を確保し、企業の持続可能な発展や公共の利益に貢献することを目指しています。私たちは、社員・職員の全員が共有する価値観として、次の「3つの価値観」を定めています。

①公共財の提供者であること
②監査の結果に責任を持つこと
③社会性・国際性を発揮すること

これらの価値観のうち特に重視している「公共財の提供者であること」は、資本市場において監査に期待される社会的使命を果たすことによって、公共の利益を追求し続けようとする考え方を意味しており、「監査の結果に責任を持つこと」も「社会性・国際性を発揮すること」も、監査業務に求められる公共の利益を追求するために掲げたものです。これら3つの価値観に基づいて、組織、業務管理態勢、品質管理態勢を向上させることを長期的な法人運営の在り方とすることで、公共財である監査の品質、専門性の継続的な向上を追求しています。

変化する監査環境の中で

昨今のグローバル経済は、AIをはじめとするデジタル技術の急速な進展、国際情勢の不安定化に伴う地政学リスク、サイバーセキュリティリスクの高まり、サプライチェーンの複雑化などを背景に、大きな転換期を迎えています。企業活動は国境を越えて広がり、取引形態や事業モデルも多様化・高度化しており、これに伴い、監査上考慮すべきリスクも一層複雑化しています。こうした環境のもと、監査法人には、財務情報の正確性・透明性を確保すること、企業の持続可能な成長やガバナンスの強化に資する役割を果たすことが、一段と求められていると考えています。

私たちは、これらに応えるため、職業的懐疑心を保持しながら企業の実態やリスクを深く理解すること、生成AIを含む最新テクノロジーによって高度化された監査手法及び監査ツールを活用すること、またこの結果得られる知見を法人全体として蓄積・共有し個々の監査業務に還元すること、これらを遂行する多様で優秀な人材を育成すること等により、公共の利益に資する高品質な監査を継続的に提供できるよう、取り組んでいます。

QUALITY REPORT 2026の発行にあたって

太陽有限責任監査法人は、2026年6月末時点で、契約職員を含む社員・職員が約1,300名の規模となりました。私たちは、監査法人に求められる役割や期待に的確に応えるため、監査品質の持続的向上に向けた取組みを法人全体に確実に浸透させることが重要であると考えています。これにより、一人ひとりが自らの役割と責任を理解し、主体的に監査品質の向上に取り組むことで、変化に柔軟に対応できる、しなやかで強靭な組織を目指しています。

このたび、「QUALITY REPORT 2026（監査品質向上のための取組み）」として、私たち太陽有限責任監査法人が大切にしている価値観、目指す姿、そして社会的使命を果たすための具体的な取組みについて取りまとめました。本レポートを通じて、当法人の監査品質向上に向けた考え方と活動について、皆様により深くご理解いただければ幸いです。

今後も、資本市場の信頼を支える監査法人として、皆様からの期待に応えられるよう、監査品質の更なる向上に向けた持続的な活動に取り組んでまいります。



山田義善

総括代表社員（CEO）

監査品質指標一覧

職業倫理と独立性

2026年6月期

独立性調査の回答率
100%

独立性違反件数
0件

※公認会計士法等の法令や倫理規則（日本公認会計士協会）で禁止された利害関係を有することが発覚した件数です。

テクノロジーの活用

2026年6月期

IT投資額と、IT投資額の業務収入に占める割合

IT投資額（保守費等含む）
1,210百万円 LAST YEAR ↑

IT投資額の業務収入に占める割合
6.5% LAST YEAR ↑

契約の新規締結と更新

2026年6月期

上場被監査会社数の推移

監査人の変更による増加
15社 LAST YEAR ↓

新規上場による増加
8社 LAST YEAR ↓

監査人の変更による減少
8社 LAST YEAR ↓

上場廃止による減少
18社 LAST YEAR ↑

2026年6月末現在
349社 LAST YEAR ↓

※TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketに上場する会社数を含みません。

監査業務の実施

2026年6月期

監査業務収入の全業務収入に占める割合
96.9% LAST YEAR →

総監査時間のうち業務執行社員の監査時間の占める割合
9.3% LAST YEAR ↑

総監査時間のうち有資格者の監査時間の占める割合
83.3% LAST YEAR ↑

※有資格者:公認会計士及び公認会計士試験合格者等

人材の採用と育成

2026年6月期

期末人員数と構成比（括弧は構成比）

パートナー	108名 LAST YEAR ↑ (9%)	シニアマネジャー・マネジャー	141名 LAST YEAR ↑ (11%)
スーパーバイザー・シニアスタッフ	299名 LAST YEAR ↓ (23%)	スタッフ	400名 LAST YEAR ↑ (31%)
事務職員	106名 LAST YEAR ↑ (8%)	契約職員等	232名 LAST YEAR ↓ (18%)
合計	1,286名 LAST YEAR ↓ (100%)		

定期採用人数	中途採用人数	職員一人当たりの研修時間	海外駐在経験者
71名 LAST YEAR ↑	40名 LAST YEAR ↓	104時間 LAST YEAR ↓	23名 LAST YEAR ↓

期末資格別人員数と構成比（括弧は構成比）

公認会計士	467名 LAST YEAR ↓ (49%)	公認会計士試験合格者等	272名 LAST YEAR ↑ (29%)
その他専門職	209名 LAST YEAR ↓ (22%)	合計	948名 LAST YEAR ↓ (100%)

※事務職員及び契約職員を除く

デジタル化推進体制

データ・アナリティクス推進	生成AI・RPAツール開発推進	コレポンツール開発推進
12名 LAST YEAR ↓	21名 LAST YEAR ↓	15名 LAST YEAR ↑

※コレポンツールの詳細については、P56をご参照ください。

品質管理態勢

2026年6月期

品質管理業務に従事する人員数

76名

※品質管理本部に在籍する社員・職員（地区事務所所属との兼任を含む）及び品質管理本部所管の委員会構成員を記載しています。

モニタリング・外部レビュー

2026年6月期

内部点検において検出された
「監査意見に影響を与える重要な指摘事項」件数

0件 LAST YEAR →

1 太陽有限責任監査法人の文化と価値観

太陽有限責任監査法人の文化

私たちは、構成員が共有する価値観として以下の「3つの価値観」を定めており、これらに基づいて組織や業務管理態勢、品質管理態勢の向上を進めることを長期的な法人運営の在り方として位置付けています。3つの価値観の中で最も重視している「公共財の提供者であること」は、資本市場において監査に期待される社会的な役割を果たすことによって公共の利益を追求し続けようとする基本的な考え方を意味しています。他の2つの価値観である「監査の結果に責任を持つこと」、「社会性・国際性を発揮すること」も、監査業務に求められる公共の利益を追求するために掲げたものです。

太陽有限責任監査法人の3つの価値観

私たちは、監査品質の持続的な向上を確かなものとするため、以下の「3つの価値観」を大切にしています。



公共財の提供者であること

私たちが提供する監査業務においては、資本市場における投資家保護を念頭に正しい監査上の判断基準を持ち続けることが非常に重要となります。私たちは、資本市場における社会的な基盤でなければならず、公共財を提供することが社会的使命であると考えています。このような社会的使命を果たすには、同時に、被監査会社との良好な関係を保持することが必要です。被監査会社の適切な開示とガバナンスの強化に貢献するため積極的に関わることで、結果として、投資家の信頼に応えうる高品質で有効かつ効率的な監査を提供します。



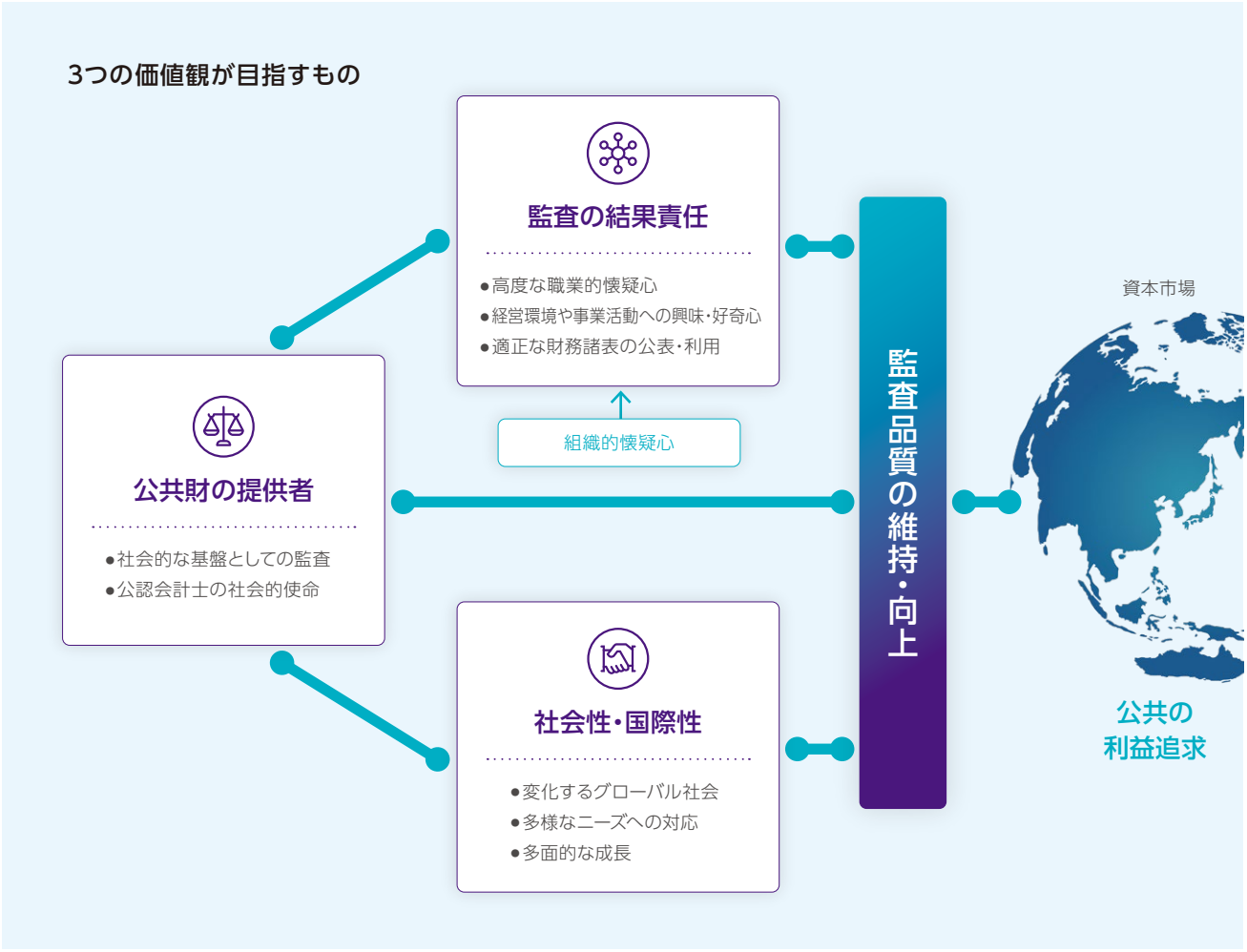
監査の結果に責任を持つこと

私たちは、監査品質の向上のために遵守すべき監査基準の要求事項に積極的に応えていくことが重要と考えています。しかし、監査基準の要求事項への対応が必要十分であったとしても、結果として適切ではない財務諸表が公表され、その利用者である投資家に損害が生じれば、私たちは実施した監査について責任を問われることになります。私たちは、監査意見を表明することの責任を考えるからこそ深度ある監査が実施できるものと認識しています。監査意見に責任を持つためには、全ての監査の実施者が職業的懐疑心を高いレベルで保つ必要があります。私たちが持つべき職業的懐疑心は、被監査会社を取り巻く経営環境やその事業活動等に強い興味や好奇心を持って行動することで初めて保持し得ると考えています。このような監査実施者の行動を組織的に支える取組みを「組織的懐疑心」という言葉で表現し、これを追求し続けます。



社会性・国際性を発揮すること

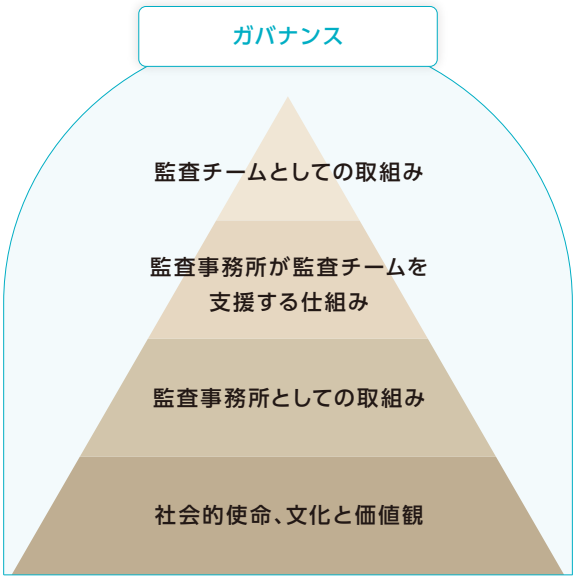
私たちは、広く社会性・国際性を身に付け、激しく変化するグローバル社会に働きかけ、多様なニーズに応えることを大切にしています。社会性や国際性を発揮することで、私たち全員が多面的な成長を遂げ、創造的で柔軟な思考を併せ持つことができると考えています。これらの社会性・国際性を重視する姿勢も監査品質の向上の観点から意図したものです。全ての監査の実施者が社会性・国際性を志向しながら成長を実感することこそ、監査業務に対する積極的なモチベーションとなり、監査品質の向上を探求する実際の行動につながると考えています。



私たちが考える「監査品質向上のための取組み」

監査を通じて日本経済の発展に貢献することが、私たちに課された社会的使命であると考えています。これを実践するため、「公共財の提供者であること」「監査の結果に責任を持つこと」「社会性・国際性を発揮すること」の3つの価値観を掲げ、持続的に監査品質の向上に取り組んでいます。この取組みは、個々の監査業務を執行する監査チームにおける取組み、監査チームへの支援、品質管理システムの整備といった監査事務所の取組み、そしてこれらを有機的に統合するガバナンスの全てによって、達成できるものと考えています。

本「監査品質向上のための取組み2026」は、私たち太陽有限責任監査法人の監査品質の向上のための取組みに関して、私たちがどのように考え、取組み、そしてどのような結果であったかについて、被監査会社やその株主、その他の資本市場の参加者等の皆様方にわかりやすくご説明することを目的に発行する報告書です。私たちの取組みをご理解いただき、皆様方からいただく貴重なフィードバックを、監査品質向上のための取組みに反映させたいと考えています。



2 太陽有限責任監査法人のガバナンスと組織

重視する組織運営

私たちは、監査品質に関して迅速な意思決定を可能にし、また監査品質の維持・向上に必要となる対応を全組織に浸透させることができる組織運営を重視しており、このための経営執行機関として、法人代表である総括代表社員、経営会議及び執行会議を設けています。

経営会議は、当法人の経営に関する重要事項について協議する機関であり、この協議内容に基づき総括代表社員が意思決定を行います。執行会議では、経営会議で決定された経営方針に基づき、法人運営に向けた具体的施策を企画検討し、経営方針について法人運営への浸透を図っています。

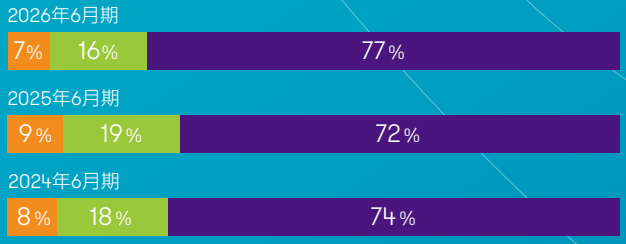
監査品質の維持・向上は、個々の監査チームだけでなく、品質管理システムを整えて監査チームを支援する本部組織、そしてこれらを有機的に統合するガバナンスによって、達成できるものと考えています。

監査品質に影響を与える意識調査

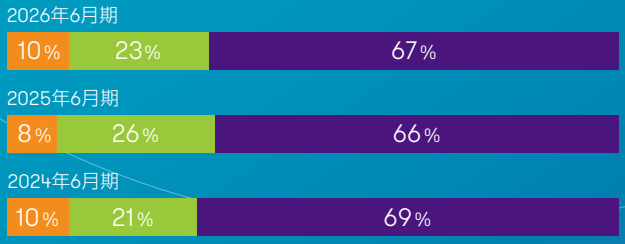
否定　中間　肯定

*5段階による評価で1～2を否定、3を中間、4～5を肯定として集計した結果の分布図です。

Q. あなたは、当法人が監査品質を重視していると思いますか。



Q. あなたは、当法人に風通しが良い文化があると思いますか。

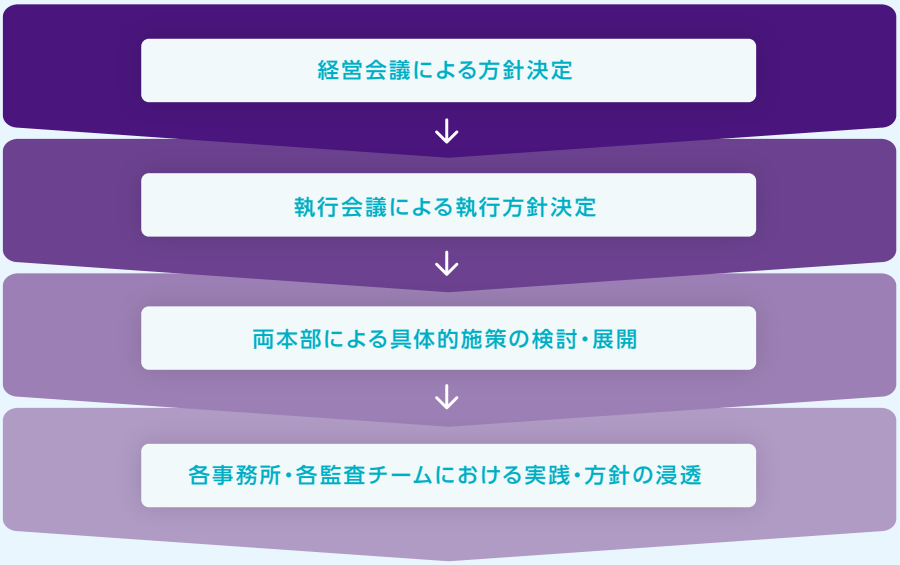


INDEX

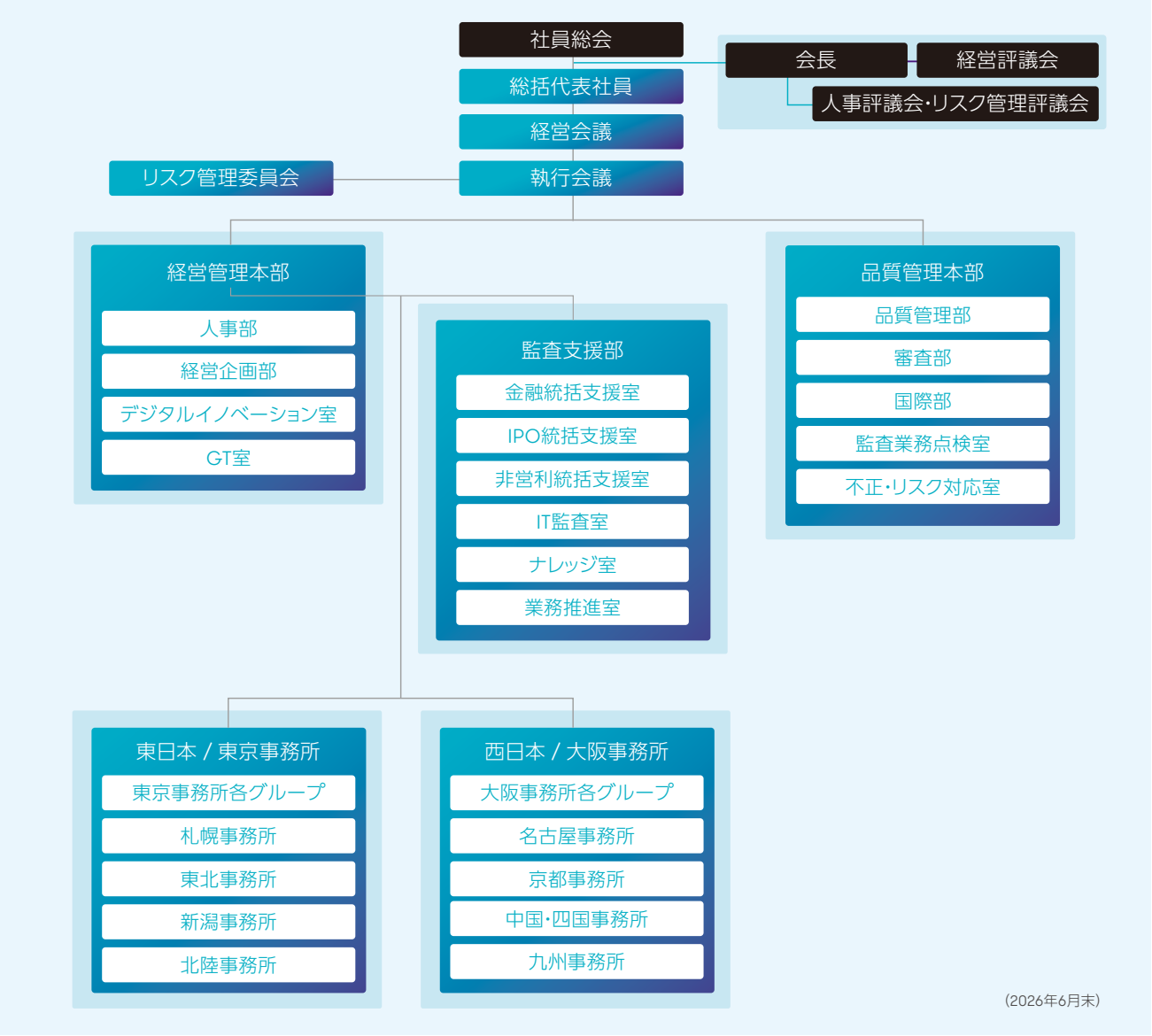
組織図	P12	各組織の役割	P13
社員総会	P12	監督・評価機関	P16
経営執行機関	P12		

ガバナンスの概要

私たちは、出資者である社員が、個別に指定を受けた業務について業務執行権と無限責任を負い、その他の業務については出資額を上限として責任を負う有限責任監査法人です。
経営執行機関は、法人代表である総括代表社員、経営会議及び執行会議となります。
経営会議は、総括代表社員、経営管理本部長及び品質管理本部長により構成された当法人の経営に関する重要事項について協議する機関であり、この協議内容に基づき総括代表社員が意思決定を行います。これにより、迅速な意思決定を担保しつつ、組織規模に見合った一定の相互牽制を機能させています。
執行会議は、経営管理本部長、品質管理本部長、各部部長、東京事務所長及び大阪事務所長から構成され、経営会議で決定された経営方針に基づき業務執行に関する重要事項を協議するとともに、法人運営に向けた具体的施策を企画検討し、経営方針について法人への浸透を図っています。
経営管理本部は、経営計画や予算の立案・管理、経理業務、人事政策の立案・人事管理、監査チームのアサインメント、教育研修、ITインフラ政策の立案・管理等、高品質な監査業務を行うための組織基盤の整備・運用を図るとともに、監査業務の監査環境モニタリング、データ・アナリティクス等次世代の監査業務の開発やIT領域に関する監査等、個々の監査業務の品質向上のための諸施策を統括しています。
品質管理本部は、監査マニュアルを含む監査業務関連規程の整備、監査ツール（電子監査調書システム）の整備・運用、業務の審査の運営及び管理、品質管理システムに関するモニタリング活動、不正リスクを含むリスク事案の収集と対応等、当法人の品質管理システムの整備・運用を統括しています。
法人の業務遂行状況については、リスク管理委員会が、品質管理システムの整備及び運用状況を評価しています。また、経営執行機関による経営執行の状況を監督・評価するため、経営評議会を設置しています。経営評議会は、社員総会で選任された会長と、独立性を有する第三者により構成されます。会長のもとには、経営執行の状況を適切にモニタリングするため、リスク管理評議会及び人事評議会を設置しています。



組織図



社員総会

社員総会は、当法人の出資者である社員全員により構成される会議体であり、法人代表である総括代表社員の選任、経営評議会の構成員である会長の選任、計算書類の承認、その他当法人の最重要事項を決定する機関です。

経営執行機関

総括代表社員

総括代表社員は、社員総会により選任され、当法人を代表し、経営全般を統括する役割を担います。また、当法人の品質管理システムに関する最高責任を負っています。

経営会議

経営会議は、総括代表社員及び経営管理本部長、品質管理本部長により構成される会議体です。経営会議は、当法人の経営方針、経営に関する重要事項を協議するとともに、決定された事項の執行状況を監督する機関です。

執行会議

執行会議は、経営管理本部長、品質管理本部長、各部部長、東京事務所長及び大阪事務所長で構成される会議体です。執行会議は、経営会議で決定された経営方針に基づき、業務執行に関する重要事項を協議するとともに、法人運営に向けた具体的施策を企画検討し、経営方針について法人運営への浸透を図っています。



経営会議・執行会議メンバー

（後列）

品質管理部 部長	審査部 部長	監査支援部 部長	国際部 部長
竹原 玄	**鶴見 寛**	**岩﨑 剛**	**和田 磨紀郎**

（前列）

大阪事務所 所長	品質管理本部 本部長	総括代表社員（CEO）	経営管理本部 本部長	東京事務所 所長
荒井 巌	**柏木 忠**	**山田 茂善**	**石井 雅也**	**佐藤 健文**

各組織の役割

品質管理本部

品質管理部、審査部、国際部、監査業務点検室及び不正・リスク対応室を統括しています。品質管理本部長は、品質管理システムの整備及び運用（不正リスクへの対応を含む。）に関する責任及び独立性に係る要求事項の遵守の運用に関する責任並びに完了した監査業務の検証に関する責任及び改善プロセスに関する責任を負っています。

品質管理部

品質管理部は、品質管理システムの整備及び運用の中核を担う部門であり、監査業務が監査の基準における要求事項を遵守して実施されるように、各種規程、監査マニュアル及び監査ツールの整備・改訂を行っています。また、職業倫理と独立性に関する規程等の整備及び運用並びにモニタリングを実施するとともに、監査の過程において専門知識が必要となった場合や会計処理に関して判断に困難が伴う事象等が発生した場合は、各分野の専門家を関与させる体制を構築しています。

審査部

審査部は、審査会及び上級審査会の運営、個別の監査業務における審査担当社員の選任のほか、審査会や個別の監査業務の審査の実施状況をモニタリングすることにより、監査業務の審査全般を管理しています。

国際部
被監査会社がますます国際化する昨今の監査環境を踏まえ、グローバルに展開する日本企業のグループ監査人として主体的に機能し、グループ全体の監査を有効に実施することが重要と考えています。国際部は、グループ監査業務の品質向上のための支援・指示・管理及び国際業務に関する責任部署として関連業務を実施しています。

監査業務点検室
品質管理システムに関するモニタリング活動（監査業務の定期的なモニタリングを含む。）に関する業務を実施しています。

不正・リスク対応室
監査業務における不正等のリスクに関する情報を収集し、不正リスクへの対応及び発覚した不正等のリスク案件への対応に関する業務を実施しています。

経営管理本部
人事部、経営企画部、監査支援部、デジタルイノベーション室及びGT室を統括しています。

人事部
人事部は、監査職員の採用、教育研修、人事評価等に関する役割を担う部門です。監査の実施者が常に被監査会社の経営環境等に興味を持ち、活力をもって監査業務に取り組むことで、監査に必要な職業的懐疑心を発揮できると考えています。人事部は、当法人が、そのような人材の集団であり続けるために、人的側面における監査環境を整備し、監査品質を向上させる観点から、採用、教育研修、人事評価、働く環境の整備等の諸施策を行う役割を担っています。

経営企画部
経営企画部は、経営執行機関の意思決定を補佐する役割を担う部門です。経営企画部は、監査品質の向上のため、その他の考慮事項とのバランスの取れた予算の策定とその執行状況、その他計数情報の管理、業務の効率化や職員のモチベーション向上等を企図した新規施策の立案、対外的広報活動を通じた情報発信などの役割を担っています。また、経営企画部は、法人運営のインフラである情報システムの企画・管理、業務フローの改善・整備といった役割も担っています。

デジタルイノベーション室
法人運営及び監査業務におけるITテクノロジーの活用を推進し、IT環境の整備・運用を行います。特に、サイバーセキュリティを含む情報セキュリティに係るリスク評価、リスクに対応する管理体制の整備・運用を所管します。当法人を含むグラントソントン加盟事務所（以下、「メンバーファーム」という。）は、サイバー攻撃などの、予め定められたインシデント発生時のコンティンジェンシープランに基づいて即座にグローバルレベルでの対策を講じられるよう、準備しています。

GT室
GT室は、GTIL（Grant Thornton International Ltd.）との関係強化を図る目的で関連業務について取り組んでいます。

監査支援部
個別監査業務の品質向上のための監査環境の監視、分析、是正及び支援を行っています。また、監査支援部は金融統括支援室、IPO統括支援室、非営利統括支援室、IT監査室、ナレッジ室及び業務推進室を統括しています。

金融統括支援室
金融統括支援室は、金融機関監査の品質の向上のため、各事務所の金融機関の監査業務を横断的に支援する部門であり、金融に関する専門的研修の企画・実施や監査ツールの開発を行っています。金融統括支援室は、金融機関と深度ある議論ができる真のプロフェッショナルの育成等、金融機関監査の品質の向上を通じ、地域金融機関の発展に貢献しています。

IPO統括支援室
新規株式上場（以下、「IPO」という。）準備を通じて、会社の健全なる持続的成長を監査の側面から支援することが公共財の提供者としての役割と考えています。IPO統括支援室は、全てのIPO準備会社監査チームにおける監査の進捗を統括し、また、市場関係者とも連携を図りながら、会社、主幹事証券会社とともに円滑にIPO準備を進められるよう監査チームを支援する役割を果たしています。

非営利統括支援室
非営利統括支援室は、非営利組織に対する会計監査を組織横断的に実施できるよう、各種専門基準の改正をタイムリーにフォローアップし、非営利監査業務に関する専門的研修の企

画・実施や当法人の監査ツールの開発と運用を品質管理部と連携して実施しています。非営利組織に対する監査は、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学、地方独立行政法人、公益法人、学校法人、社会福祉法人、医療法人、農業協同組合や漁業協同組合等その範囲と領域が年々拡大傾向にあります。非営利組織に対する会計監査の品質向上を通じて、公共性の高い領域での社会貢献に積極的に取り組んでいます。

IT監査室

IT監査室は、IT領域に関する監査を横断的に支援し、実施する部門であり、IT領域に関する監査の品質を向上させるため、専門的研修の企画・実施やIT領域に関する監査の標準化を推進する各種ツール開発を行っています。IT監査室は、より的確にIT 領域に関するリスクを分析することで、効率的・効果的なIT領域に関する監査の実施を目指します。また、近年、サイバーセキュリティリスクが高まる中、IT監査を通じて被監査会社のサイバーセキュリティリスクを適切に評価、指導することにより、新たな監査への要請に応えるよう努めています。

ナレッジ室

ナレッジ室は、会計基準及び関係法令のフォローアップ部門として、会計基準等の開発動向の把握や調査・研究、公開草案、確定基準、改正法令に関する法人内の周知や研修、その他ナレッジ全般に関する制度の整備・運用を担う部門です。

業務推進室

業務推進室は、監査の基準が要求する事項に加え、監査品質の向上のための諸施策を個別監査業務に浸透させる役割を担う部門です。品質管理部が監査品質の向上のためにルールを作り、審査や内部点検等による監視活動を行うだけでは、持続的・自律的な監査品質の向上は果たせないと考えています。業務推進室は、個別監査業務の実態把握や内部点検の結果に応じて、直接、監査チームの監査品質向上のための支援活動を行うことによって、監査品質を個別の監査チームに浸透させる役割を担っています。また、監査業務の生産性向上のためのツールの開発（例：被監査会社と監査チームのデータ授受や質疑を行うコミュニケーションツールである『コレポン』や生成AIプラットフォームである『Luna』）を行っています。

監査事務所

地区ごとに監査事務所を設置しており、全国10箇所に監査事務所を有しています。各監査事務所は、経営執行機関のもとで、監査業務を効果的・効率的に実行するためのユニットとして位置付けており、経営執行機関が決定した監査品質の向上のための人員配置、規程や諸施策を現場において推進する活動を行います。東京事務所は東日本地域各事務所（東京、札幌、東北、新潟、北陸）、大阪事務所は西日本地域各事務所（大阪、名古屋、京都、中国・四国、九州）について監査品質向上のための取組みを個別の監査業務に浸透させる中心的役割を担っています。各事務所に所属する社員及び職員の管理は、経営管理本部所管の人事部が行っています。また、当法人は、被監査会社の業種に応じた組織上の区分を設けていません。このように業種による組織上の区分をしない理由は、公共性を第一に考えるための工夫です。公的法人や金融機関等の監査で蓄積した考え方や知見は、一般事業会社において公共性を考慮した監査上の判断を行うために特に有効と考えています。また、IPO準備のための監査は、被監査会社の価値や事業性を見極め、投資家保護の観点からガバナンスや内部統制の整備について指導・助言する重要な機会となります。さらに、このような事業会社の監査において蓄積した知見を他の公的法人や金融機関等の監査に役立てることも、社会的な役割を果たすうえで非常に重要なことであると考えています。

リスク管理委員会

各本部から独立した部門として、リスク管理委員会を設置しています。リスク管理委員会は、当法人において整備・運用している品質管理システムのうち、完了した監査業務の検証を除くモニタリング及び改善プロセスに関する評価を実施しており、リスク管理委員会委員長は、品質管理システムのモニタリング及び改善プロセスの評価に関する責任を有しています。

監督・評価機関

経営執行上の重要な意思決定を行う総括代表社員や経営執行機関に対する監督・評価機関として、会長と経営評議会を設置しています。会長は、経営執行に関する総括代表社員との協議、リスク管理評議会及び人事評議会の運営、社員総会の招集・議事運営等を通じて経営執行の監督・評価及び助言を行います。



経営評議会

経営評議会は、監督・監視機能を担う会長と独立性を有する第三者で構成されています。経営評議会は、私たちが公益的な役割を果たし、当法人のガバナンスの強化と透明性の確保のため、幅広い見地から経営執行機関に対する助言を行います。私たちは、資本市場における社会的な基盤として公共財を提供することが社会的使命であると考えており、公益的な視点を強化することを主たる目的として独立性を有する第三者を選任しています。



人事評議会

重要な人事に関する経営執行機関の対応を監視するため、人事評議会を設置しています。人事評議会は、主に社員の評価やアサインの決定、役職者となる社員の選任等に関する意思決定等について、総括代表社員からその決定プロセスや決定方針の諮問を受けるほか、人事に関する会長の監督・評価機関としての監視機能をサポートしています。



リスク管理評議会

法人運営上のリスクに関する経営執行機関の対応を監視するため、リスク管理評議会を設置しています。リスク管理評議会は、主に合併等や重要な組織体制の変更、外部レビュー又は検査の重要な指摘事項等への対応等について、総括代表社員からその対応プロセスや対応方針の諮問を受けるほか、法人運営上のリスクに関する会長の監督・評価機関としての監視機能をサポートしています。



左から：梶川 融（前、当法人会長）　宮内 豊氏（後）　白川 方明氏（前）　岡田 譲治氏（後）

経営評議会メンバー（2026年9月1日現在）

独立性を有する第三者（外部有職者）のご紹介

岡田 譲治氏

略歴

1974年	三井物産株式会社入社
2014年	同社代表取締役副社長執行役員CFO
2015年	同社常勤監査役
2017年	日本監査役協会会長
主な現職	一般財団法人会計教育研修機構理事
	一般社団法人日本公認不正検査士協会理事長
	日本航空株式会社監査役
	学校法人津田塾大学評議員

白川 方明氏

略歴

1972年	日本銀行入行
2002年	同行理事
2008年	同行総裁
2013年	青山学院大学国際政治経済学部特任教授
主な現職	青山学院大学特別招聘教授
	東京大学先端科学技術センターフェロー

宮内 豊氏

略歴

1981年	大蔵省（現財務省）入省
2009年	財務省大臣官房審議官
2013年	同省関税局長
2016年	内閣官房TPP政府対策本部国内調整総括官
主な現職	双日株式会社顧問
	公益財団法人日本関税協会監事
	一般財団法人日本不動産研究所理事長
	橋本総業ホールディングス株式会社取締役
	公益財団法人三菱UFJ技術育成財団理事

2026年6月末時点の評議会メンバーである松島正之氏は2026年8月末で退任し、後任として白川方明氏が就任しました。

経営評議会による助言及びその対応

当法人は、ガバナンスの強化と透明性の確保並びに当法人が公益的な役割を果たす観点から、経営評議会を設置し、総括代表社員を含む経営執行機関に対し、経営評議会委員から助言を受ける体制を整備しています。経営評議会は、原則として四半期に一度開催しています。2026年6月期は、全4回の経営評議会が開催され、経営執行機関に対する助言等を行いました。2026年6月期の経営評議会における主な議事事項は以下のとおりです。

- 2025年6月期及び2026年6月期の業務執行状況報告
- 当法人のサイバーセキュリティに関する取組み
- 近時の会計不正等を受けた監査品質向上に関する当法人の取組み

また、会長を含む経営評議会の委員間においては、上記の他、個別に非公式の意見交換を行う場を設けているほか、必要に応じて不定期のモニタリング会合を開催することができることとしております。さらに、経営評議会の委員は、必要に応じて総括代表社員その他の役職者等に対して資料の要求やヒアリングを行うことができることとしております。独立性を有する第三者より経営執行に関する新しい視点の提示や助言を受けることは、当法人が組織的な運営の改善を図るうえで、また公益的な役割を果たすうえで、欠かせないものであると認識しています。今後もより一層、経営評議会委員からの助言等を具体的に活かす取組みを継続してまいります。

3 太陽有限責任監査法人の監査品質

私たちの品質管理態勢について

当法人は、高品質な監査を支えるための品質管理態勢を整備・運用しています。品質管理に関する方針・手続の整備と浸透、監査チームへの支援、品質リスクの管理及び品質管理システムの継続的な改善を通じて、監査品質の維持・向上に取り組んでいます。当法人の品質管理態勢は、以下の4つの柱によって構成されています。

● 品質管理の方針・手続の監査チームへの浸透

品質管理を担う専任部門として品質管理本部を設置し、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠した高品質な監査を提供するため、品質管理に関する方針及び手続を整備しています。また、研修、情報発信及びナレッジ共有等を通じて、これらの方針及び手続を監査チームへ浸透させることで、法人全体に品質を最優先とする文化の定着を図っています。

● 監査チームへの支援

監査チームが適切な監査判断を行い、高品質な監査を実施できるよう、品質管理本部を中心に各専門部署が連携し、専門的な見解の問合せ、専門家の業務の利用、ナレッジの提供、業務別・業種別支援、グループ監査支援及びITを活用した効率化ツールの提供等を行っています。

● 不正等による重要な虚偽表示を見逃さない監査

当法人では「重要な虚偽表示を見逃さない監査」を品質管理本部のスローガンとして掲げ、不正・リスク対応室が不正等のリスク情報を網羅的に収集し、品質管理本部長、審査部、不正・リスク対応室が一体でリスク事案の進捗管理を行うとともに、月2回開催される執行会議で対応状況を検討する体制としています。

審査部は、審査会の開催等の審査手続を通じてモニタリングを行い、監査判断の妥当性を担保します。また、不正・リスク対応室では、高度な判断や専門的な対応が求められる不正事案や訂正監査等に対して監査支援部と連携してコンサルテーションを実施しています。

● 品質管理システムのモニタリング及び継続的改善

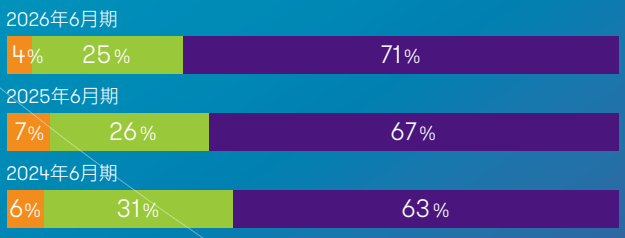
品質管理本部は、日常的な品質管理システムのモニタリング、完了した監査業務の検証や進行中の監査業務のモニタリング、その他の品質管理活動を通じて、品質管理システムが有効に機能しているかを継続的に評価しています。また、それらの活動を通じて把握した課題については、その原因を分析し、必要な改善策を講じることで、品質管理に関する方針及び手続、研修内容及び監査チームへの支援体制の充実につなげています。このような継続的な改善活動を通じて、品質管理システムの実効性向上及び監査品質の維持・向上に取り組んでいます。

監査品質に影響を与える意識調査



*5段階による評価で1～2を否定、3を中間、4～5を肯定として集計した結果の分布図です。

Q. あなたは、あなたの属する監査チームの監査品質が向上していると思いますか。



INDEX

品質管理システムの評価	P19	監査チームを支援する体制	P26
職業倫理及び独立性	P20	審査及びモニタリング	P40
新規契約の締結と更新	P22	コミュニケーション	P43
監査チームの編成と監査の実施	P24		

品質管理システムの評価

品質管理システムの整備・運用

監査法人の品質管理システムとは、以下の合理的な保証を提供するために監査法人が整備及び運用するシステムのことです。

- 監査法人及びその専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って、自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること
- 監査法人及び監査法人が監査業務ごとに選任する業務執行社員が、状況に応じて適切な監査報告書を発行すること

当法人は、「監査事務所における品質管理」（品質管理基準報告書第1号）（以下、「監査に関する品質管理基準」）に定められている要求事項に準拠し、品質管理システムを整備・運用しています。「監査に関する品質管理基準」の特徴は、監査法人が直面している社会的環境を考慮した上で、監査法人自らが、達成すべき品質目標を設定し、当該品質目標が阻害されるリスクや当該リスクへの対応を決定する、というリスク・アプローチが適用されているところにあります。また、監査法人の最高責任者が品質管理システムに関する最終的な責任を負うこと、監査法人内のITを含むリソースやコミュニケーションにも監査品質に関連させた目標を設定することも強調されています。

品質管理システムの評価のプロセス

当法人では、監査法人の構成員の職業的懐疑心を保持・発揮させるための文化や価値観の醸成、ガバナンスや組織体制、規程類の整備、人事上の活動等の組織的な取組みのことを「組織的懐疑心」という言葉で表し、監査法人の運営を監査品質の向上のための活動そのものと位置付けてきました。当法人は、この「組織的懐疑心」を重視して品質管理システムの整備・運用を行うため、「監査に関する品質管理基準」が規定している品質目標に加え、固有の品質目標を設定しています。これらの固有の目標は、いずれも当法人の「3つの価値観」に沿い、「監査に関する品質管理基準」の要求事項を超え、監査品質を追求するために設定したものです。当法人では、追加した品質目標を含め、これらを以下の9つの構成要素に関係付けています。そして、これらの構成要素ごとに品質目標の達成を阻害し得るリスクを識別し、当該リスクを適切に管理するための対応を定め、その全ての対応が整備・運用されているかを評価しています。

- 監査事務所のリスク評価プロセス
- ガバナンス及びリーダーシップ
- 職業倫理及び独立性
- 監査契約の新規の締結及び更新
- 業務の実施
- 監査事務所の業務運営に関する資源
- 情報と伝達
- 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス
- 監査事務所間の引継ぎ

品質管理システムの評価結果

「監査に関する品質管理基準」においては、品質管理システムに関する最高責任者が、特定の基準日において、少なくとも年に一度、品質管理システムを評価しなければならないと定められています。当法人では、品質管理システムの評価を行う基準日を当法人の会計年度末である6月30日としています。また、当該基準日において、リスク管理委員会が品質管理システムの評価を行うため、評価計画を立案し、必要な評価手続を実施しました。その結果、品質管理システムの最終的な責任者である総括代表社員は、評価の基準日である2026年6月30日時点において、当法人が整備・運用している品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供しているとする評価結果を表明しています。今後も、持続的に監査品質の向上を図るため、「監査に関する品質管理基準」への対応を通じ、品質管理システムを改善するためのサイクルを当法人の組織運営活動として位置付け、監査の現場において活きた品質管理活動として徹底されるよう、質の高い品質管理を目指していきます。

職業倫理と独立性

職業倫理の醸成

当法人は、監査品質を支える重要な要素が、監査品質を最優先する組織文化であり、当法人の全ての社員・職員の職業倫理の醸成であると考えています。法人代表である総括代表社員は、公認会計士の使命と職責を定めた公認会計士法第1条「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」をもとに、常に当法人に課せられた使命を全体研修等において発信しています。また、監査品質の向上のためにはパートナーのリーダーシップの発揮が重要であるという認識のもと、パートナーの行動規範を定め、個々の業務において浸透させることを実践しています。

パートナーの行動規範

当法人は、「パートナーがパートナーとしての役割を果たす」ことを大切に考えています。監査が、被監査会社による財務情報の的確な把握と適正な開示を確保し、日本経済の持続的な成長を支える社会的基盤として機能するためには、個別の監査業務に責任を有するパートナーの行動が鍵となるからです。パートナーは、監査に関係する深い知見と高い意識を持つことで初めて正しい行動ができるものと考えています。当法人は、このような考え方からパートナーの行動規範を定め、パートナーの評価に取り入れることや、パートナーへのフィードバックを通じて、これを浸透させる活動を行っています。パートナーの行動規範は、パートナーが会計や監査に関する深い知識を継続的に身に付けるよう努力し、監査リスクに正しく対応するために常に感度を失うことがないように心がけることを求めています。また、監査品質の向上に取り組むためのリーダーシップを発揮し、人の成長を最大限支援することとしています。さらに、被監査会社の経営者や監査役等との対話を活発に行い、高い意識をもって被監査会社のガバナンスの改善や財務上のリスクへの対応といった分野で信頼を得ることを通じ、資本市場における投資家保護のために行動することを求めています。

業務執行社員等のローテーション

独立性に係る要求事項においては、業務執行社員及び審査担当社員による監査業務への長期関与により生じる馴れ合い及び自己利益という独立性の阻害要因を除去することが求められています。

業務執行社員及び審査担当社員のローテーションに関する規程を定め、一定規模以上の社会的影響度の高い事業体（注1）については、継続関与可能期間を7年としています。ただし、上場会社の業務執行社員のうち筆頭業務執行社員、審査担当社員については、公認会計士法の規定に基づき、継続関与可能期間を5年としています。上記以外の法定監査対象会社等の業務執行社員については、継続関与可能期間を10年としています。業務執行社員、審査担当社員以外の監査チームの主要な構成員（主査に限る。）についてもローテーションに関する規程を定め、社会的影響度が特に高い会社（時価総額が5,000億円以上の上場会社）については、継続関与可能期間を15年（注2）としています。上記以外の社会的影響度の高い事業体については継続関与可能期間を15年（注3）、それ以外の事業体については継続関与可能期間を20年（注3）としています。なお、主査が社員となり、引き続き業務執行社員として関与する場合、監査チームの主要な構成員としての関与期間と業務執行社員としての関与期間を合算し、継続関与可能期間を社会的影響度が特に高い事業体は10年（注2）、それ以外の社会的影響度の高い事業体は10年（注3）、その他の事業体は15年（注3）としています。

業務執行社員及び監査チームの主要な構成員のローテーションの運用は経営管理本部内の人事部、審査担当社員のローテーションは品質管理本部内の審査部を担当部署としています。また、品質管理部は、上記が遵守されていることを検証することとしています。

（注1）公認会計士法における大会社等を社会的影響度の高い事業体として定めています。

（注2）スタッフとして関与を開始した時点からの年数をもって、業務執行社員、審査担当社員以外の監査チームの主要な構成員の継続関与期間を算定しています。

（注3）主査として関与を開始した時点からの年数をもって、業務執行社員、審査担当社員以外の監査チームの主要な構成員の継続関与期間を算定しています。

独立性の管理

独立性に関する法令及び諸規則並びにグラントソントンの独立性に関する方針を遵守すべく規程を定めており、全ての監査実施者がこれを遵守していることを品質管理部が確かめることとしています。具体的には、法人全体として年に1回全ての監査実施者から独立性に関する確認書を入手し、また、監査チームメンバー及び審査担当者が個別監査業務に関与する際、その関与者全員が独立性に関する宣誓を行っています。品質管理部は、倫理・独立性に関する専門的な見解の問合せ窓口を設置しており、倫理・独立性に関する相談に対応しています。新規受嘱業務については、職業倫理に関する規定を遵守するため、グラントソントンの独立性確認システムであるGlobal Relationship System（GRS）を通じて、全てのメンバーファーム間での利害関係調査により独立性を確認しています。また、既存の被監査会社等の情報をデータベースとして共有し、独立性の保持を図っています。有価証券の保有・売買に関しては、社員及び一定の職階以上の職員について、GTILの有価証券登録システムに保有・売買銘柄を登録することとしており、保有禁止対象有価証券の保有・売買をしていないこと、有価証券登録システムへの登録が正確かつ網羅的になされていることについて弁護士事務所がモニタリングしています。

2026年6月期

独立性調査の回答率

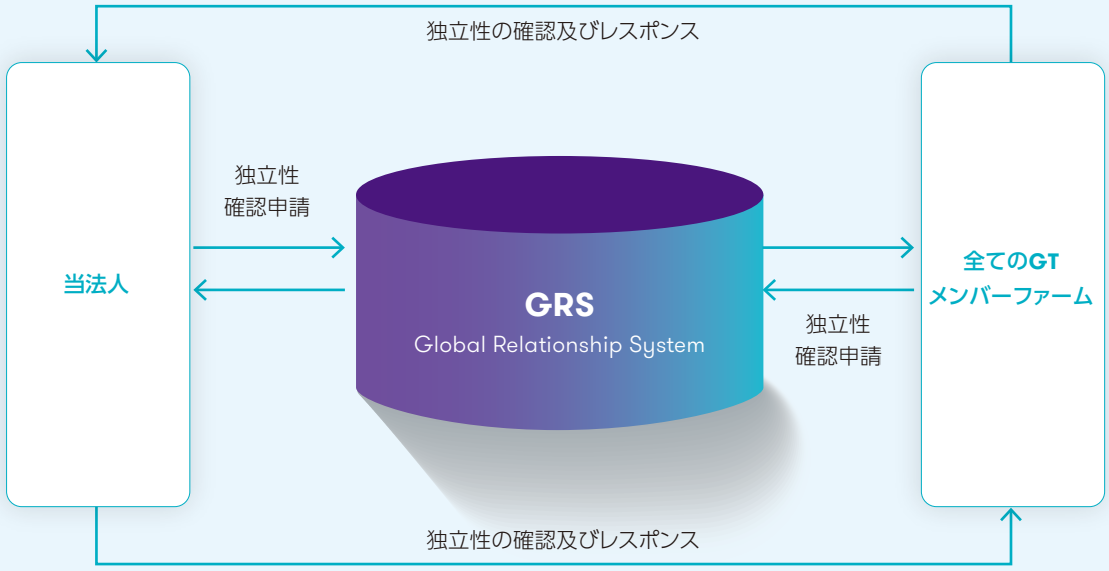
100%

独立性違反件数

0件

※公認会計士法等の法令や倫理規則（日本公認会計士協会）で禁止された利害関係を有することが発覚した件数です。なお、違反事案が発覚した場合には、違反の識別後ただちに対応策を講じ、監査人としての客観性が確保されていることを確認することとしています。

新規受嘱時の独立性確認



新規契約の締結と更新

新規受嘱の方針と手続

当法人は、「公共財の提供者であること」を重視する価値観に基づき、新規の監査業務の受嘱に個別に対応しています。監査業務の増加は、高品質な監査を提供できるための人材とのバランスが保たれていなければならないことは言うまでもありません。このため、新規の監査業務の依頼について、その情報を一元的に集約し、東京事務所と大阪事務所に設置されている案件会議において検討しています。新規に監査業務の依頼があった場合、当該依頼案件を担当する社員を指名し、指名された担当社員が独立性に問題がないこと、依頼先が反社会的勢力に関係していないこと等について品質管理部に確認を依頼します。品質管理部による確認の後、担当社員が案件会議に上程し、案件会議は、品質管理本部に対して受嘱審査を申請することが可能かどうか検討します。なお、案件会議において、より慎重な検討が必要と判断された場合には、受嘱審査を申請することが可能かどうかについて執行会議に付議することとしています。

品質管理本部による新規受嘱審査

案件会議において受嘱審査の申請が可能と判断された新規監査業務については、選任された業務執行社員予定者が、品質管理本部による受嘱審査を受けます。審査部は、監査契約の締結に伴うリスク及び監査リスクを評価するとともに、適用される財務報告の枠組みの受入可能性や経営者が財務諸表の作成、必要な内部統制の整備及び運用、監査人への情報提供等に関する責任を認識していることなど、監査の前提条件が満たされているかを確認し、これらの検討結果を踏まえて受嘱審査を行います。

監査契約の更新の方針

当法人は、被監査会社に対する独立性、被監査会社の規模、事業内容、財政状態及び経営成績、経営者の誠実性及び企業統治の状況（不正リスクを含む。）、内部統制の状況、リソースの状況、監査報酬の妥当性等を総合的に評価し、その評価結果をもとに所定の承認手続を経て、監査契約の更新の可否を決定しています。なお、監査契約の更新に関して慎重な検討が必要な場合は、執行会議に報告を行い、執行会議において契約の更新可否や契約継続条件等を協議することとしています。

新規受嘱・契約更新に当たっての確認事項



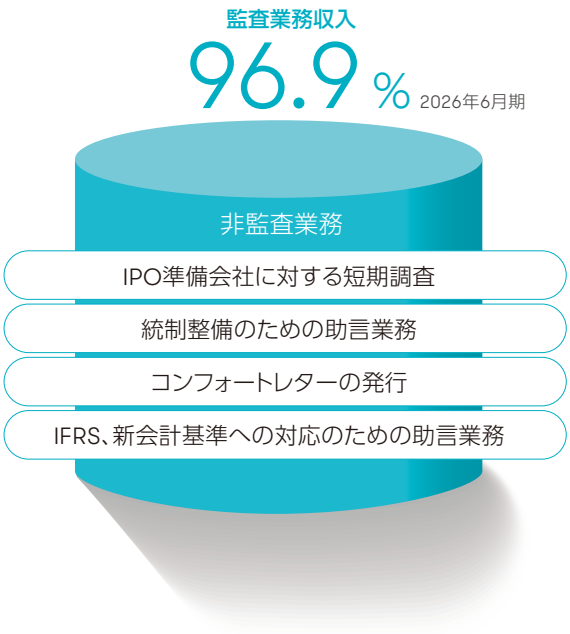
非保証業務の受嘱

倫理規則では、社会的影響度の高い事業体である被監査会社等に対して、自己レビューという阻害要因が生じる可能性のある非保証業務の提供が禁止されています。また、同時提供が可能とされる非保証業務を社会的影響度の高い事業体である被監査会社等に提供する際には、被監査会社等の監査役等から事前に了解を得ることや報酬関連情報を開示することが求められています。当法人では、倫理規則の要求事項に対応するた

め、当法人又はネットワークファームが非保証業務を社会的影響度の高い事業体である被監査会社等に提供する際には、品質管理部で同時提供が可能な業務かどうか判断した上で、監査役等の了解が得られるまで、当該業務に係る契約を締結できないこととしております。また、報酬関連情報が適切に開示されるために、品質管理部で関連する情報を収集した結果を監査チームが被監査会社に適切に伝達する手続を定めています。

非監査業務に対する考え方

当法人は、法人組織が監査品質向上の根底を支えるものであると考えており、また、監査品質向上のために機能すべきものであると考えています。当法人は、業務内容を原則として監査業務及び監査業務に付随する非監査業務に限っており、それ以外の非監査業務は当法人のグループ会社が担うという組織形態をとっています。このような組織形態をとったのは、資本市場における投資家保護を念頭におき、監査品質の向上という観点から監査法人の経営資源を監査に集中して注力する組織でありたいと考えたためです。2026年6月期の監査業務の収入が全収入に占める割合は、96.9%でした。監査業務に付随する非監査業務の主なものは、IPO準備会社に対する短期調査や助言業務、コンフォートレターの発行等です。



監査事務所間の引継ぎ

当法人では、所定の規程に基づき、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方において、監査上の重要事項の伝達又は監査上の重要事項について問合せを実施することにより、適切に監査業務の引継ぎを行うこととしています。品質管理本部は、業務執行社員より、監査チームが実施した引継ぎの状況について報告を受け、適切に引継ぎが行われていることを確かめています。
また、品質管理本部が必要と認めた場合、監査業務の引継ぎに際して、品質管理本部に所属する社員又は専門職員が立ち会うこととしています。

監査事務所間の引継ぎに関する流れ

（当法人が後任の監査人となる場合）



監査チームの編成と監査の実施

監査チームの編成

監査チームの編成は、各事務所の所属長（事務所長、東京事務所及び大阪事務所においてはグループ長）が、業務執行社員と協議のうえ、被監査会社の規模や監査リスク等を総合的に勘案して決定しています。特に、主査の選任は監査品質に重要な影響を及ぼすことから、人事部が職員に関する人事情報を継続的に集約し、各所属長に提供することにより、適切な人員配置を支援しています。各所属長は、当該人事情報に基づき、職員の経験、適性及び育成の観点を踏まえて主査候補者を起案し、人事部がその内容を確認したうえで決定しています。

また、監査日程については、各監査チームが監査計画に基づいて申請し、各所属長又は各所属長が指名するアサインメント担当者が日程調整を実施しています。これにより、監査品質の維持に必要な監査時間及び人員が適切に確保されていることを監視しています。

リソースの効果的な活用

当法人では、人材採用の強化、チーム編成の合理化及びテクノロジーの活用等の施策を通じて、監査品質の維持・向上に努めています。

人材の採用については、定期採用及び通年採用に係る体制整備を行うとともに、多様な働き方を提示すること等により、経験豊富な職員の採用強化に取り組んでいます。また、職員に対する教育・研修体制の充実を図ることにより、監査品質の維持・向上に資する体制の強化に努めています。

監査チームの編成に当たっては、各職員の業種別の監査経験や専門性等を踏まえてメンバーを選任するとともに、公認会計士等の有資格者である監査スタッフと監査アシスタントとの役割分担を明確化しています。これにより、有資格者が会計上及び監査上の重要な判断を要する業務により注力できる体制を構築し、監査品質の向上に取り組んでいます。また、テクノロジーの活用については、RPAによる監査手続の自動化、データ・アナリティクスを活用したリスクの可視化及び生成AIの活用等を推進しています。これにより、監査チームメンバーが効果的かつ効率的に監査業務を遂行できる環境の整備を進めています。

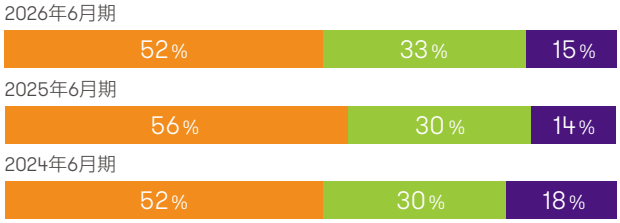


監査品質に影響を与える意識調査

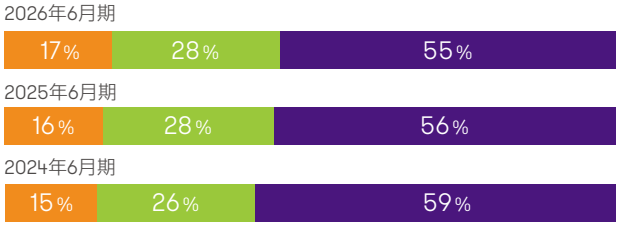
否定　中間　肯定

*5段階による評価で1～2を否定、3を中間、4～5を肯定として集計した結果の分布図です。

Q. あなたは、当法人の監査業務に十分な人材が投入されていると思いますか。



Q. あなたは、パートナーと双方向のコミュニケーションがとれていると思いますか。



監査品質に対する業務執行社員の責任

当法人は、業務執行社員が最終的な監査の責任者であるという当事者意識を持ち、自律的に監査上の判断をすることの重要性を強く意識することが、監査品質の向上に不可欠と考えています。業務執行社員は、品質管理や独立性・職業倫理に関する規程を遵守し、監査チームのメンバーに対する指示・監督を行い、メンバーが作成した監査調書のレビューに関する責任を負っています。そして、最終的には全ての監査手続を総括し、適切な監査意見を形成することでその責任を果たします。当法人は、業務執行社員が、個別の監査業務の品質の管理責任と監査意見に関する責任を負うことを常に意識し、監査業務を行うことが何よりも重要なことだと考えています。

監査計画の立案と監査手続の実施

監査チームは、業務執行社員のほか、主査及びその他の監査補助者で構成されています。実際の監査の現場において、高品質な監査を行うには、過去の成功体験や慣例、思い込みにとらわれず、監査チームの全てのメンバーが監査上の課題について自由闊達に議論するための環境が欠かせません。当法人は、監査チームの全てのメンバーが主体的に行動し、相互に尊重・協調しながら行動することを求め、そうした環境の形成、維持に努めています。個別の監査業務では、業務執行社員のみならず、監査チームの全てのメンバーが、それぞれに蓄積してきた経験や知見を活かし、監査計画の立案や監査手続を実施する役割を担っています。監査チームの全てのメンバーが監査品質を意識し、情報を共有しながらそれぞれの責任を果たすことで、組織的に高品質な監査を実現できると考えています。

監査調書の査閲

当法人は、適切に監査計画を立案し、それに基づいて必要十分な監査手続を実施するだけでなく、その結果を確実に文書化することを大切にしています。監査チームによる文書化の品質管理は、より経験のあるメンバーが経験の浅いメンバーの作成した監査調書を査閲するという原則に基づき、特に査閲の適時性を重視して行っています。査閲に際しては、監査上の判断の背景や改善点について具体的なフィードバックを行い、査閲を通じた実務上の指導・育成（OJT）にも取り組んでいます。

監査メソドロジー・監査ツール

職業的専門家としての基準及び法令等を遵守して高品質な監査を実施するため、監査の品質管理に関する各種規程を定めているほか、グラントソントンのメンバーファームとして、グラントソントンが定めた監査手法に加え、日本固有の諸制度を考慮した監査マニュアルを開発・適用しています。また、監査業務にグラントソントンがグローバルで利用する電子監査調書ツール“LEAP Engagement Tool”を利用しています。“LEAP Engagement Tool”は、クラウド型の監査ツールであり、常に最新の日本の監査基準及び国際監査基準並びに当法人の監査マニュアルを遵守した監査を支援します。また、複数の監査チームメンバーが監査ツール上で同時に作業し、監査調書を効率的に作成・共有することで、効果的・効率的な監査を実現します。このほか、監査の全てのフェーズにおいて監査手続の過程及び結果を確実に文書化できるよう、監査調書作成支援ツールや自動作表ツールも積極的に利用しています。

電子監査調書利用率

100%

2026年6月期

*2023年12月期の監査から、LEAP Engagement Toolの利用を開始しています。監査報告書又はレビュー報告書を発行する業務での利用率を算出しています。

監査チームを支援する体制

グローバル化への対応

被監査会社の海外展開やM&Aによる事業拡大が加速し、企業活動のグローバル化が一段と進んでいます。こうした環境の変化を的確に捉え、当法人では「海外メンバーファーム・ジャパンデスクとの連携強化」と「法人全体で継続的に進化するグループ監査の実現」を目指し、国際部が主体となってグローバル化への対応を支援しています。その鍵を握るのは、対応を支える「ツール」と、グローバルに活躍できる「人材」です。私たちは、特に以下の取組みを通じて、グローバル化への対応を追求しています。

海外メンバーファーム・ジャパンデスクとの連携

構成単位について、海外メンバーファームが監査をしている場合には、グラントソントンが定める共通の監査マニュアルや電子監査ツール（LEAP）を活用します。世界150以上の国・地域に広がるグラントソントンのネットワークと、グローバルに展開するジャパンデスクとを積極的に連携させることで、訪問・Web会議・メール等による構成単位の監査人とのコミュニケーションが一層円滑になります。これにより、監査の効率化と品質の向上を実現しています。

日本人/日本語対応スタッフが駐在している拠点

世界の主要都市に日本人又は日本語での対応が可能なスタッフを配置し、円滑なコミュニケーションを促進しています。



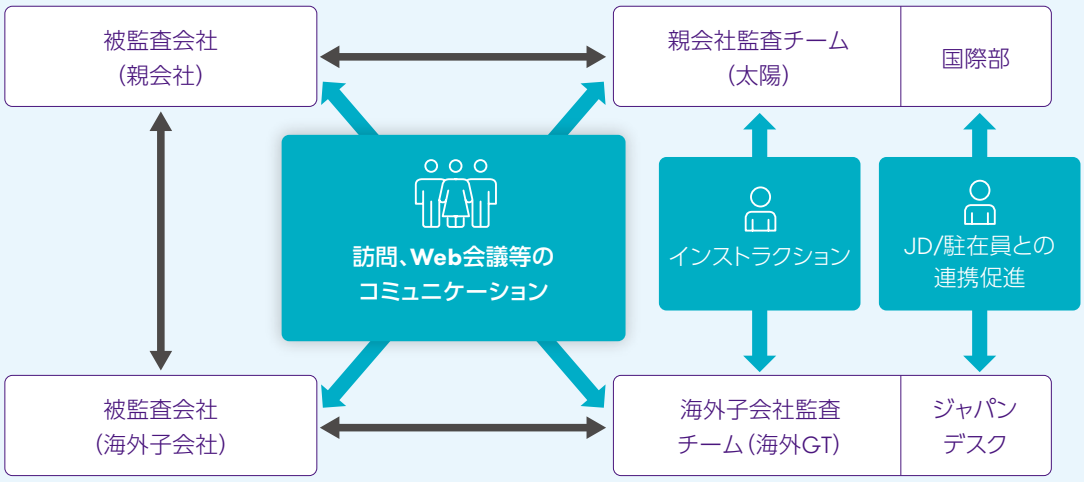
アジア　：上海、北京、広州、成都、香港、台北、マニラ、ジャカルタ、シンガポール、クアラルンプール、プノンペン、ハノイ、ホーチミン、バンコク、グルグラム（旧称: グルガオン）
アメリカ　：シカゴ、ロサンゼルス、メキシコシティ
ヨーロッパ：パリ、ロンドン
オセアニア：ブリスベン、メルボルン
アフリカ　：カンパラ

（2026年7月末）

海外構成単位のグループ監査における国際部の支援

国際部は、海外グループ監査業務を担う人材の育成に向けて、グループ監査ワークショップの開催、国際的な会計・監査基準に関する研修の企画・実施、インフライトレビューを通じた監査チームのサポート、グループ監査に係る監査調書様式の整備・改善（AIの活用を含む。）、海外制度に関する情報収集などに取り組んでいます。あわせて、各国メンバーファームや各国駐在員との連携を図り、監査チームからの問合せに対応することで、各監査チームを幅広く支援しています。

グループ監査におけるグローバル化への対応の概念図



海外ジャパンデスクの詳細については、「太陽有限責任監査法人のネットワーク」（P.66）をご参照ください。

国際人材の育成

法人内英語検定制度の導入、英語研修制度の拡充、海外事務所での実務研修、駐在派遣を含む海外メンバーファームとの人材相互交流など、重点的な投資を行っています。また、グラントソントンが主催する様々な研修に当法人の人員を参加させ、国際業務への対応力の向上に努めています。次代を担う国際人材の育成を通じて、グローバル化への対応を追求していきます。

教育研修・人材育成

- 英語検定制度
- 英語研修制度
- 海外実務研修
- 駐在員との相互交流
- GTIL主催研修
- 法人内ワークショップ研修

不正リスクへの対応

起こり得る具体的な不正の態様（不正シナリオ）を想定した監査の実施

近年、会計不正をめぐる社会的な要請の高まりを踏まえ、当法人では、不正リスクに対応した監査をさらに深化させることに取り組んでいます。中でも、被監査会社において起こり得る具体的な不正の態様（不正シナリオ）を想定して、それに関連するアサーションに対してより直接的な証拠力の強い監査証拠を入手することを特に年度末の実証手続において計画し実施することを強調しています。品質管理本部においては、不正の兆候を的確に把握し、不正シナリオを具体的に検討する際の参考とするために、不正事例研修の開催、各種調査委員会報告事例のグループウェアへの掲載を行うほか、毎月特定テーマを設定し「強化月間」としてその浸透を図る取組項目に不正関連テーマを取り上げています。

また、不正リスクへの対応手続、その結果及び関連する監査調書を一覧にすることにより、不正シナリオを想定して立案した不正リスクへの対応が確実に実施されていることを監査調書の査閲及び審査の過程で確かめています。なお、監査上の主要な検討事項（KAM）についても、上記の不正リスクへの対応とKAMの関係が明確になるようにしています。

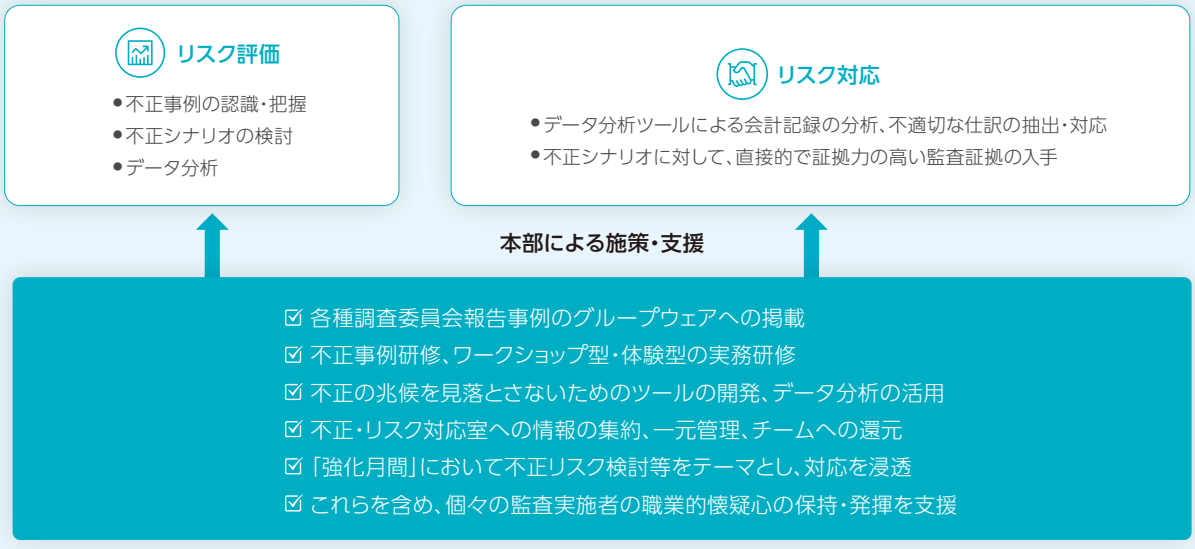
不正リスク対応基準に準拠した監査の実施及び監査事務所の品質管理

当法人では、監査マニュアルにおいて不正リスク対応基準及び関連する監査基準報告書の要求事項を反映させるとともに、不正リスクに慎重に対応するために、当法人独自の要求事項を定めています。監査マニュアルに定めた要求事項により、「不正による重要な虚偽表示を示唆する状況」等のリスク情報を識別した場合には、直ちに監査チームから品質管理本部へ報告・相談が行われる体制としています。

不正・リスク対応室は、幅広く不正・リスク情報を収集して一元管理しており、その対応に必要な知識や経験を蓄積し、リスク情報を識別した個別監査チームを直接支援することとしています。

また、審査部は、不正・リスク対応室の把握したリスク情報の共有を受け、必要に応じて業務執行社員や審査担当社員に状況確認するなど、継続的なモニタリングを実施しており、「不正による重要な虚偽表示を示唆する状況」を識別した場合や「不正による重要な虚偽表示の疑義」があると判断された場合には、合議制の審査会により、修正後の監査計画や入手した監査証拠の評価結果等について慎重に検討しています。

各監査フェーズでの不正への対応と支援



不正に関する研修

不正に関する研修では、不正事例をもとに監査で不正を発見するためにはどのような手続が有効であったかなどをグループワークやディスカッションを通じて学ぶワークショップ型の研修も実施しています。

監査支援部、不正・リスク対応室、メンバーファームのフォレンジック専門家が、公表されている主な不正事例（課徴金納付命令勧告事例、監査提言集の新規掲載事例、その他公表されている不正事例、当法人での不正事例等）をもとに、不正形態別の特徴や監査実務での留意点等を題材とした法人内研修を実施するとともに、不正事例をもとに監査で不正を発見するためにはどのような手続が有効であったかをグループワークやディスカッションを通じて学ぶワークショップ型の研修も実施しています。これにより不正リスクに関し監査担当者が留意すべき目線の育成に努めています。

なお、不正リスクそのものへの対応とは異なりますが、ビジネスメール詐欺やランサムウエア攻撃などのサイバーセキュリティ・インシデントも多数発生していることから、IT監査室と連携して、サイバーセキュリティ・インシデントが発生した場合の監査上の対応に関する研修も実施しています。

データ分析の活用

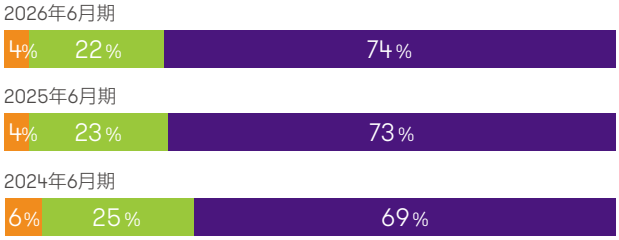
監査支援部では、不正の兆候を分析的に把握するツールを開発し、分析結果を監査チームにフィードバックすることで、各監査チームが不正の兆候を見落とさないようにサポートしています。

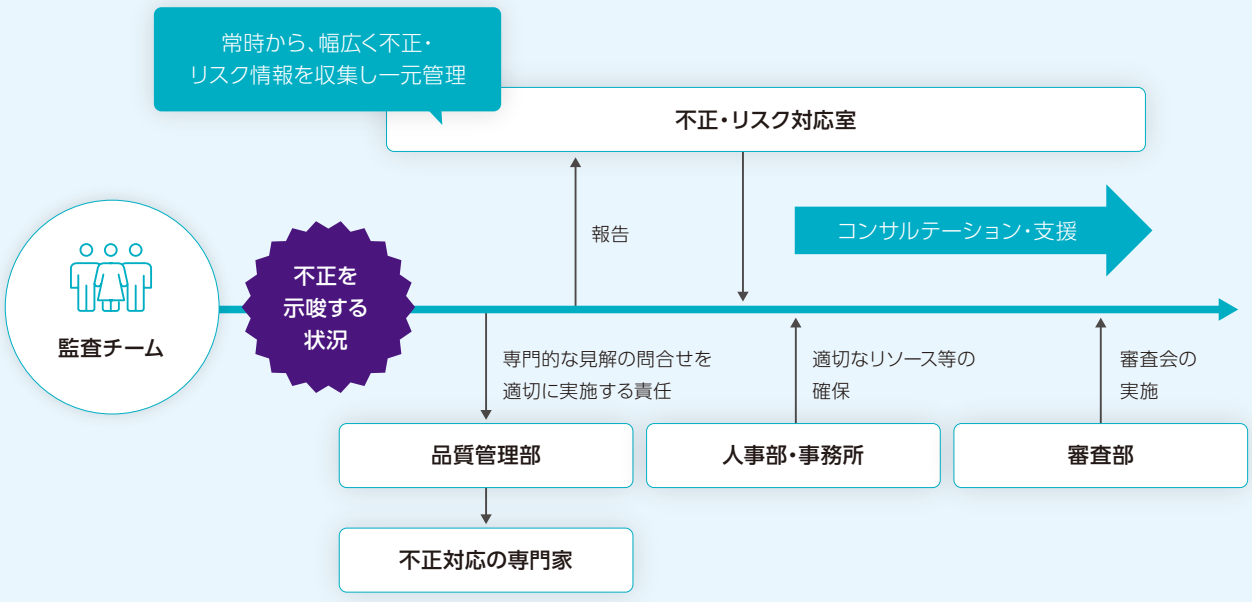
監査品質に影響を与える意識調査



＊5段階による評価で1～2を否定、3を中間、4～5を肯定として集計した結果の分布図です。

Q. あなたは、不正等を想起させる僅かな異常点も見逃すまいとする好奇心や探求心を維持できていると思いますか。





知的資源の蓄積

集約するナレッジと組織体制

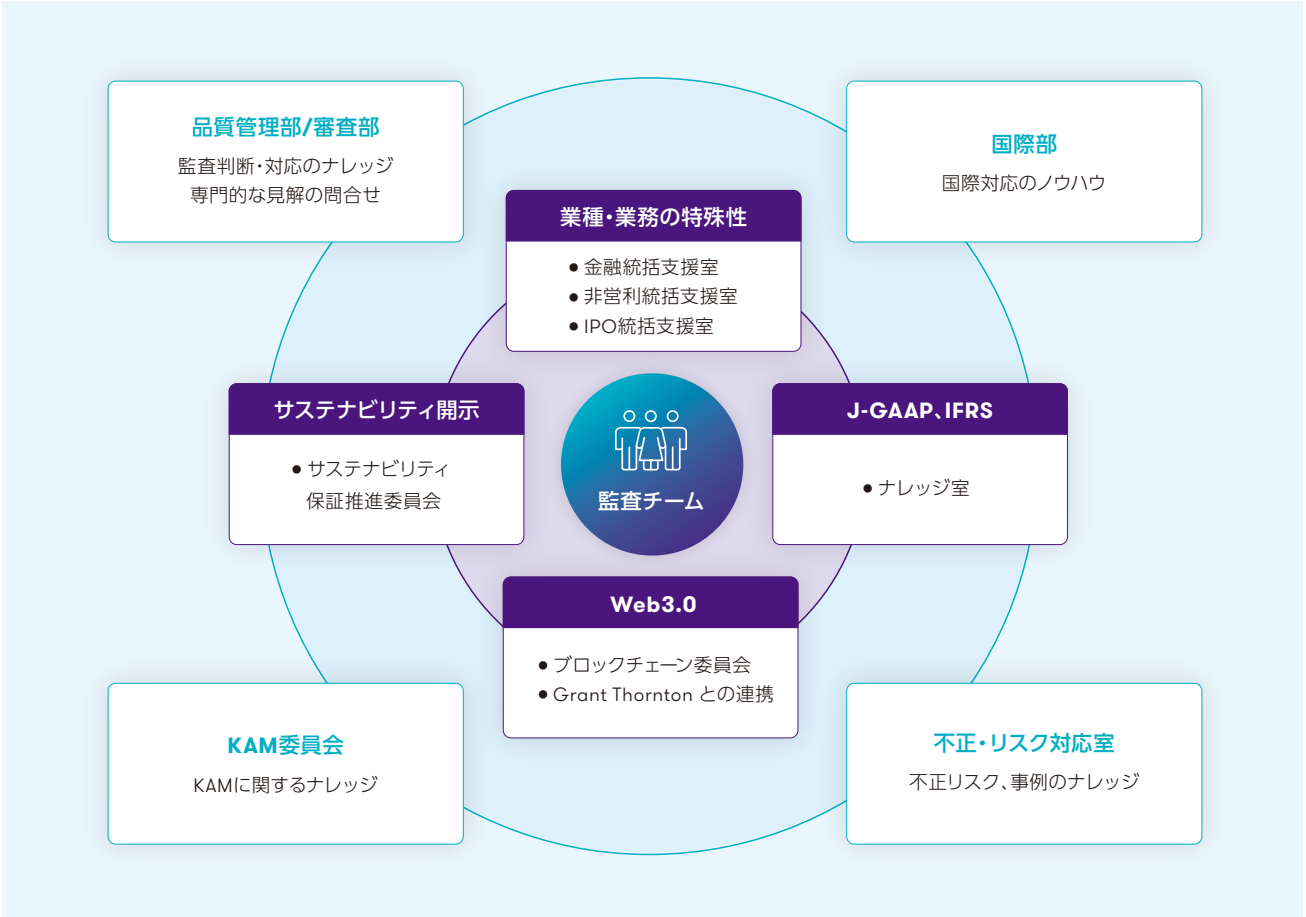
当法人では、会計基準及び関係法令の情報収集・発信などをナレッジ室が実施しています。

ナレッジ室では、わが国の会計基準設定主体である企業会計基準委員会（ASBJ）や金融庁などにおける審議の状況を常にフォローアップし、最新動向を関係部署に随時メール配信するとともに、概要を取りまとめた解説記事を法人全体に共有し周知を図っています。さらに、法人内外向けの研修を定期的に行うことで、法人メンバーに知識を浸透させるための体制を構築しつつ、被監査会社における理解の一助となるような取組みを行っています。また、各監査チームから会計基準等の適用に関する問合せをメールやグループウェアを通じて随時受け付け、専門的な見解の問合せ窓口とも連携しながら実務上の課題を解決に導き、監査チームを側面からサポートしています。

また、被監査会社の業種の特殊性や監査業務の中で対応すべき事項の特殊性に応じて、金融統括支援室、非営利統括支援室、IPO統括支援室といった支援室を設置し、ナレッジや専門的なノウハウを蓄積するとともにそれを監査チームに還元したり、監査チームからの問合せに応ずることで、各監査チームの監査品質向上に寄与しています。

近年では、ブロックチェーン技術を活用したビジネスモデルの台頭、これを踏まえた暗号資産を金融商品とする金融商品取引法の改正など、被監査会社のいわゆるWeb3.0ビジネスの加速に対応した監査対応が必須であると認識しています。暗号資産の会計処理、特殊な管理手法、またそれを前提とした高度な監査手法をどう整備し対応するかが重要になっていると考えています。

このため当法人では、ブロックチェーン委員会を設置し、GTIL



のメンバーファームとの情報交換も含め、暗号資産に関連する知的資源の集約・蓄積を図っています。ブロックチェーン委員会では、監査チームからの問合せ対応、ブロックチェーン監査ツールの利用方法に関して研修を実施するとともに、様々な監査ツールの開発も進めています。

最後に、サステナビリティ保証に関しては、サステナビリティ保証推進委員会を設け、開示制度及び保証制度の動向をキャッチアップするとともに、保証業務に用いるマニュアルや様式等の策定を行う品質企画部会、社員・職員への情報提供及び研修の実施、被監査会社向け説明資料の作成等を行う人材・業務開発部会の2つの部会で組織しています。

監査チームへの還元

前述のとおり、各組織が集約したナレッジは、全体メール配信、イントラネットでの情報開示・共有、研修、監査チームとの個別のコミュニケーション、相互の意見交換等により個々の職員と監査チームに還元されます。

これらのほか、ナレッジや監査ノウハウの形式知化を進める取組みとして、従来整備してきた各種マニュアル、チェックリスト、監査調書ひな形、新会計基準対応のための監査ツールに加え、太陽固有の監査ハンドブックを取りまとめました。これは、現場におけるナレッジの形式知化と、実務において極めて重要となる「監査の基本的な型」を浸透させることで、法人全体としての人材育成、ひいては監査品質の維持・向上につなげるものです。

被監査会社とのコミュニケーション

会計に関する様々なナレッジは、個々の職員や監査チームにのみ還元されるべきものではなく、被監査会社にも伝達・共有・還元されることで、被監査会社の正確・遵法的な会計対応を促し、ひいては当法人の監査品質の維持・向上につながるものと考えています。

当法人では、被監査会社へのサービス提供という側面のほか、このような意義をも踏まえ、毎年「決算セミナー」として、会計基準のポイント、改正点等について、情報発信を行っています。

専門的な見解の問合せ・専門家の業務の利用

専門性が高く判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項等に関する監査チームからの問合せに対応するため、品質管理部に専門的な見解の問合せ窓口を設置しています。問合せの回答に際しては、法人内のリソースに加え、提携する外部の専門家の専門的知見を活用しています。

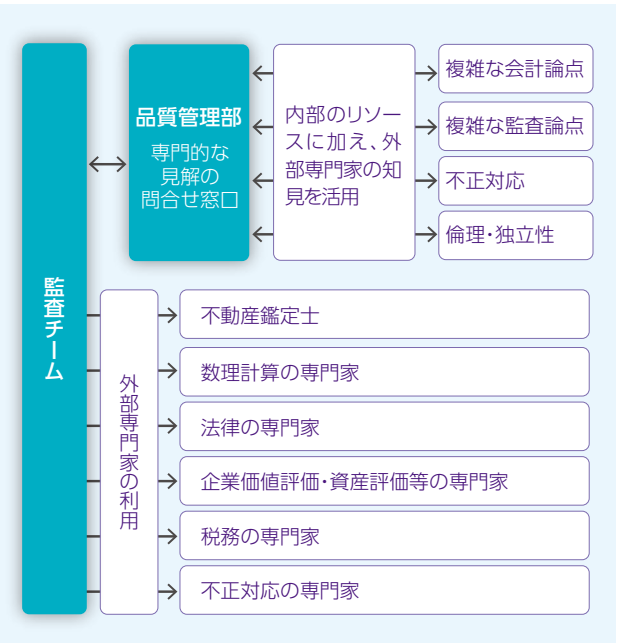
不正事案等が発生した場合には、不正・リスク対応室への報告を義務付け、不正・リスク対応室が専門的な観点から監査チームを支援する体制としています。

また、監査チームが十分かつ適切な監査証拠を入手するに当たり会計又は監査以外の分野の専門家の業務を利用できるように、メンバーファームである太陽グラントソントン税理士法人や太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社のほか、提携する弁護士や不動産鑑定士等の外部の専門家の専門的知見を活用しています。

コンサルテーション（専門的問合せ等）利用件数

164件

2026年6月期



IPO準備支援

IPO準備支援に対する考え方

公認会計士法第1条では、公認会計士は監査及び会計の専門家として、財務情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資家及び債権者の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とすると定められています。

当法人は、この使命を実現する重要な活動の一つがIPO支援であると考えています。企業がIPOを通じて新たな成長ステージへ進み、社会に新たな価値を提供し続けることは、日本経済の活性化と資本市場の発展につながります。そのような企業を監査及び会計の専門家として支援することは、公認会計士に課された社会的責任そのものであると考えています。

当法人は、「公共財の提供者であること」「監査の結果に責任を持つこと」「社会性・国際性を発揮すること」を基本的な方向性として掲げています。IPO監査においても、投資家保護の観点から高品質な監査を提供するとともに、企業が持続的成長を実現するための経営管理体制や内部統制の整備を促し、資本市場から信頼される企業となることを支援しています。

近年、東京証券取引所による市場改革やガバナンス改革の進展により、IPOを取り巻く環境は大きく変化しています。上場審査に求められる水準は年々高度化しており、IPOは単なる上場の達成ではなく、上場後も持続的に企業価値を向上させていくためのスタートラインとして位置付けられるようになっています。当法人は、IPO準備を「強い会社へ進化するプロセス」と捉え、形式的な体制整備にとどまらず、持続的な成長を支える仕組みづくりを重視しています。

IPO統括支援室の取組み

このような考えのもと、当法人では、監査チームによる個別対応だけではなく、法人全体でIPO案件を支える専門組織として「IPO統括支援室」を設置しています。IPO統括支援室は、IPOに関する豊富な経験と専門知識を有するメンバーによって構成される専門組織であり、監査チームへの支援だけでなく、IPOプロジェクト全体を俯瞰しながら課題解決を推進する役割を担っています。日本取引所グループの上場審査部門や大手証券会社の公開引受部門への出向経験者など、多様なバックグラウンドを持つ専門家が所属しており、市場の最新動向や審査実務を踏まえた支援を提供しています。

IPO準備会社は、会計制度の整備、内部統制の構築、ガバナンス体制の強化、事業計画の策定など、多くの課題に直面します。さらに近年は、新しいビジネスモデルや複雑な取引形態が増加し、IPO準備の難易度も高まっています。こうした環境の中で、監査チームだけに課題解決を委ねるのではなく、IPO統括支援室が横断的に案件をモニタリングし、必要に応じて法人内専門部署や市場関係者との連携を図ることで、監査品質と上場に向けた進捗を両立させています。

また、IPO統括支援室は単なる管理組織ではありません。監査チーム、IPO準備会社、主幹事証券会社、証券取引所、法人内専門部署などをつなぐハブとして機能し、IPOプロジェクト全体の推進役を担っています。課題の早期発見と解決を支援しながら、資本市場へ質の高い成長企業を送り出すことが私たちの使命です。今後もIPO統括支援室を中心とした組織的な支援体制により、企業の成長と資本市場の発展に貢献してまいります。

IPO統括支援室の体制

IPO統括支援室は、IPO監査業務の品質向上と効率的なプロジェクト推進を目的として設置された専門組織です。2026年6月現在、パートナー4名、シニアマネジャー1名、マネジャー1名、スーパーバイザー1名、事務職員1名、専任契約職員2名の計10名で構成されており、さらに当法人として外部機関への出向者も配置しています。これらの体制により、IPO準備監査に関する進捗状況や課題を一元的に管理し、法人全体としてIPO監査品質の向上を図っています。

IPO統括支援室の支援内容

IPO統括支援室の支援内容は、大きく「監査チームにおける課題解決支援」「監査チームにおける各種コミュニケーション支援」「法人内におけるIPO知見向上」「グループ内連携の支援」の4つに整理されます。

●監査チームにおける課題解決支援

IPO案件ごとにIPO統括支援室の担当者を配置し、IPO実現まで伴走してサポートを行っています。定期的な進捗確認を通じて

課題解決状況を把握し、必要に応じて法人内の専門部署との連携や追加支援を実施しています。これにより、課題解決の遅延を防止し、上場スケジュールの確実な遂行につなげています。

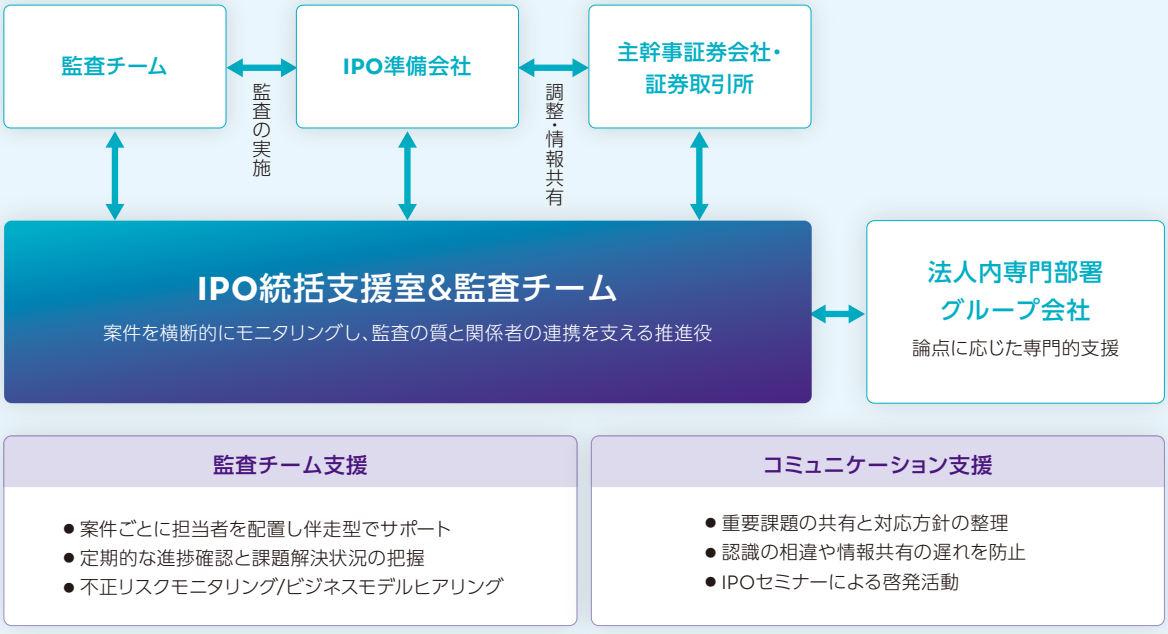
近年は、上場直後に不正が発覚する事例が社会的な関心を集めています。当法人では、こうした状況を踏まえ、不正リスクモニタリングを制度化しています。上場申請期を迎えた全ての個別監査業務の不正リスクに関するモニタリング（担当業務執行社員による経営者の誠実性に係る評価、不正リスクの評価や不正リスク対応手続の実施状況等の確認）を実施しています。また、直近では2025年3月に公表された「新規上場時の会計不正事例を踏まえたIPO関係者の対応について」を踏まえ、上場直前期を迎えた個別監査業務に関して、ビジネスモデルヒアリング（担当業務執行社員との間で被監査会社のビジネス実態を深掘りした協議による確認）を実施し、企業の収益構造や取引実態を深く理解した上で、監査チームが適切な監査リスクの検討を行い、不正による重要な虚偽表示リスクを見逃さない監査体制の強化を図っています。

●監査チームにおける各種コミュニケーション支援

コミュニケーション支援もIPO統括支援室の重要な機能です。IPOは、IPO準備会社、監査法人、主幹事証券会社、証券取引所など、多数の関係者が関与するプロジェクトです。論点に対する認識の相違や情報共有の遅れは、上場スケジュールや監査品質に大きな影響を与える可能性があります。IPO統括支援室は、関係者間の調整役として、重要課題の共有や対応方針の整理を支援し、プロジェクト全体の円滑な推進を後押ししています。

さらに当法人では、IPOを目指す企業への啓発活動として、IPOセミナーを継続的に開催しています。当セミナーでは、IPO制度や最新の審査動向に加え、内部統制構築のポイント、不正リスクへの対応、上場後を見据えた経営管理体制のあり方など、上場を目指す企業にとって重要なテーマを幅広く取り上げています。IPO準備の初期段階から正しい知識を提供することで、企業自らが課題を認識し、主体的に改善活動に取り組めるよう支援しています。このような取組みは、個々の企業支援に留まらず、日本のIPO市場全体の健全な発展にもつながるものと考えています。

監査チームによる監査の実施と、関係者間のコミュニケーションの両面を支援



●法人内におけるIPO知見向上

IPO監査の品質を高い水準で維持し続けるためには、個人の経験や知識に依存するのではなく、法人全体で知見を蓄積して共有する仕組みが不可欠です。IPO統括支援室は、IPOに関するナレッジマネジメントの中核組織として、人材育成と知見共有を推進しています。市場制度や審査実務は継続的に変化しており、新しいビジネスモデルを持つ企業も増加しています。そのため、最新の市場動向を継続的に収集し、法人全体へ展開することが重要となっています。

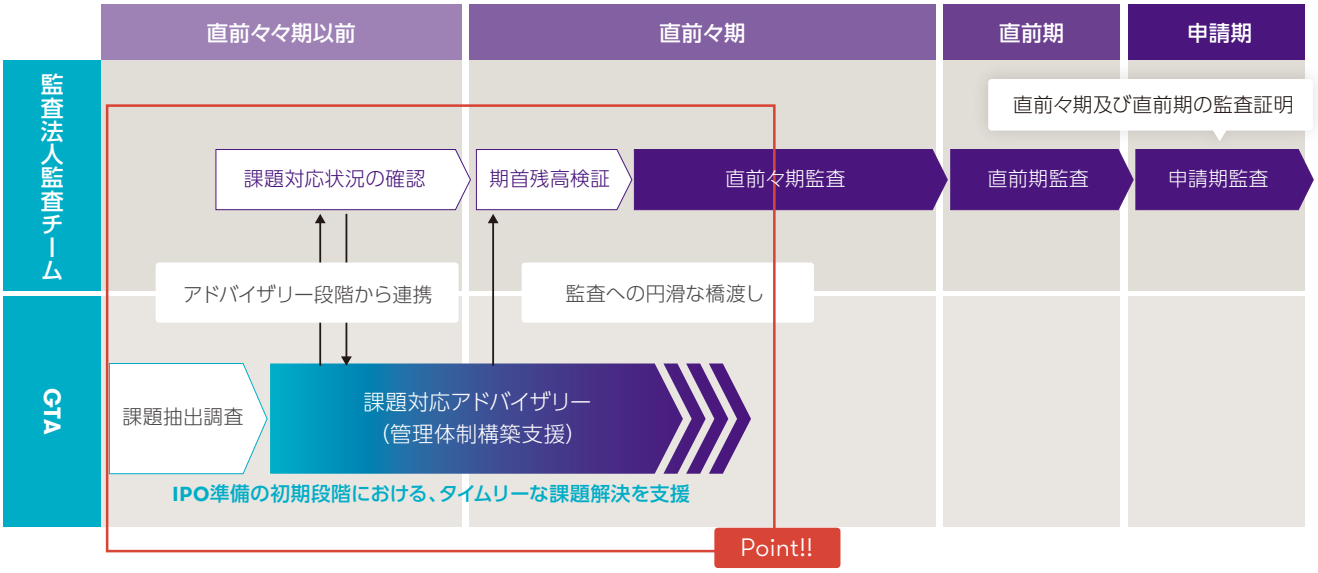
具体的には、IPO研修コンテンツの配信、IPO FAQの整備、市場関係者との対話を通じて得られた知見の共有などを行っています。IPO案件で蓄積された経験やノウハウを形式知化し、全監査チームが活用できる環境を整備することで、品質の均質化を図っています。また、IPO案件に関与した経験の少ないメンバーでも高い水準の支援ができるよう、継続的な教育体制を構築しています。

2026年6月期には、新たにIPO社内検定制度を新設しました。この制度は単なる知識確認ではなく、IPO実務に必要な判断力やコミュニケーション能力も含めて評価する仕組みです。IPO監査は、IPOに関わる高度な専門知識だけではなく、経営者や主幹事証券会社との建設的な対話能力も求められます。社内検定制度を通じてIPO人材の育成を推進し、法人全体の専門性向上につなげています。

●グループ内連携の支援

さらに、当法人はグループ会社である太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社（GTA）との連携により、IPO準備の初期段階から支援を行っています。IPO準備会社の中には、管理体制や内部統制が十分に整備されていない会社も少なくありません。そこで、GTAがショートレビューを実施し、IPOに向けた課題抽出や改善ロードマップの策定を支援しています。GTAには、公認会計士だけでなく、証券会社公開引受部門、IPO準備企業、IPOコンサルティングファームの出身者など、多様な専門家が在籍しています。企業の状況に応じて伴走型の支援を行い、IPO準備会社が自走できる管理体制の構築を支援します。その後、監査受入体制が整った段階で当法人へ引き継ぐことで、準備初期から上場まで一貫した支援を実現しています。このシームレスな連携体制は、当法人グループならではの大きな強みであり、企業のIPO実現とその後の持続的成長を支える重要な基盤となっています。

IPO統括支援室では、このシームレスな連携をサポートしています。具体的には、GTAと定期的な協議を行い、当法人の監査現場で直面した複雑な会計論点や、最新の審査における指摘事例をIPO統括支援室が分析・集約し、GTAへタイムリーにフィードバックしています。例えば、GTAが実施するショートレビューにおける「課題抽出の網羅性」について、監査法人側の目線から事例を共有し合うことで、初期段階のリスク評価に死角が生じないようグループ全体で支援品質の底上げを図っています。



IFRSへの対応

IFRS会計基準への対応

当法人の被監査上場会社でIFRS会計基準を適用している会社（以下、「IFRS適用会社」という。）は22社（個別財務諸表で任意適用している1社を含む。）であり、IFRS会計基準を適用して株式公開（IPO）することを検討している会社も相当数あります。IFRS適用会社の監査（以下、「IFRS監査」という。）の経験が豊富な人材を確保・育成し、高品質なIFRS監査を実施するために、当法人では以下のような体制を整備・運用しています。

IFRSを任意適用して新規上場した被監査会社数

8社

2026年6月期までの累計

当法人のIFRS任意適用上場被監査会社数

22社

2026年6月期

IFRS委員会

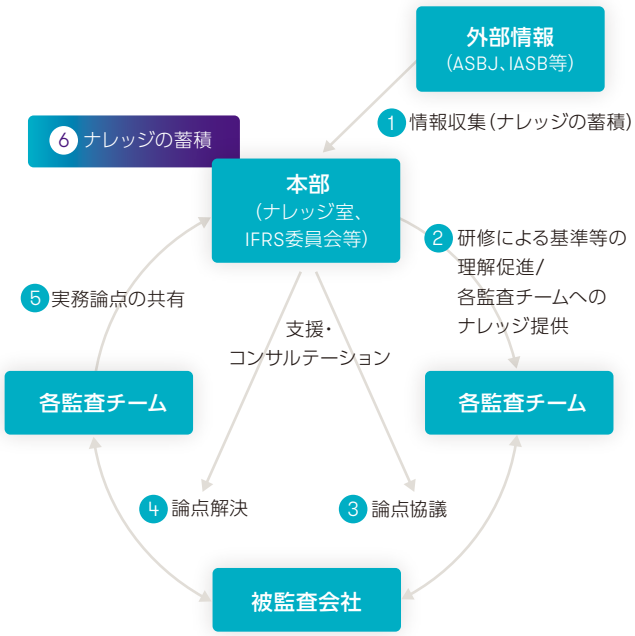
IFRS会計基準及びIFRS監査を熟知したメンバーにより、IFRS委員会を組成しています。IFRS委員会では、国際会計基準審議会（IASB）における審議の状況を常にフォローアップして最新動向を把握しつつ、当法人が所属するネットワークであるGrant Thornton Internationalが提供する刊行物や各種研修も活用しながら、IFRS会計基準に関する知見を蓄積しています。また、日本公認会計士協会（JICPA）の各種会議体にメンバーが参加しており、業界全体の取組みにも貢献しています。

監査チームの支援

IFRS委員会では、基礎的なレベルから最新のIFRS動向に至るまで、幅広いレベルの社内研修を定期的に実施してIFRS監査に従事する人材を育成・確保するとともに、IFRS監査に固有の監査ツールなどの開発を行い、IFRS監査チームに提供することで、監査品質の維持・向上をサポートしています。IFRS会計基準の解釈又は適用に判断が必要な場合には、IFRS監査チームに対してコンサルテーションを実施し、わが国に固有の状況も考慮に入れたうえで、IFRS会計基準の一貫した適用をサポートしています。

監査チームからコンサルテーションに関する情報が共有されることは追加的ナレッジの蓄積であり、これがまた監査チームに還元されることとなります。

ナレッジの循環と蓄積



社内検定制度

IFRS会計基準に関する社内検定制度に合格した者を特に高度な知識と経験を有する者として認定し、IFRS監査に優先的にアサインしています。その有効期間は2年であり、一度合格した者であっても改めて受験することを義務付けています。常に最新の知識にアップデートする仕組みとすることで、継続的に更新されているIFRS会計基準に対応できるようにしています。

その他の専門分野

金融機関監査

金融機関の監査担当者は他業種の監査業務も担当しており、様々な業種の事業者に対して融資を行っている金融機関の監査において、監査担当者が金融機関の融資先債務者の実態を見極める力を養っています。その一方で、監査品質の維持及び向上の観点から、より効果的・効率的な監査を支援するため、金融統括支援室により、金融機関の監査の実施状況をモニターし、監査品質の向上を支援する体制を整備しています。金融統括支援室における主なミッションと具体的な活動は、以下のとおりです。

主なミッション

○金融機関に対する監査品質の維持、向上

○金融機関に共通する会計及び監査上の論点に関する検討と監査担当者への周知

主要な活動

○金融機関の監査に関する研修の実施（貸倒引当金の見積りに関する事例研修、仮想の監査チームによる自己査定監査のロールプレイング研修など）

○金融機関の監査に関するツールの提供（手引書、監査調書様式、チェックリストなど）

○金融機関の監査に関する監査チームからの相談対応、個別監査業務に関する支援

○金融機関に関するトピック事項の検討及び法人内での周知

SPC・ファンド監査

金融機関監査に加え、SPC・ファンド監査についても重要な専門領域の一つと位置付け、金融統括支援室を中心に監査品質の向上と監査チームへの支援に取り組んでいます。具体的には、組成スキームの特性や監査実施時期等を踏まえた監査実施体制の整備・調整、監査スケジュールの管理に加え、新規案件については、初回面談や受嘱に係る手続から監査チームへの引継ぎまでを一貫して支援しています。ケイマン籍ファンド等の海外メンバーファームが関与するSPC・ファンド監査に関しては、スムーズな監査業務の実施ができるように、メンバーファームとのコミュニケーションをサポートしています。

また、各種ファンドタイプ別の研修の実施や各種チェックリストの整備・更新を行っています。特に、投資事業有限責任組合の公正価値評価については、2023年12月5日付の「投資事業有限責任組合会計規則」の改正に対応し、実務上の論点整理、研修の実施、品質管理部との連携を通じて監査チームを支援しています。さらに、案件情報や採算状況を集約・分析し、各事務所等と課題を共有するとともに、被監査会社に対する監査チームからのコミュニケーションを支援することで、円滑かつ高品質な監査の実施につなげています。

非営利法人監査

「公共財の提供者であること」という価値観のもと、非営利組織に対する監査業務の提供を重要な活動の一つと考えており、非営利統括支援室において、非営利組織に対する会計監査を組織横断的に実施できるよう、各種専門基準の改訂事項を把握し、非営利監査業務に関する専門的研修の企画・実施や当法人の監査ツールの開発と運用を品質管理部と連携して実施しています。また、日本公認会計士協会の公会計・非営利各種専門委員会への専門委員派遣を通じて、専門基準の改正動向・改正検討事項をタイムリーに把握し、法人内に周知しています。非営利組織に対する監査は、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、公益法人、学校法人、社会福祉法人、医療法人、農業協同組合や漁業協同組合等その範囲と領域が年々拡大傾向にあります。私たちは、非営利組織に対する会計監査の品質向上を通じて、公共性の高い領域での社会貢献に積極的に取り組んでいます。

IT監査

IT監査室は、IT領域に関する監査を横断的に支援し、実施する部門であり、IT領域に関する監査の品質を向上させるため、専門的研修の企画・実施やIT領域に関する監査の標準化を推進する各種ツール開発を行っています。

企業活動におけるITの重要性が一層高まる中、ITを利用した不正リスクへの対応、サイバーセキュリティインシデントの発生時における監査上の影響分析など、IT環境の変化に即した監査を行っています。また、AIを活用した調書の作成支援、査閲等、DX利用による業務効率化と品質向上を図るとともに、監査現場におけるAIを含む新技術の実践的な活用を推進しています。

さらに、SOC（System and Organization Controls）保証報告書発行業務を通じて、クラウドサービス等に係る保証のニーズに対応しているとともに、ISMAP監査業務等にも対応すべく体制の整備を進めています。
IT監査室では、これらの活動を通じてIT監査に関する専門性を継続的に高め、当法人による信頼性の高い監査業務の提供に努めています。

ブロックチェーン技術への対応

当法人は、ブロックチェーン技術を活用したビジネスモデルの台頭、これを踏まえた暗号資産を金融商品とする金融商品取引法の改正など、被監査会社のいわゆるWeb3.0ビジネスの加速に対応した監査対応が必須であると認識しています。
パブリック型のブロックチェーン上で暗号資産を保有する被監査会社の監査手続には、以下のような特徴的な監査手続が必要となります。

- ○被監査会社が暗号資産を所有していることを確かめる監査手続
- ○被監査会社が実行した暗号資産の取引が実在していることを検証する監査手続
- ○被監査会社が保有する暗号資産の残高を検証する監査手続

当法人は、ビットコイン、イーサリアム及びERC-20規格のブロックチェーン上の約20種類の暗号資産について、ブロックチェーンノードの構築と、ブロックチェーン監査ツールを制作し、上記の監査手続を実施できる体制を整備しました。
また、ブロックチェーン委員会を設置し、監査チームからの問合せ対応、ブロックチェーン監査ツールの利用方法に関して研修を実施しているとともに、実証手続及び内部統制に関する監査調書のひな型、監査手続のガイドラインの整備を進めています。

KAMへの取組み

当法人では、KAMの記載が投資家を始めとしたステークホルダーに対する重要な情報提供の場であると捉え、丁寧かつ明瞭な文書である必要があると考えています。KAM早期適用期よりKAM委員会を設置し、監査チームが適切なKAMを作成できるように、以下の活動を行っています。2026年6月期において、KAM委員会を品質管理本部所管から経営管理本部の監査支援部所管に移し、監査チームをサポートする体制を強化しています。

- ○監査チームへのコンサルテーション
 KAMの草案のレビューを通じて監査チームのサポートを行っています。
- ○ボイラープレート化等への対応
 KAM分析ツールを利用して当法人のKAMを分析し、より有用な情報になるように監査チームへの改善指導を行っています。
- ○自動化ツールを利用した監査報告書発行フローの厳格化
 文書校正ソフトウェアを導入し、監査報告書作成過程で当該ソフトウェアによるチェックを行う業務フローを設けています。
- ○品質管理部におけるKAM関連審査事項の整備・運用
 品質管理部では、KAMに関する審査事項の整備を行い、監査計画の立案から監査意見の形成、最終的な監査報告書（原本のみではなくEDINET版の監査報告書の文言やXBRLタグ付けを含む。）の発行に至るまで、監査チームがKAMに関して十分な検討を行っていることを審査において確かめる体制としています。

被監査会社とのコミュニケーション

KAMの記載により、監査の透明性を向上させ監査報告書の情報価値を高めるだけでなく、KAMの記載事項に関する被監査会社との協議を通じて、重要なビジネスリスクやその対応策に関する検討や開示が促進され、さらにその開示をもとに被監査会社と投資家との対話が促進されることで、被監査会社の健全かつ持続的な成長につながると期待されています。当法人では、KAMに関して被監査会社と綿密にコミュニケーションを図ることで、KAM又はその候補となる監査項目の選定に関し十分な議論を行うこと、KAMに関連する開示の検討・準備時間を被監査会社において確保することができると考えており、また、被監査会社において監査人監査の理解を促進し、その品質を適切に評価することにもつながると考えています。

サステナビリティ開示・保証への取組み

開示制度の動向

近年、投資家が企業の持続可能性や企業価値を評価する上でサステナビリティに関する情報の重要性が増しています。そのため、ステークホルダーから、信頼性のあるサステナビリティ情報開示の充実が求められており、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は2023年6月にサステナビリティ開示のグローバル・ベースラインとなる基準（ISSB基準）を公表しました。日本においても、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）が2025年3月に日本版のサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）を公表しており、本基準はISSB基準との機能的な整合性が確保されています。

保証制度の動向

開示されたサステナビリティ情報の信頼性確保のため、サステナビリティ情報に対する第三者保証の制度化も進んでいます。国際監査・保証基準審議会（IAASB）は、サステナビリティ保証に特化した国際サステナビリティ保証基準（ISSA5000）を開発し、2024年11月にサステナビリティ報告の保証に関する包括的な基準として公表しました。日本においても、2026年3月に、このISSA5000との整合性を確保したサステナビリティ保証業務実務指針5000が策定されました。金融庁金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループでは、日本におけるサステナビリティ情報の開示やこれに対する保証のあり方について検討されており、現在、SSBJ基準の適用開始や保証義務化の時期について下記のロードマップが示されています。

- ○時価総額3兆円以上のプライム上場企業：
 2027年3月期から
- ○時価総額3兆円未満1兆円以上のプライム上場企業：
 2028年3月期から
- ○時価総額1兆円未満5,000億円以上のプライム上場企業：
 2029年3月期から
- ○時価総額5,000億円未満のプライム上場企業：
 企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて、今後検討

（注）保証義務化はSSBJ基準適用開始の翌年度から

開示及び保証導入ロードマップ



●「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」資料をもとに当法人が作成しています。
●「時価総額」は、前期末から遡って過去5事業年度の末日における時価総額の平均をもって算出することが適当とされています。
（※）引き続き検討していくこととされています。

非財務情報に係る保証業務への取組状況

このような動向を踏まえ、当法人では、2021年11月にサステナビリティ保証推進委員会を設置し、サステナビリティ保証を提供できる体制整備を進めています。2026年6月30日現在の同委員会は16名で構成され、保証体制の検討、保証業務に用いるマニュアルや様式等の策定を行う品質企画部会、社員・職員への情報提供及び研修の実施、被監査会社向け説明資料の作成等を行う人材・業務開発部会の2つの部会で組織されています。また、日本公認会計士協会の関連委員会や一般社団法人サステナビリティ情報審査協会（J-SUS）等への関与を通じて、情報収集及び意見発信を行っています。なお、同委員会のメンバーは2026年7月1日以降は19名に増員し、今後も委員会としての機能を強化してまいります。

【保証業務の提供方針・実績】

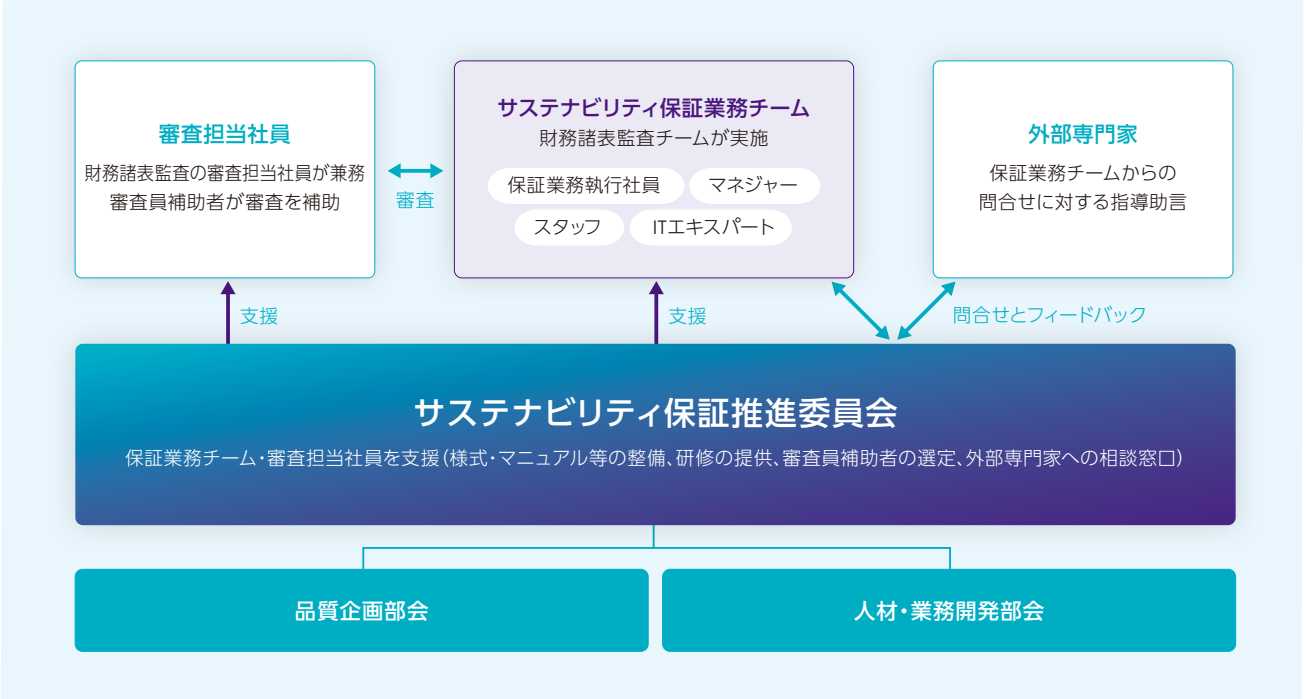
当法人は、基本的に財務諸表監査のチームメンバーがサステナビリティ保証業務も担当し、財務諸表監査の業務執行社員が保証報告書に署名する方針です。審査についても財務諸表監査の審査担当社員が担当し、必要に応じてサステナビリティ保証推進委員会のメンバーが審査員補助者として関与する体制を予定しています。2026年6月末時点において、プライム上場の被監査会社に対してGHG排出量を対象とする任意の限定的保証業務を提供しています。

【人材育成・研修】

サステナビリティ保証業務や予備調査を担う候補者として、育成強化メンバー58名（パートナー22名、職員36名）を指名しています。全社員・専門職員を対象とする必須研修として「サステナビリティ研修2025」（GTサステナビリティ入門研修含む。）を実施したほか、温室効果ガス、廃棄物排出量、水使用量・排出量、社会性指標等の保証業務及びサステナビリティに関する法的要求事項をテーマとする研修を提供しています。また、2025年度は一般社団法人サステナビリティ情報審査協会（J-SUS）の研修に当法人から12名が新規で参加しました。

【サービスライン】

当法人は、GHG排出量等のサステナビリティ情報に対する保証業務を提供します。制度保証への円滑な移行に向け、被監査会社の要望に応じて保証方針を説明し、事前調査や任意保証業務を提案します。開示に係るアドバイザリー業務は、メンバーファームである太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社が担い、当法人として保証人の独立性に配慮した対応を行っています。



審査及びモニタリング

審査

監査計画・監査意見の審査

当法人は、審査部において個別監査業務の審査全般を管理しており、監査チームが策定・実施した監査計画、監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するため、経験・能力や独立性等の審査担当社員の適格性の要件を定め、監査業務ごとに審査担当社員を選任しています。審査担当社員は、審査事由が生じた場合ばかりではなく、監査チームのミーティングに参加する等、柔軟に監査チームとコミュニケーションを行うことが推奨されており、監査チームにおける品質管理が適切に行われる仕組みとしています。

審査会・上級審査会

当法人は、監査業務ごとに審査担当社員を選任していますが、それに加えて、所定の重要な審査事由が存在する場合には、合議制の審査会において監査上の判断について慎重に審査を行う体制としています。さらに、監査チームと審査担当社員等の間で監査上の判断の相違が生じた場合や極めて重要な影響を及ぼす監査上の判断を行う場合等には、上級審査会においてより慎重な審査を実施することとしています。

重点モニタリング

当法人は、品質管理本部において監査リスクが高いと判断した監査業務について、審査部が継続的にモニタリングを行う制度として、重点モニタリング制度を定めています。審査部は、重点モニタリングの対象となった監査業務に関し、指定されたモニタリング事由に関する審査会を開催するとともに、監査計画の立案から監査意見の表明までの審査担当社員による審査の実施状況についてモニタリングしています。



実施時期の目安（3月決算上場会社の場合）

監査	
8月※1	監査の基本的方針・計画の審査
3月	監査方針の更新、詳細な監査計画の審査
5月	会社法意見表明の審査
6月	金商法意見表明の審査

レビュー	
10月※2	期中レビュー計画の審査
11月※2	期中レビュー結論表明の審査

※1 初回計画審査以降、期末監査の完了まで監査計画は断続的に見直して更新のうえ、更新に関する審査が適時に行われる体制としています。
※2 第1四半期に関する期中レビューが強制される場合、又は任意で実施する場合は、それぞれ7月、8月が目安となります。

モニタリング

リスク情報を横断的に管理する体制

品質管理本部は、リスクの高い監査業務や不正リスクに関する情報（以下、「リスク情報」という。）を横断的に収集する役割を担っています。個別監査業務におけるリスク情報は、監査チームが把握した情報に加えて、不正・リスク対応室による各種外部情報の収集及び審査会等の審査の過程や監査支援部が行う監査業務環境モニタリング等の日常的な活動を通じて、網羅的に把握できる体制を整備しています。また、有価証券報告書等に記載されている公表データにデータ・アナリティクス技術を組み合わせ、被監査会社における不正会計等の兆候を捕捉するリスク分析手法を継続的に運用しています。

リスク管理委員会及び監査業務点検室におけるモニタリング

当法人では、法人全体の品質管理システムがその目的を達成するために有効に整備・運用されているかどうか、リスク管理委員会が評価を行っています（19ページ「品質管理システムの評価結果」参照）。また、監査業務点検室が、監査業務が適切に行われていること（監査業務における不正リスクへの対応状況を含む。）を検証しています。監査業務点検室は個々の監査業務に対して実施する監視のプロセスとして、完了した監査業務の検証（内部点検）を行い、全ての業務執行社員が原則として3年に1回は対象となるように、担当する個別監査業務を点検対象として選定しています。品質管理本部は個々の監査業務の品質管理システムの評価の結果を経営会議に報告しています。また、全ての社員及び職員に対して、個々の監査業務の点検結果を研修等を通じて周知し、指摘事項の再発防止を徹底しています。業務執行社員は、品質管理システムの監視の結果に関する最新の情報及び当該情報で指摘された不備が、担当する監査業務に影響を与えているかどうかを検討し、必要な対応を行う責任を負っています。

定期的検証の対象（対象とした上場被監査会社数）

対象上場会社数	全上場被監査会社数
22社	352社※

※2026年6月期期初の上場会社数

定期的検証の対象（対象とした業務執行社員数）

対象業務執行社員数	全業務執行社員数
44名	95名※

※2025年6月末の業務執行社員数（特定社員を除く）

内部点検において検出された「監査意見に影響を与える重要な指摘事項」件数

0件

2026年6月期

グラントソントンによる品質管理レビュー

グラントソントンのメンバーファームである当法人は、3年に1回、グラントソントンの品質管理レビュー・チームによる品質管理システムの整備・運用状況及び個別監査業務の実施状況のレビューを受けています。これはグローバルに統一された手法・ツールを用いて行われ、Grant Thornton Assessment& Review（GTAR）と呼ばれています。品質管理部は、GTARの指摘事項を踏まえて改善策を策定し、研修等を通じて周知・徹底することにより、再発防止に努めています。

外部レビュー・検査とその対応

我が国における外部レビュー・検査の枠組み

監査法人に対する外部レビュー・検査の制度には、日本公認会計士協会による品質管理レビューと公認会計士・監査審査会による検査があります。当法人は、外部レビュー・検査への対応を重視しており、外部レビュー・検査におけるレビューアー・検査官との対話や監査品質に対する指導、指摘事項は、当法人の監査品質向上へ向けた取組みを加速させるものと考えています。

日本公認会計士協会の品質管理レビュー

日本公認会計士協会の品質管理レビューは、上場会社等の監査を実施している監査事務所を対象に、原則として3年に1回、通常レビューが行われます。監査事務所に対しては、これらの品質管理レビューの結果に応じて、注意、厳重注意、監査業務の辞退勧告といった措置が講じられることがあります。また、上場会社等の監査を実施する事務所が登録を義務付けられている上場会社等監査人名簿への品質管理レビューの結果の開示や、登録名簿からの登録の取消し措置がとられることがあります。当法人は、品質管理レビューの結果、上記のような措置を受けたことはありません。

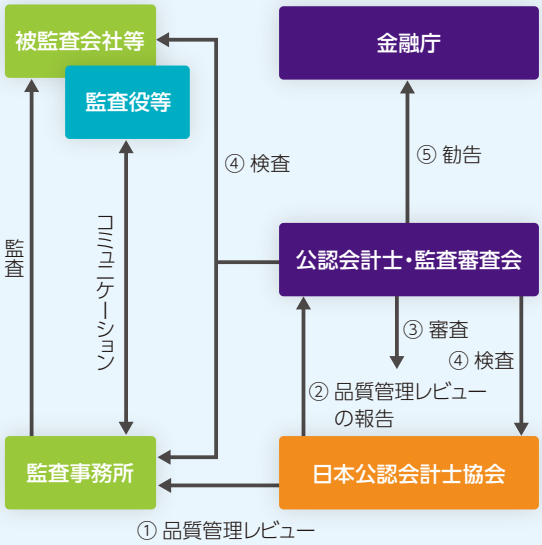
公認会計士・監査審査会の検査

公認会計士・監査審査会は、資本市場の公正性及び透明性を確保する観点から、金融庁に設置された独立の行政機関です。公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会から品質管理レビューに関する報告を受けてその内容を審査するとともに、必要に応じて日本公認会計士協会や監査事務所等への報告徴収や検査を行います。その結果、監査事務所の監査業務が適切に行われていないことが明らかになった場合には、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告します。金融庁は、その勧告を踏まえて、監査事務所に対する戒告、業務改善命令、業務の全部又は一部の停止、解散命令、課徴金納付命令等の行政処分を行います。当法人は、検査の結果、上記のような勧告を受けたことはありません。

指摘事項に対する根本原因の究明と対応

当法人は、外部レビュー・検査における指導、指摘事項については、タイムリーにその原因を究明し、同様のあるいは類似の不備事項等の発見や再発防止につながるよう改善について早期に着手しています。外部レビュー・検査による指摘事項については、全ての社員・職員に向けた研修の実施や品質管理通達を発出するとともに、必要に応じて監査業務に利用する標準文書化様式を改訂すること等によって、その改善措置や再発防止策を周知し、徹底しています。また、より重要なことは指摘事項の根本原因の究明とその対応です。指摘事項の直接的な原因等に着目したパターン分けやそこからさらに原因を深掘りしていくことにより、より根本的な原因を究明し、組織運営そのものに結び付けていく取組みを行います。その過程においても、社員の当事者意識が重要であるという認識から、必要に応じて指摘事項を題材とした社員によるディスカッションを行う等、法人全体として監査品質向上へ向けた取組みを継続しています。

監査法人に対する外部レビュー・検査の概要



コミュニケーション

法人内部におけるコミュニケーション

●グループウェアを用いたコミュニケーションツール

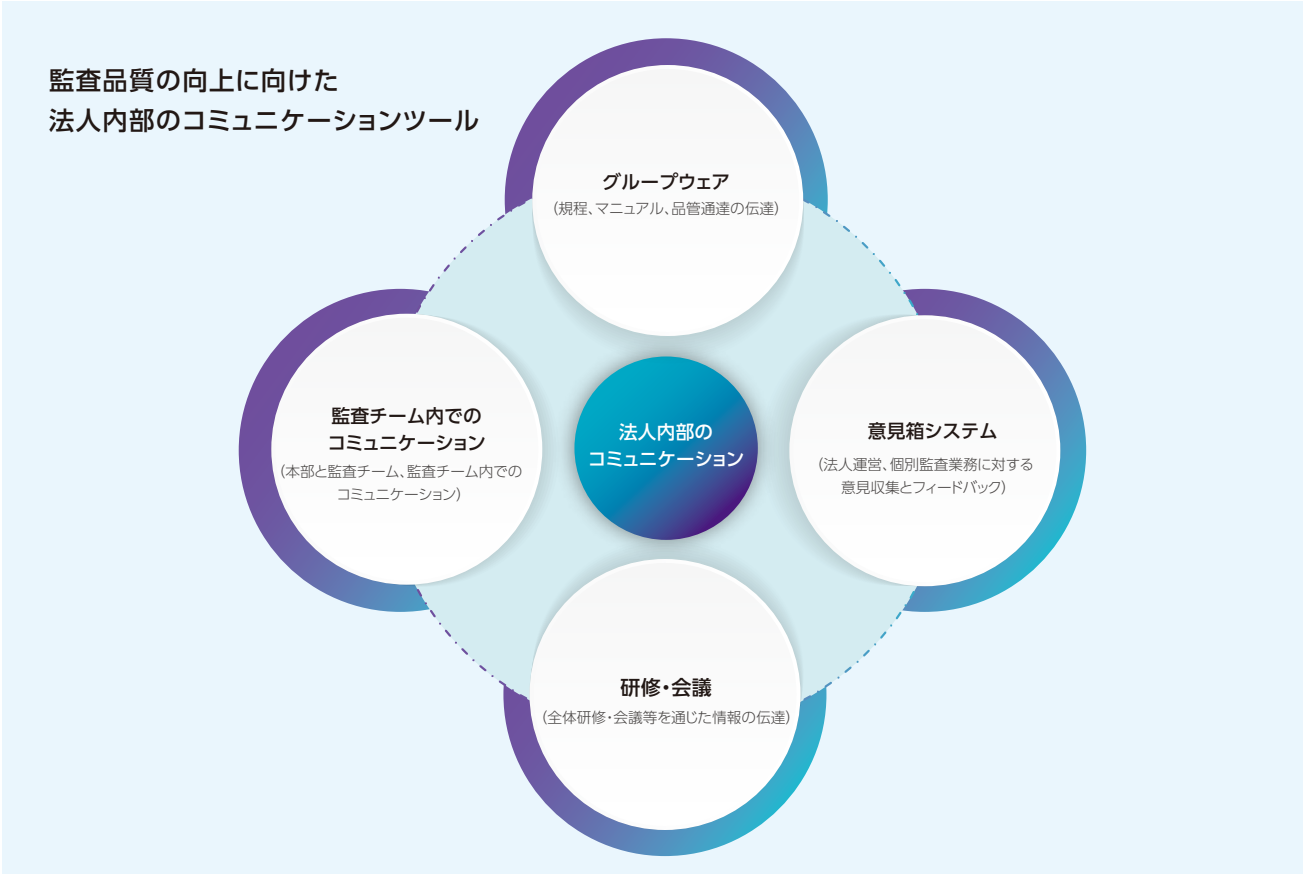
当法人では、各種規程、監査マニュアルや調書のひな型、各種通達、監査業務に関連する情報、不正事例に関する情報を法人内のグループウェアにより、監査の専門要員が閲覧・利用できる体制を整備しています。さらに、専門職員が会計基準や企業開示に関する情報を閲覧・検索できる電子的なデータベースを導入し、監査業務に必要な知的資源を提供しています。品質管理の方針及び手続の変更に関する事項については「品管通達」としてグループウェアにその内容を掲載し全社員及び職員が閲覧できるようにしています。また、「品管通達」が発出される都度、全社員及び職員に電子メールで通知することにより、品質管理の方針及び手続の変更について迅速かつ適切に周知徹底する体制を整備しています。

●意見箱システムを用いた双方向のコミュニケーション

当法人では全社員及び職員が投書可能な意見箱システムを整備しています。意見箱システムを管理する経営企画部は、全社員及び職員から法人運営に関する意見、その他業務改善に向けた提案を収集のうえ、各主管部署に伝達を行っています。監査品質及び品質管理システムに関する課題については、品質管理本部が品質管理システムの維持・向上の観点から対応策を検討・決定し、その内容を事務所全体会議、全体研修、品管通達等を通じて法人全体に周知しています。また、品質管理本部では、個別監査業務に対して法令違反等が発生又は発生が懸念される場合、職員が速やかに品質管理本部に情報を提供できる場の設置を目的として、個別監査業務に対する意見箱システムを整備しています。品質管理本部では、情報があった場合は各監査現場に対して速やかに必要な対策を講じる運用を図っています。

●全体研修・会議を通じたコミュニケーション

経営方針や品質管理に関する基本方針等は、年度初めの7月と2月に行われる全社員及び職員が参加する全体研修においても周知されています。対面式によるこの研修では、総括代表社員、経営管理本部長及び品質管理本部長が監査品質を重視する組織風土を醸成するための施策や品質管理本部の取組み方針を説明しています。職員はスマートフォンを利用したリアル



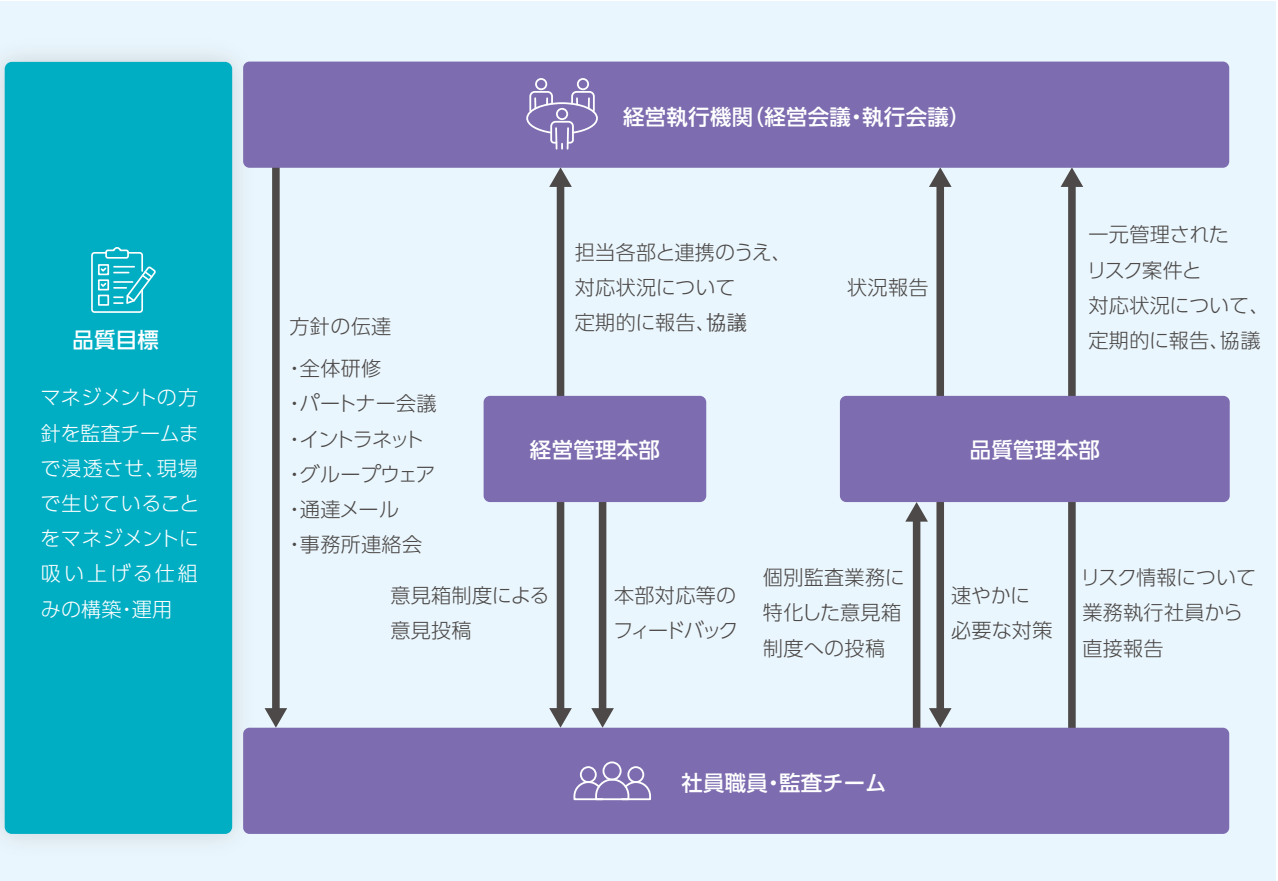
タイムのアンケート集計機能を用いて意見等を行うことができ、社員及び全職員が双方向で監査品質の重要性について議論する機会を設けています。また、経営会議で決定された経営方針や執行会議で協議された法人運営の具体的施策は、毎月のパートナー会議において全てのパートナーに伝達されています。これらの事項は、月次で開催される事務所連絡会で全職員に伝達され、監査現場への浸透を図っています。

●監査チームでのコミュニケーション

私たちは、監査品質向上のための取組みとして監査チームにおけるコミュニケーションの深化を重視しています。この施策として、審査事由の生じた場合に限ることなく審査担当社員が監査チームのミーティングに適宜参加するなど、柔軟に監査チームとコミュニケーションを図ることを通じて、監査チームにおける品質管理が適切に行われる仕組みを整えています。また、業務執行社員は、業務執行社員が率先して監査チーム内外とのコミュニケーションを図ることの重要性を認識し、業務を執行しています。これには、業務執行社員間の情報連携、監査チームメンバーが作成した調書のレビューやフィードバック、被監査会社との必要な協議・コミュニケーションなど、様々なコミュニケーションが含まれるものと考えており、これらを適切に実施することで監査品質の維持・向上に努めています。

●人材育成に関するコミュニケーション

専門職員が長期にわたって活躍し組織へ貢献するためには、本人にとってやりがいのある業務に従事することが重要であると考えています。そのため、定期的に希望業務の調査を行うとともに、希望も踏まえた今後のキャリア形成についてのコミュニケーションを定期的に実施しています。また、この希望業務調査にはグループ法人における税務・アドバイザリー業務等も含んでおり、これらの業務体験の機会の提供や短期出向制度を整備することによって、職員の希望の実現をサポートする運用を図っています。



監査役等とのコミュニケーション

私たちは、被監査会社との積極的な意見交換を行い、そこから得られた有益な情報を組織的な運営の改善に活用することを重視しています。当法人は、意見交換の手段のひとつとして、被監査会社の監査役等に対し、アンケート調査を実施し、当法人の監査が、社会的基盤として機能しているか検証することとしています。アンケート調査の結果は、経営企画部において分析・管理することとしており、当法人全体及び個別の対応について協議することとしています。被監査会社からのこうしたフィードバックは、業務執行社員が、深い知見と高い意識を持ち、正しい行動をするための出発点となるものであり、監査品質の持続的な向上に欠かせないものであると考えています。

通報制度

私たちは、監査品質の向上及び法令遵守体制の強化のため、通報制度（いわゆるホットライン）を設置しています。監査上のリスクとなり得る情報、また不正リスクに関連する情報を受け付けた場合には、当該情報について、品質管理本部長、経営管理本部長及び業務執行社員に適時に伝達し、当該情報に関する監査チームの対応が組織的に行われることを担保する体制をとっています。また、必要に応じて調査委員会の設置及び法律顧問の支援体制を整備しています。

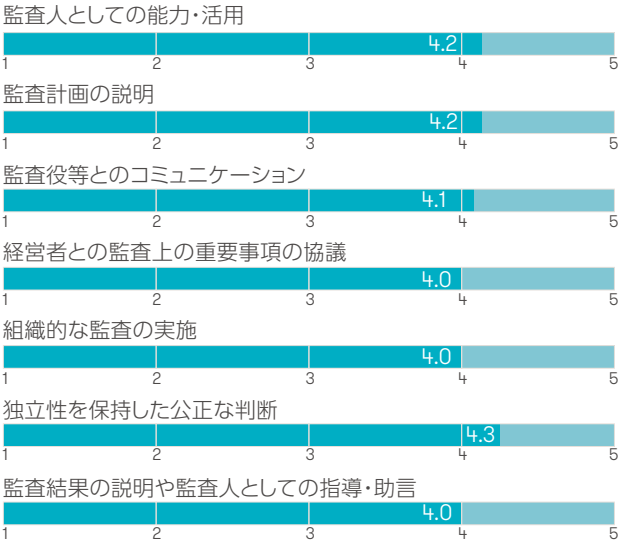
ステークホルダーとのコミュニケーション

私たちは、当法人に対する社会の期待やニーズを理解し、監査品質の更なる向上と法人運営に活かすため、被監査会社だけでなく、証券取引所、機関投資家、アナリスト、官公庁、その他資本市場のステークホルダーの皆様と継続的に意見交換を実施しています。これにより、監査の品質に関する私たちへの期待、監査業務に対するご意見を頂くことで監査品質の向上に努めるとともに、監査に関する理解、監査に対する信頼を深めていただけるものと考えています。ステークホルダーの皆様を取り巻く経済環境が変化する中で、私たち監査法人に対する期待も変化してきています。特に、昨今の資本市場においては、サステナビリティに関する課題への取組みに注目が集まっており、これら非財務情報の開示やそれらに対する保証業務についてステークホルダーの皆様との対話を促進することで、より一層社会的要請に応えることを目指しています。今後とも、私たちはステークホルダーの皆様の期待に適切に応えるため、意見交換を継続的に実施し、頂戴した様々なご意見を監査業務に活かすとともに、当法人が掲げる「公共財の提供者であること」という価値観のもと、公認会計士法第1条に掲げられている国民経済の健全な発展に寄与するという使命を果たせるように、持続的に監査品質の向上を目指します。

監査役等アンケート

2026年6月期

＊1が最も否定的、5が最も肯定的とした5段階評価の平均値です。

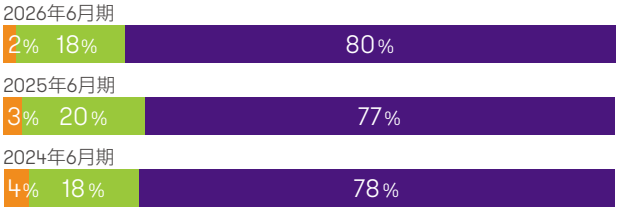


監査品質に影響を与える意識調査

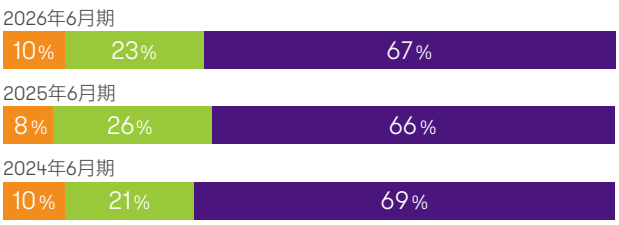
否定　中間　肯定

＊5段階による評価で1～2を否定、3を中間、4～5を肯定として集計した結果の分布図です。

Q. あなたの属する監査チームが被監査会社と十分なコミュニケーションを行っていると思いますか。



Q. あなたは、当法人に風通しが良い文化があると思いますか。



4 太陽有限責任監査法人の人材

人材に対する考え方

当法人は、“人財育成法人”であることを目標に掲げ、多様な人材が専門性と人間力を高めながら成長できる環境づくりを進めています。公共性の高い監査業務を担う使命感とやりがいを組織風土として醸成するとともに、一人ひとりの主体的な学びと挑戦を支援しています。こうした取組みにより、社員・職員が監査業務への興味と意欲を持ち続け、専門性を継続的に高めながら、中長期的に高品質な監査を提供できる人材へ成長することを目指しています。

定期採用人数と中途採用人数

2026年6月期



中途採用人数 40名

定期採用人数 71名

職員1人当たり研修時間

2026年6月期



104時間

有給休暇取得率

2026年6月期



74.9%

監査従事者の年間平均執務時間

2026年6月期

2,426時間（社員）

1,947時間（職員）

INDEX

人材の採用	P47	多様な働き方とキャリア	P52
人材の育成・研修	P48	人材交流	P53
監査実施者の評価	P52		

人材の採用

人材採用の方針

当法人は、法人理念である「3つの価値観」に共感し、共有できる多様な人材を採用する方針としています。

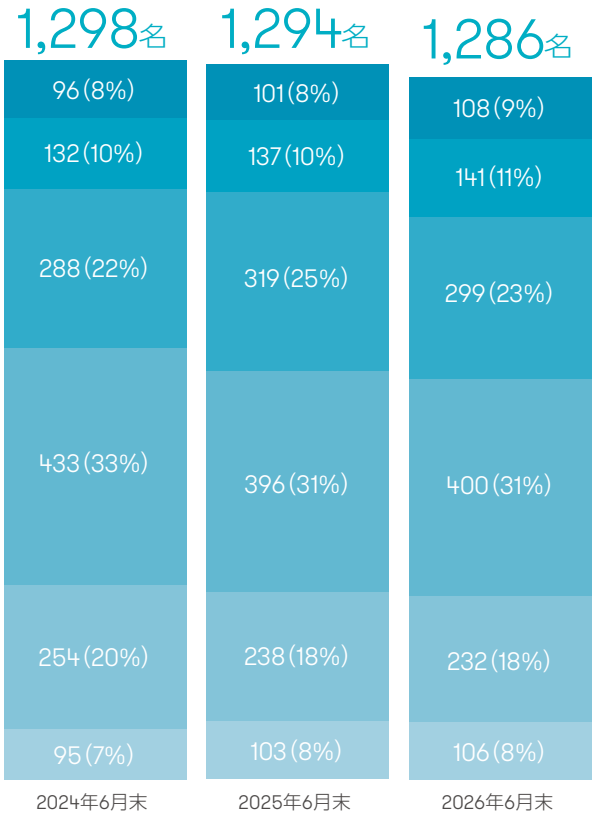
高品質な監査を実現するためには、多様な経験や知識を持つ人材が、被監査会社を取り巻く経営環境や事業活動に強い関心と好奇心を持ち、職業的懐疑心を発揮しながら業務に取り組むことが重要であると考えています。

また、グローバル化の進展に伴い、社会や経済環境の変化を幅広く理解するとともに、多様な価値観を尊重しながら協働できる人材が求められています。さらに近年は、サステナビリティ情報をはじめとする非財務情報への社会的要請が高まっており、より幅広い知見や高度な専門的判断が必要となっています。

当法人では、このような環境変化に適切に対応し、監査品質の維持・向上を図るため、被監査会社の状況や業務量の変化に応じた必要な人員を確保するとともに、多様でバランスの取れた人員構成を維持できるよう、計画的な採用活動を実施しています。

人員数の推移（職階別）

単位：名（構成比率）

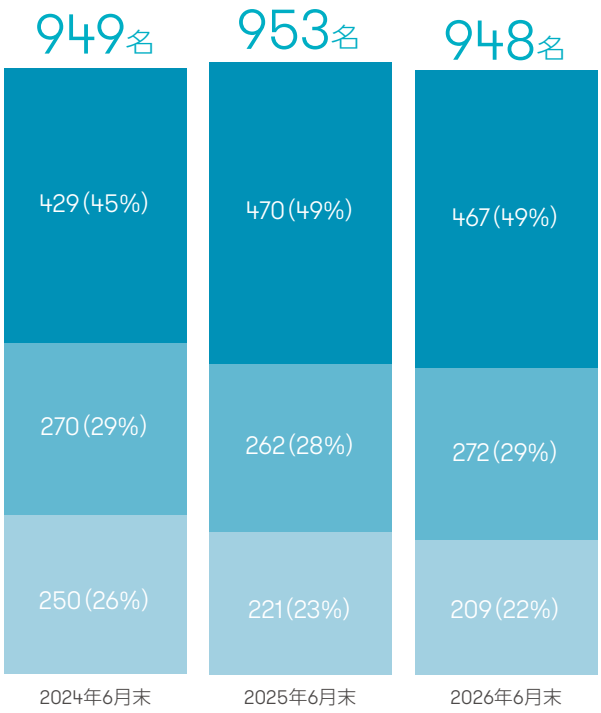


■パートナー ■シニアマネジャー・マネジャー
■スーパーバイザー・シニアスタッフ ■スタッフ ■契約職員等
■事務職員

※契約職員は、在籍人数を記載しています。

人員数の推移（資格別）

単位：名（構成比率）



■公認会計士 ■公認会計士試験合格者等
■その他専門職（USCPA含む）

※事務職員・契約職員は含まれていません。

人材の育成・研修

人材育成の方針

当法人は、“人財育成法人”であることを目標に掲げ、人事部と各事務所が連携しながら人材育成に取り組んでいます。近年は、レクチャー形式の研修に加え、ケーススタディやロールプレイなどの実践的なプログラムを充実させることで、実務に直結する知識やスキルの習得を支援しています。

また、変化する環境の中においても監査品質の維持・向上を図るため、多様な会計・監査に関する研修を提供するとともに、「非認知能力」の向上を目的とした行動スキル研修の充実にも注力しています。入所初年度から主査業務を担うまでの各成長段階に応じて、監査の「基本」を確実に習得し、それを実務において着実に実践できる人材を体系的に育成しています。さらに、主査及び各職階に求められる責任と役割への理解を深めるとともに、コミュニケーション能力やマネジメント能力等のソフトスキルを高める研修も実施しています。

加えて、多様な働き方やキャリアプランに対応するため、画一的な研修体系にとどまらず、一人ひとりの成長段階や志向に応じた学習機会の提供に努めています。例えば、国内メンバーファームとの連携による研修コンテンツの開発・活用など、新たな学びの機会の創出にも継続的に取り組んでいます。

当法人の「教育研修」に関する基本方針

1. **“人財育成法人”としての教育研修体制**
 人事部と各所属部署が連携した育成体制
2. **OJTを補完する実践的プログラムの充実**
 ケーススタディ・ロールプレイ等
 アクティブラーニングの拡大
3. **環境変化に適応した監査品質の維持・向上**
 継続的専門研修と非認知能力を高める
 行動スキル研修
4. **多様な働き方とキャリアプランを支える教育研修**
 国内メンバーファームとの連携や
 新規研修コンテンツ開発

目的別・職階別研修プログラム

当法人では、職員一人ひとりの成長段階や役割に応じた研修プログラムを体系的に整備しています。

入所初年度には、社会人及び監査人として必要な基礎知識や基本動作を習得し、業務の土台となる「型」を身につけるための研修を実施しています。その後、主査業務を担うまでの期間においては、監査に関する知識や経験を着実に積み重ねながら、被監査会社やその事業環境に対する理解を深めるとともに、リスクに対する感度を高め、課題解決力や提案力を養うためのプログラムを段階的に提供しています。

また、監査・会計分野においては、外部環境の変化に対応した監査品質の向上を目的とする研修に加え、新たな会計基準への対応や業種別の専門知識の習得を目的とした研修など、多様な学習機会を提供しています。さらに、職階別研修では、それぞれの職階に求められる責任や権限、役割への理解を深めるとともに、コミュニケーション能力やマネジメント能力等、監査チームの円滑な運営や被監査会社との適切な関係構築に必要なソフトスキルの向上にも取り組んでいます。



成長を支援する多彩なコンテンツ・ツール

当法人では、必須研修に加え、e-learning研修システム「Smart Skill Campus」を通じて、多数の任意研修を提供しています。また、会計・監査にとどまらない幅広い分野の知識を学べる「10minACADEMY」や、特定のテーマについて理解を深めるために法人独自で制作した「啓発ドラマ」など、社員・職員の自主的な成長を支援する多様な教育研修コンテンツを提供しています。さらに専門書を閲覧できる電子書籍サービス「太陽ライブラリ」や、法人の監査に関する知見や留意事項を集約した「監査ハンドブック」など、実務力と専門的判断力の向上を支援する自己学習ツールを整備しています。

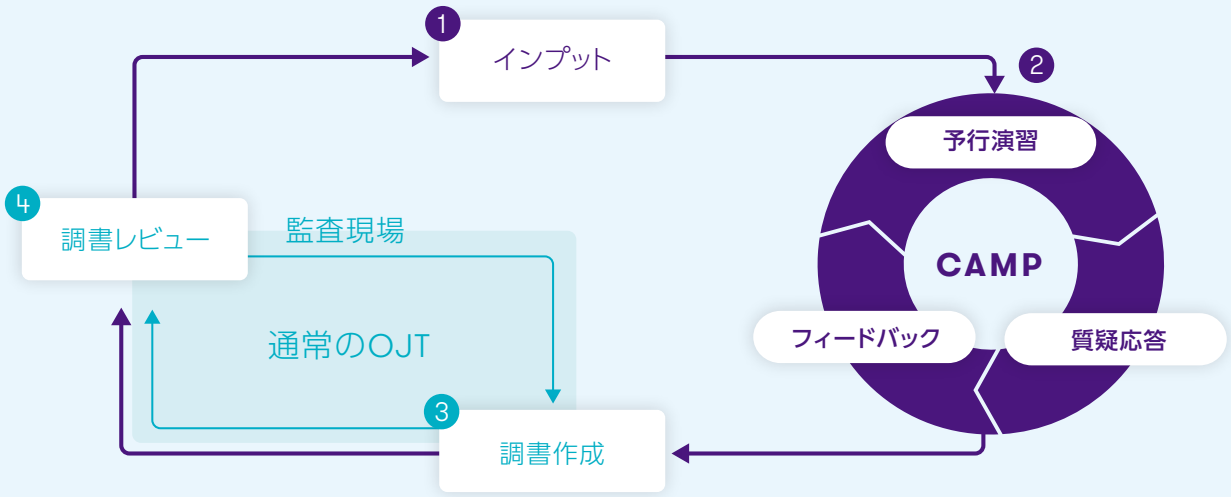


CAMP研修

当法人では、実践型研修である「CAMP（キャンプ）研修」を、入所直後から4年目まで継続的に実施しています。本研修は、各職員が所属する部署を中心に運営され、講師は各部署の経験豊富な主査が担当しています。

入所間もない職員が監査現場に配属される前に、実際の事例を用いて監査調書を作成することにより、監査業務の進め方や監査人としての基本的な考え方を実践的に学ぶことができます。また、研修の中で生じた実務に関する疑問や課題を事前に解消することで、円滑な監査現場への移行を支援しています。さらに、CAMP研修で習得した知識や経験を監査現場で実践し、その成果や課題を再び研修の場で振り返ることで、学びの定着を図っています。このような「研修と実務の反復サイクル」を通じて、監査人として必要な知識やスキルを効果的に養成しています。

「CAMP」+「OJT」から生まれる好循環



主査向け研修

当法人では、初めて主査を担当する職員を対象に「新主査研修」を実施しています。本研修では、主査として求められるマインドセットをはじめ、チーム運営や業務管理など、主査の基本的な役割や行動について学びます。

また、一定の主査経験を有する職員を対象として、監査品質の向上及びチームマネジメント力の強化を目的とした研修プログラムを実施しています。これにより、複数の監査チームを統括する立場や、大規模又は複雑な被監査会社を担当する主査として必要な知識及びスキルの向上を図っています。

これらの研修には、同様の立場や経験を有する職員が参加するため、情報交換や相互研鑽を通じて組織横断的なネットワークを構築する貴重な機会ともなっています。また、研修は20名程度の少人数で実施しており、ディスカッションやロールプレイなどのアクティブラーニングを中心に、実際の監査業務を想定した実践的なシミュレーションを取り入れています。

中途採用者向け研修

当法人では、中途採用者がこれまでに培った経験や専門性を活かしながら、早期に当法人における業務に適応し、その能力を

十分に発揮できるよう支援しています。
当法人の監査手法や監査ツールを習得するには一定の期間を要することから、一人ひとりの経験やスキルに応じた研修カリキュラムを整備しています。これにより、中途採用者が必要な知識や実務スキルを効率的に習得し、監査チームの一員として円滑に業務を遂行できる体制を構築しています。
また、それぞれのバックグラウンドや習熟度に応じた育成を行うことで、当法人の監査品質を支える人材として円滑な立ち上がりと継続的な成長を支援しています。

育成の機会・環境

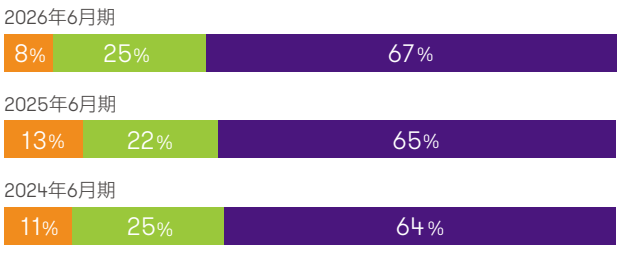
当法人は、会計・監査に関する専門知識の習得にとどまらず、多様な経験を通じて自ら考え、新たな価値を創造できる「真の会計プロフェッション」を育成することを重視しています。その実現を支えるため、業種や業務ごとに組織を細分化しない「部門レス」の組織体制を採っています。
多くの監査法人では業種別やサービスライン別に組織が編成されていますが、当法人では特定の業種や分野に限定されることなく、上場会社監査、IPO監査、金融機関監査、非営利監査、国際業務監査など、多様な業務に挑戦できる機会を提供しています。これにより若手職員の段階から幅広い業種やビジネスモデルへの理解を深め、監査人としての基礎となる視野や判断力を養うことができると考えています。
また、異なる分野で培った知識や経験は相互に活用できることも当法人の特徴です。例えば金融機関監査で培ったリスク評価の視点を事業会社監査に活かすなど、一つの分野で得た知見を他の分野に応用することで、監査品質向上につなげています。こうした経験の積み重ねは、単一分野での専門性にとどまらず、複数の知識やスキルを有機的に結び付けながら課題解決に取り組む能力の向上にもつながります。
さらに、実践型研修やOJT、キャリア形成を支援する制度、経験豊富な上司やパートナーとの継続的なコミュニケーションを通じて、一人ひとりの成長を支援しています。知識の習得にとどまらず、自ら考え、発信し、挑戦する機会を数多く提供していることも当法人の特徴です。
変化の激しい時代において、公認会計士には専門性に加え、幅広い視野、柔軟な思考力、環境変化への適応力及びコミュニケーション能力が求められます。当法人は、多様な経験を通じてこれらの能力を育み、個人の成長と組織の成長を両立させながら、社会に貢献できる会計プロフェッションの育成を目指しています。

社員・職員に対する教育研修に関するアンケート結果

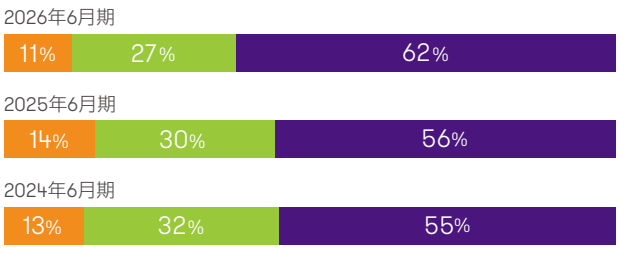


*5段階による評価で1～2を否定、3を中間、4～5を肯定として集計した結果の分布図です。

Q. あなたは、当法人の研修プログラムが監査業務に役立っていると思いますか。



Q. あなたは、適切な業務とOJTにより職業的専門家として成長していると思いますか。



監査実施者の評価

当法人では、専門職員の評価に当たり、組織として求める職業的専門家としての能力及び姿勢を「コアコンピテンシー」として定め、これに基づく評価を実施しています。コアコンピテンシーは、当法人が掲げる「3つの価値観」を基礎として設定しており、職員の継続的な成長及び監査品質の向上を支えることを目的としています。

評価に当たっては、職階及び職責に応じた評価項目を設定し、それぞれに期待される役割の発揮状況を重視しています。評価項目は、監査品質の確保及び向上への貢献の観点を踏まえて設計しており、職業的懐疑心の発揮、適切な監査上の判断、チーム内外との効果的なコミュニケーション等、監査業務において実際に示された行動や成果を評価の対象としています。

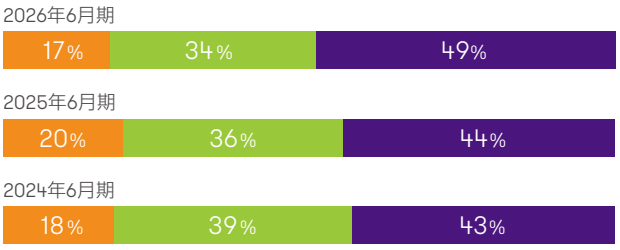
人事評価は、原則としてそれぞれの業務ごとに年2回（上期及び下期）実施しており、その結果は賞与、昇給及び昇格の決定に反映しています。また、評価結果については適時にフィードバックを行うことにより、OJTや研修と連携した人材育成に活用するとともに、職員の能力及び経験に応じたアサインメントの決定にも反映し、専門性の向上及び監査品質の維持・向上を図っています。

人事評価に関するアンケート結果

否定　中間　肯定

*5段階による評価で1～2を否定、3を中間、4～5を肯定として集計した結果の分布図です。

Q. あなたは、当法人の人事評価が公正に行われていると思いますか。



多様な働き方とキャリア

当法人は、「人財育成法人」の実現を重要な経営課題の一つとして位置付けています。監査業務の公共的使命と社会的意義に対する理解を深めるとともに、職員一人ひとりが専門性を高めながら長期的なキャリアを形成できる環境を整備することが、監査品質の維持・向上につながると考えています。

職員のキャリア形成のためには、適時・適切な人事評価とフィードバックを通じた職員の成長支援を行うとともに、評価結果を踏まえたコーチングやOJTを実施することが重要であると考えています。また、個々の経験、能力及びキャリア志向を考慮したアサインメントを行うことで、専門性の向上と成長機会の提供に努めています。

また、職員のキャリア形成を支援するため、定期的に希望業務に関する調査を実施し、将来のキャリアに関する対話の機会を設けています。希望業務には、国内メンバーファームにおける税務、アドバイザリー又は経理実務等の業務のほか、海外メンバーファーム、事業会社、証券会社及び官公庁等への出向機会も含まれています。こうした人材交流や業務経験の機会を提供することで、多様な専門性の獲得とキャリア形成を支援しています。また、国内メンバーファームとの研修の相互利用等を通じて、多様な学習機会の提供にも取り組んでいます。

この他にも、副業ガイドラインを定め、一定の条件を満たす職員については副業を認めています。監査業務以外の経験を通じて幅広い知見や視点を獲得することは、職業的専門家としての視野を広げ、多角的な思考力や職業的懐疑心の涵養にも資すると考えています。なお、副業については、独立性の確保及び競業防止等の観点から適切な審査を行った上で運用しています。

この他に、D&I（Diversity & Inclusion）の推進にも取り組んでいます。性別、国籍その他の属性にかかわらず、互いを尊重し、多様なバックグラウンドを有する人材が能力を発揮できる組織づくりを進めています。多様な視点や経験を有する人材によるチーム編成は、監査品質の向上にも寄与するものと考えています。

人材交流

法人外部との人材交流

当法人は、グループ監査の持続的な品質向上及び国際人材育成を目的として、多くの職員を海外のメンバーファームへ駐在員又はトレーニーとして派遣しています。監査職員にとって、異なる環境で自己研鑽を行う機会が用意されていることは、自身のキャリア形成や成長意欲の向上につながる重要な取組みであると考えています。そのため、海外赴任を希望する職員に対しては、可能な限り希望に沿えるよう中長期的な赴任計画を策定し、赴任までに必要となる知識、語学力及び実務経験の習得を支援しています。

企業との人材交流については、IPO監査業務への対応力強化を主な目的として、大手証券会社及び日本取引所自主規制法人へ継続的に職員を派遣しています。また、事業会社との人材交流についても推進していく方針としています。さらに、国内グループ会社である太陽グラントソントン税理士法人、太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社、株式会社サンライズ・アカウンティング・インターナショナルとの間で人材交流を実施し、監査、税務及びアドバイザリー分野に関する幅広い知見を有する人材の育成に取り組んでいます。加えて、職業的専門家としての社会性の向上及び育成や監査法人としての社会貢献の観点から、官公庁等へ職員を派遣しています。

このような海外への人材派遣や官公庁及び民間企業との人材交流で培った多様な経験・知見を監査業務に還元することも、監査品質の向上に寄与するものと考えています。

当法人は、今後もこうした取組みを継続的に推進し、多様な経験と高度な専門性を有する人材の育成に努めていきます。

法人内部（監査事務所間）の交流

社員については、東京事務所及び大阪事務所間を中心に事務所間の異動を実施することで、各事務所における監査品質の均質化及び情報伝達の促進を図り、法人全体の監査品質の維持・向上に努めています。また、東京事務所及び大阪事務所以外の地区事務所における監査の業務執行社員については、多くの場合、当該地区事務所の社員と、東京事務所又は大阪事務所の社員との組合わせで監査業務を担当する体制としています。これにより、法人全体での知見や経験の共有を促進するとともに、監査品質の均質化を図っています。

職員については、主に東日本地区（東京事務所、札幌事務所、東北事務所、新潟事務所、北陸事務所）、西日本地区（大阪事務所、京都事務所、名古屋事務所、中国・四国事務所、九州事務所）の単位で、繁忙期における応援アサインを実施しています。さらに、人事部が執行会議へ定期的に報告する各地区事務所別のリソース需給状況に基づき、各地区事務所と連携しながら人員配置の調整を行っています。これにより、法人全体のリソースを適切に配分し、監査品質の維持・向上に必要な体制を確保しています。

主な出向先 （2026年6月末）

出向先	人数
海外のグラントソントン加盟事務所	9名
太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社	9名
太陽グラントソントン税理士法人	3名
株式会社サンライズ・アカウンティング・インターナショナル	6名
証券会社	2名
日本公認会計士協会	2名
日本取引所自主規制法人	1名
官公庁等	3名
事業会社等	1名
合計	**36名**

5 太陽有限責任監査法人の監査とテクノロジー

IT・DXに関する基本方針

当法人は、監査品質と生産性を同時に高めるため、IT・DX関連方針として4つの取組みを一体的に推進しています。第一に、データ・アナリティクスや生成AIを監査の計画・実施・完了の各段階で活用し、リスク識別、異常兆候の把握、判断・文書化を高度化することで品質と生産性の向上を同時に追求しています。第二に、データを安全かつ円滑に収集・標準化・連携するクラウド基盤と業務インフラを整備し、安定性・可用性を継続的に高めています。第三に、ゼロトラストの考え方に基づくアクセス管理、脆弱性・インシデント対応、事業継続体制を強化し、被監査会社から入手する業務情報を保護しています。第四に、研修や実務支援、活用事例の共有を通じてデジタル人材を育成し、専門家が高度な判断と対話に注力できる組織へ変革しています。これらの取組みによって、テクノロジーの導入効果とリスクを継続的に評価し、安全性・実効性・説明可能性を確保しながら改善を重ねています。



AIとデジタル技術で
監査の品質と生産性を高める



変化に強く拡張しやすい
ITインフラを整備



セキュリティとデータ管理を
強化し信頼を守る



デジタル人材を育て
変革を続ける文化をつくる

当法人のデジタル化推進体制

データ・アナリティクス推進
12名

生成AI・RPAツール開発推進
21名

コレポンツール開発推進
15名

2026年6月期

IT投資額

1,210百万円

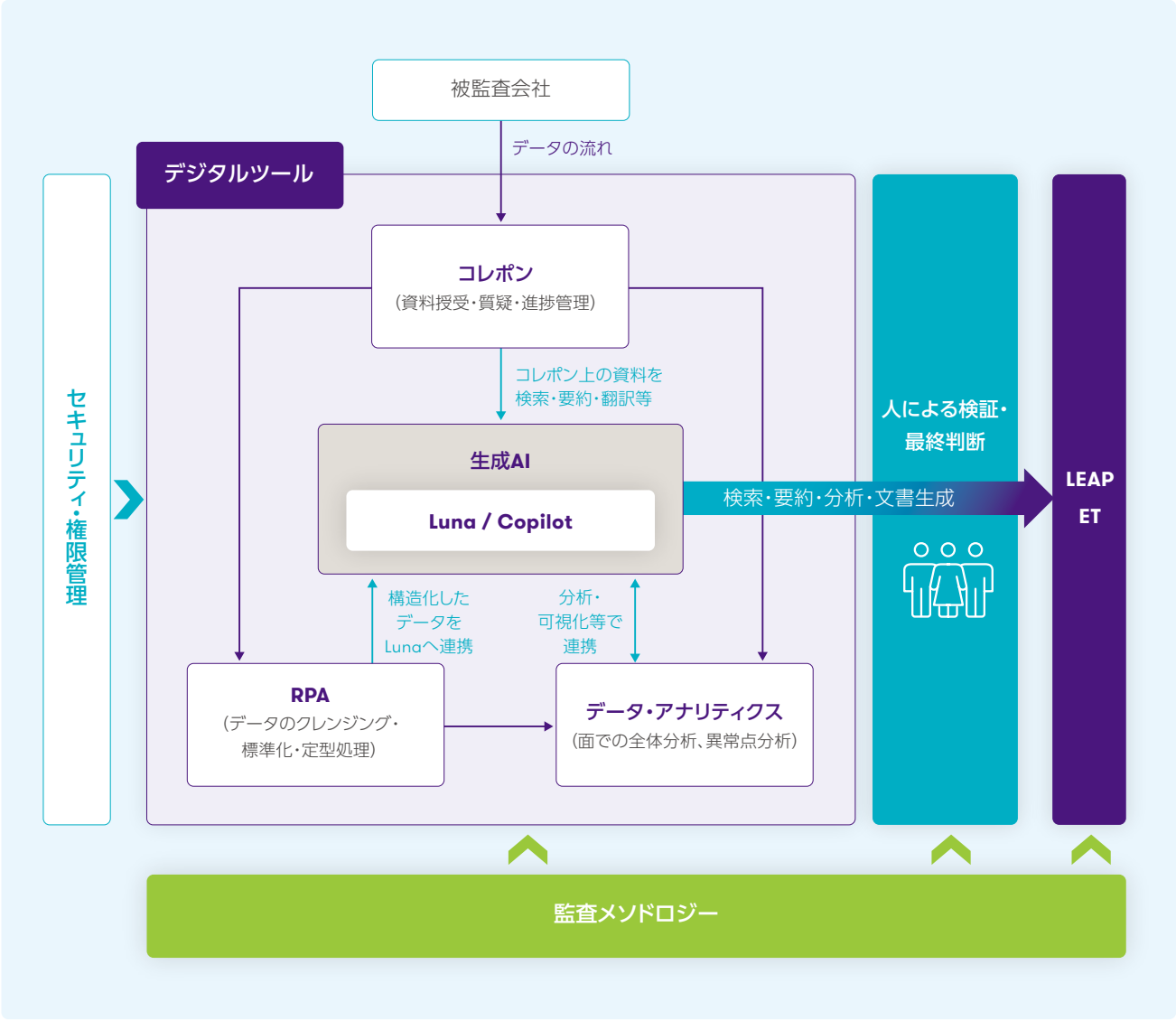
2026年6月期

INDEX

監査業務へのテクノロジーの活用 P55
生成AI P58
電子ツールの活用 P60
当法人のデジタル化推進体制 P61
情報セキュリティ P62

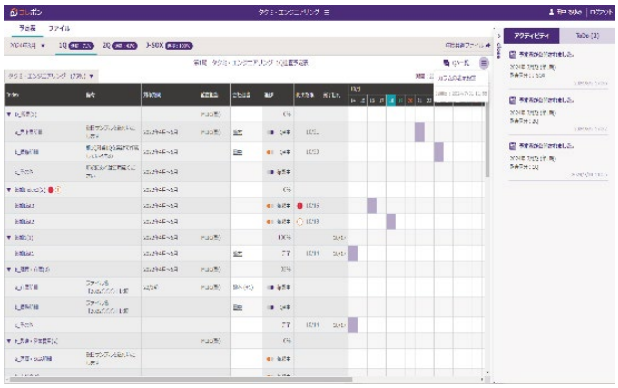
監査業務へのテクノロジーの活用

当法人は、監査業務のデジタル化を「コレポン」「RPA」「データ・アナリティクス」「生成AI（Luna）」の4つの基盤と、電子監査調書システム「LEAP Engagement Tool」を一体的な仕組みとして推進しています。被監査会社との資料授受や質疑を行うコミュニケーションツールである「コレポン」が、業務データの集約インターフェースとして機能し、集約したデータを「RPA」でクレンジング・標準化したうえで、「データ・アナリティクス」により、トランザクション全件を対象とした傾向分析や異常兆候の抽出を行います。さらに、独自の生成AIプラットフォームである「Luna」は、法人規程や監査マニュアル、検査事例や実務事例等の内部学習データをRAG（検索拡張生成）により参照し、外部Web情報やユーザーごとの任意データをマルチモーダルにインプットすることで、情報の検索・要約・翻訳、リスク要因の整理、監査調書の作成・査閲を支援しています。各プロセスの結果と専門家の判断過程は「LEAP Engagement Tool」に集約され、監査調書及び監査証拠を一元的に管理しています。生成AIの出力結果は人間の専門家が検証することを徹底し、品質と生産性を両立させながら、監査チームの判断力を最大限に引き出すように当法人の監査業務を設計しています。



コレポンツール

当法人では、監査チームと被監査会社との資料授受、質疑応答、期限及び進捗の管理を一貫して行うコミュニケーション基盤として、独自ツール「コレポン」を開発・運用しています。監査業務ごとに専用のポータルを設け、それぞれの権限に基づいてアクセスすることで、監査に必要な資料の依頼・提出、期日管理、QA及び対応状況の確認をワンストップで行うことができます。電子メールや個別のファイル共有に分散していたやり取りを一元化し、依頼内容、担当者、期限、回答及び更新履歴を関係者間で可視化することで、提出漏れや確認の遅延を防止するとともに、監査チームと被監査会社双方の事務負担を軽減し、より円滑で深度あるコミュニケーションにつなげています。コレポン上のデータは、Microsoft 365のクラウド環境において、アクセス権限等のセキュリティ管理のもとで保管・利用しています。2026年6月期は、独自の生成AI基盤Lunaとの連携を実現し、コレポン上の資料を対象として、内容の検索・要約・翻訳、論点やリスク要因の整理等を支援できる環境を整備しました。AIによる出力は原資料と照合して検証し、最終的な判断は監査人が行います。今後は、RPAによるデータのクレンジング・標準化やデータ・アナリティクスとの連携をさらに進め、資料の受領からデータ処理、分析、監査上の検討及び文書化までを切れ目なくつなぐ基盤として高度化してまいります。



コレポン画面事例

RPA

当法人では、監査業務における定型的なデータ処理の正確性と効率性を高めるため、Power Automate及びBlue Prismを用いたRPAを活用しています。被監査会社から受領した多様な形式の財務データを、専門のシェアードサービスがRPAによりクレンジング・標準化し、監査手続や分析に利用できる統一形式のデータセットへ変換します。これを起点として、標準的な監査調書への会計数値の転記、財務分析資料の作成、照合・再計算、残高確認手続における送付先情報のテスト等、反復性の高い作業を自動化し、処理の標準化と人的ミスの低減を図っています。2026年6月期は、RPAで構造化したデータをデータ・アナリティクスや生成AI基盤Lunaへ連携する取組みを進め、異常点やリスク要因をより早期に把握できる環境の整備に注力しました。自動処理の結果は監査人が検証し、最終的な判断は監査人が行うことを徹底しています。これにより、監査実施者が単純作業から、被監査会社との対話、リスク評価及び高度な判断により多くの時間を配分し、職業的懐疑心を発揮できる環境を整備しています。

テクノロジーを用いた監査業務効率化に関するアンケート結果

否定　中間　肯定

*5段階による評価で1～2を否定、3を中間、4～5を肯定として集計した結果の分布図です。

Q. あなたは、生成AIを含む最新のテクノロジーやこれを用いた最新の監査ツールを利用して、監査業務を効率化させられていると思いますか。

2026年6月期

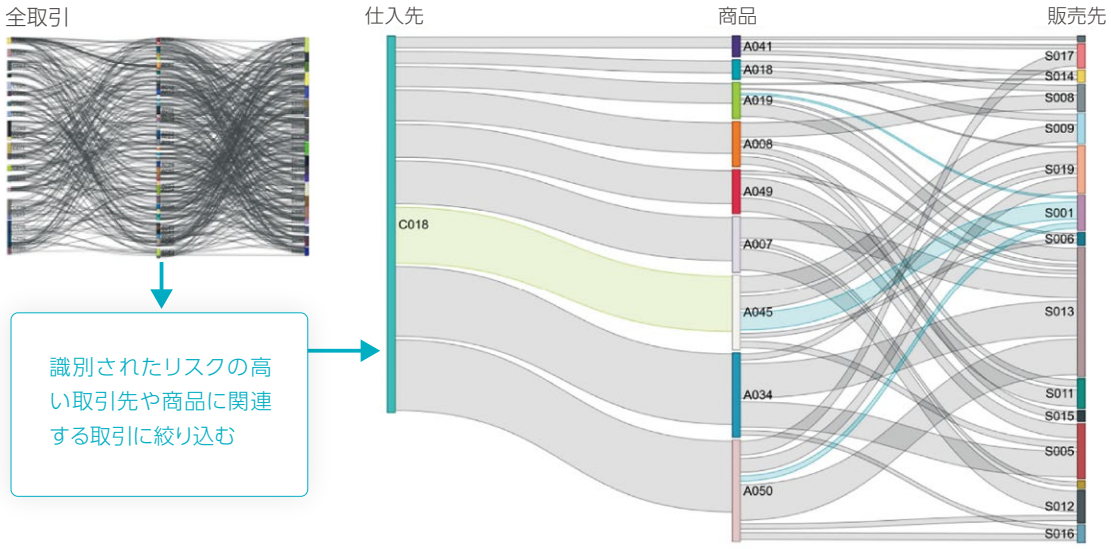


データ・アナリティクス

当法人は、被監査会社のシステムで処理される大量の仕訳・取引データを監査に有効活用するため、データ・アナリティクスの高度化を進めています。Microsoft Fabric、IDEA、Alteryx Designer及びPower BI等を組み合わせ、受領データの準備・統合・標準化から、分析、可視化及びレポーティングまでを一貫して実施しています。従来のサンプリングによる「点」の検証に加え、対象データを「面」として全件分析することで、月次推移、構成比、取引関係及び商流を多面的に把握し、取引の急増・急減、新規又は通常と異なる取引経路、特定の相手先への集中等の異常兆候を抽出します。分析結果は、監査人が被監査会社の事業、内部統制及び取引実態に関する理解と組み合わせて評価し、不正シナリオの検討、リスクの絞り込み、追加手続の立案及び被監査会社との深度ある対話に活用します。2026年6月期は、RPAにより構造化したデータとの連携を進めるとともに、生成AIやAIエージェントを用いたリスクスコアリング、要注意項目の抽出及び分析結果の説明支援について検討を進めました。分析手法、判断過程及び活用事例を法人内に蓄積・共有し、監査人による検証と最終判断を徹底することで、データに基づく監査の高度化と不正リスク対応力の向上を図っています。

商流分析

（イメージ図例：仕入先ー商品ー販売先別に取引を集計、線の太さが取引額（量））



分析例

他の監査手続により仕入先C018がリスクが高いと特定されたため（例：取引の急増、不正の兆候や不正取引の疑い）、仕入先C018が関連する取引を商品と販売先別に商流分析により概観把握を行います。商品A045は当期から取り扱いを行っており、また販売先S001は当期からの新規販売先のため、把握しやすいようにハイライトします。

生成AI

活用方針

当法人では、生成AIを監査人の専門的判断を代替するものではなく、高度な検討と判断を支える「参謀役」と位置付け、独自の生成AIプラットフォーム「Luna」を開発・運用しています。2026年6月期は、全職員が利用できる環境を整備し、ChatGPT、Gemini、Claudeの主要な生成AI基盤モデルを用途に応じてマルチに切り替えられる構成としました。Lunaは、監査マニュアル、検査事例、法人内規程、論点検討事例等のナレッジをRAG（検索拡張生成）により参照し、情報の検索・要約・翻訳、監査リスク評価のための参考情報の整理、監査調書の作成・査閲等を支援します。不正対応においては、被監査会社に想定されるリスク要因を洗い出し、計画段階のチームディスカッションや不正リスクの識別に活用しています。また、コレポン上の資料に対してLunaを利用できる連携を実現しており、今後はRPAで構造化した会計データやデータ・アナリティクスとの連携、不正兆候のスコアリングや要注意項目の抽出を支援するAIエージェントの活用を検討しています。利用に当たっては、情報セキュリティ、権限管理及び生成AIガイドラインを整備し、生成結果を監査人が根拠資料と照合して検証する、いわゆる「ヒューマン・イン・ザ・ループ」を徹底します。個人の経験を法人の知見で補完し、均質で深度ある監査の実現を目指します。

リスクスコアリング等への活用

近年、取引量とデータの複雑性が増す中、従来のサンプリングや単一の条件による抽出だけでは、不正の兆候を適時かつ網羅的に把握することが難しくなっています。当法人は、RPAにより構造化した仕訳・取引データをPower BI等のデータ・アナリティクス基盤で全件分析し、異常な取引パターンや要注意項目を可視化する取組みを進めています。今後は、生成AIやAIエージェントを組み合わせ、取引データに対するリスクスコアリング、特定項目の抽出及び分析結果の説明を高度化することを検討しています。開発・導入に当たっては、誤検知や見落とし、説明可能性、再現性及びデータ保護に留意し、AIの出力を監査人が検証したうえで、監査計画や追加手続の検討に活用する体制を整備します。

今後の発展方針

当法人は、生成AIの活用を情報検索や文書作成の支援から、複数の業務を連携して実行するAIエージェントへ段階的に発展させる方針です。現在は、独自の生成AI基盤Lunaを中心に、日常業務や監査現場で生成AIを安全かつ効果的に活用できる環境を整備しています。また、コレポン、RPA及びデータ・アナリティクスを基盤として、監査データの所在・形式・アクセス権限を整理するとともに、AIエージェントの開発については、外部の専門家・支援会社との共同開発も活用し、技術的知見や先進事例を取り込みながら検証を進めています。今後は、資料の収集・整理、データ加工、リスク要因の抽出、定型的な調書作成等をエージェントが連携して支援し、監査人へ検討事項を提示する仕組みを段階的に構築します。開発・承認・変更管理を本部に集約し、権限管理、利用ログ、出力根拠、品質評価及び人による確認を組み込むことで、安全性、再現性及び説明可能性を確保します。最終的な評価と判断は監査人が行い、被監査会社との対話や重要な監査判断に注力できる環境を目指します。

テクノロジーを用いた監査品質向上に関するアンケート結果



*5段階による評価で1〜2を否定、3を中間、4〜5を肯定として集計した結果の分布図です。

Q. あなたは、生成AIを含む最新のテクノロジーやこれを用いた最新の監査ツールを利用して、監査品質を向上させられていると思いますか。

2026年6月期



Lunaと各基盤との連携

● Luna on コレポン

監査チームは、被監査会社とのコミュニケーションプラットフォームのコレポン上で、Lunaを利用します。コレポン内に共有された全ての資料、あるいは特定の資料を対象に、LLM（大規模言語モデル）が内容を網羅的に分析します。資料間の関連性や重要なインサイトを迅速に抽出し、コミュニケーションと確認作業を大幅に効率化します。

● Luna on Analytics

監査調書や、専門性の高い複雑なエビデンスをLunaが解読し、監査チームに対して深い洞察を提示します。最新のAIエンジンとマルチモーダル機能を搭載しており、多様なデータ形式の読み込みに対応しています。さらに、当法人の知見を集約したプロンプトテンプレートを適用することで、AI特有のハルシネーション（事実誤認）を強力に抑制し、信頼性の高い高度なインサイト情報を提供します。

● 「個人の経験」から「法人の知性」へ

AIプラットフォームLunaは、広範な法人内リソースに対してRAG（検索拡張生成）環境を構築し、さらに複数の生成AI基盤モデルに対してAPIを繋ぎ替える（マルチAIモデル）ことで、ノウハウの検索・調査や監査手続上のリスク評価、監査調書文書の生成や査閲といった利用目的やアウトプットにあわせて柔軟な活用が可能な独自AI基盤として開発されました。監査スタッフ一人ひとりの経験値に左右されず、Lunaが法人メソドロジーに合致した最適かつ高度なインサイトを即座に生成することで、安定した監査品質を提供します。



電子ツールの活用

デジタル技術を活用した監査として「電子残高確認」を推進しています。従来、郵送手続を含め数週間を要した手続を電子化し、回答までのリードタイムを大幅に短縮することで監査の効率化につながるほか、セキュリティ強化、証跡管理の強化等により、監査証拠としての証明力が高まるなど、監査品質の向上も見込まれます。

また、2025年9月から順次、監査報告書の電子発行（電子署名）をスタートしています。

1. 電子残高確認の導入

煩雑な事務作業の削減

依頼書の印刷・代表者印の押印・封入・投函などの物理的作業が不要に。

回答状況のリアルタイム可視化

システム上で発送状況や回答進捗が一覧で確認でき、フォローも円滑化

郵送日数の削減による早期回収

郵送のタイムラグがなくなるため、迅速な監査証拠の回収を実現。

セキュリティと証跡管理の強化

紛失・誤配送リスクを排除し、暗号化通信で安全にデータをやり取り。

2. 監査報告書の電子署名

タイムラグの解消（即時受領）

郵送や手渡しによるタイムラグがなくなり、監査完了後にデータで即座に受領可能。

保管・管理コストの大幅削減

ペーパーレス化により、原本のファイリング作業や保管スペースが不要に。

社内共有と検索性の向上

社内関係者へのデータ共有が容易になり、過去年度の報告書の検索もスムーズに。

高い真正性と改ざん防止機能

電子証明書とタイムスタンプにより、紙の署名・捺印と同等以上の法的効力を担保。

当法人のデジタル化推進体制

当法人では、監査とITに知見を有するメンバーにより、データ・アナリティクス、RPA、生成AI及びコレポンの推進ラインを組成しています。業務推進室とデジタルイノベーション室が中心となり、品質管理部門・監査現場と連携し、ツールの企画・開発、検証、導入、運用、利用者支援を一体で推進しています。導入時には情報セキュリティ、データ管理及び監査手続への適合性を確認し、利用状況と効果を継続的に把握します。また、研修や個別チームへの伴走支援により利用定着を促し、現場の課題、改善要望及び好事例を機能改善と全法人への展開に反映します。ラインの専門性と横断的なガバナンスを組み合わせ、監査品質と生産性を高めています。

デジタル人材の育成・活用

データ・アナリティクスや生成AI等を監査品質の向上につなげるためには、監査・会計とITの双方を理解する専門人材の活用に加え、全ての監査実施者がツールの特性と限界を理解し、適切に使いこなすことが重要です。当法人では、デジタル人材の活用・育成を次の二つの観点から推進しています。

●高度な専門人材の活用

データ解析、システム開発、情報セキュリティ等の知見を有する人材の採用・育成を進めています。これらの専門人材は、必要に応じて分析手法の設計、データの品質確認、異常兆候の評価等について監査チームを支援するとともに、現場から寄せられた課題や要望をツールの改善に反映しています。

●全ての監査実施者のデジタル能力の向上

データ・アナリティクス、RPA、生成AI等に関する研修、操作ガイド、活用事例の共有及び個別チームへの支援を実施しています。2026年6月期は、独自の生成AI基盤Lunaを全職員が利用できる環境を整備し、生成AIガイドラインに基づく必修研修を実施しました。研修では、ハルシネーション、情報管理、出力結果の検証及び人による最終判断の重要性を周知しています。また、利用状況や習熟度を把握し、好事例の共有・標準化を通じて法人全体の活用水準の向上を図っています。今後も、人とテクノロジーの協働により、監査人がリスク評価、対話及び高度な判断に注力できる環境を整備してまいります。

当法人のデジタル化推進体制

データ・アナリティクス推進
12名

生成AI・RPAツール開発推進
21名

コレポンツール開発推進
15名

2026年6月期

目指す成果



情報セキュリティ

情報セキュリティの管理体制

当法人は、被監査会社から入手する情報を含む各種情報を重要な情報資産と位置付け、情報セキュリティ管理規程及び関連する細則等を整備しています。情報セキュリティ委員会のもとデジタルイノベーション室を中心に関係部門が連携し、情報の機密性、完全性及び可用性の観点からリスクを評価し、対策の実施状況と改善課題を継続的に確認しています。端末、ネットワーク、クラウドサービス等について、認証・アクセス権限、暗号化、ログの取得・監視、マルウェア対策、脆弱性管理及びバックアップ等の多層的な統制を設けています。また、新たなシステムや外部サービスの導入時には安全性を確認し、委託先についても選定時及び利用開始後の管理を行っています。外部のセキュリティ専門事業者による監視・分析に加え、グラントソントンのグローバルな情報セキュリティ基準に基づくレビューを通じて、管理態勢の実効性を検証しています。全社員・職員に対しては、年1回以上の情報セキュリティ研修、フィッシングメールを想定した訓練等を実施し、未承認のソフトウェアや生成AIの利用を含む新たなリスクについても周知・教育を行い、一人ひとりが適切に情報を取り扱う文化の醸成に取り組んでいます。

サイバーセキュリティインシデント管理

当法人は、ランサムウェア、マルウェア感染、不正アクセス、情報漏洩、機器の紛失等を想定し、組織横断的なCSIRTを中心とするインシデント対応体制を整備しています。インシデント又はその兆候を把握した場合は、定められた窓口に情報を集約し、影響度と緊急度を評価したうえで、関係部門及び経営層へ速やかに報告・エスカレーションします。CSIRTは、事実確認、影響範囲の特定、証拠の保全、初期封じ込め、原因の除去、復旧及び事後検証までを一貫して管理し、必要に応じて外部のインシデント対応・フォレンジック専門家やグラントソントンのグローバルネットワークと連携します。被監査会社の情報への影響が懸念される場合には、重要度に応じて関係者への連絡を含む対応を組織的に進めます。平時から、脆弱性診断、ペネトレーションテスト及び具体的な攻撃シナリオに基づく机上演習等を行い、役割分担、連絡経路及び意思決定プロセスの実効性を検証しています。また、重要データのバックアップと復旧手段を整備し、事業継続の観点から定期的に見直しています。インシデント対応後は、原因、影響及び対応結果を検証し、得られた教訓を規程、技術的対策、教育及び訓練に反映することで、予防・検知・対応・復旧・改善のサイクルを継続し、サイバーリスクに対するレジリエンスの向上を図っています。



サイバー攻撃等に対する情報漏洩対策

●端末・システムの脆弱性管理

OS・ソフトウェアの更新状況を一元管理し、定期的な脆弱性診断と検出事項への対応を実施

●端末・データ保護

記録媒体の暗号化、シンクライアント及びMDMの活用により、端末紛失・盗難時の情報漏洩を抑制

●脅威検知・監視

アンチウイルス、EDR、SOC及びSIEMを活用し、脅威や不審な挙動を24時間365日監視・早期対応

●ネットワーク・メール防御

ゼロトラストに基づき、ファイアウォール、IDS・IPS、Web制御及びメール認証による多層防御を実施

●アクセス管理

アクセス権を必要最小限とし、管理者権限の定期見直しと多要素認証により不正アクセス・内部不正を抑制

●教育・生成AI管理

全従業員への情報セキュリティ教育・フィッシング訓練と、ガイドライン等による生成AI利用リスク管理を実施

●インシデント対応・復旧

CSIRTを中心とする対応計画・訓練と、重要な監査データの隔離・バックアップにより早期復旧に備える

●認証・法令対応

ISO/IEC 27001及び「コレポン」のISO/IEC 27017を維持し、法令改正に応じて個人情報保護規程を見直す

●クラウド・開発管理

外部クラウドは事前申請、暗号化及びアクセス制御を徹底し、内部開発はガイドラインに基づき脆弱性混入を防止

●外部知見の活用

日本シーサート協議会（NCA）を通じて最新動向や他組織の知見を収集・活用

IT・DXへの投資

当法人は、監査品質の向上、サイバーセキュリティ及び情報漏洩対策の強化、多様な働き方と円滑なコミュニケーションを支える業務基盤の整備を目的として、将来の監査環境を見据えたIT投資を継続しています。投資計画は、次の五つの領域に区分して立案しています。

- ○監査業務に利用するPC、通信環境及び関連ライセンス
- ○電子監査調書、契約・稼働管理等の基幹システム及びクラウド基盤
- ○サイバーセキュリティ、アクセス管理、情報漏洩対策及び外部専門ベンダーの活用
- ○コレポン、RPA、データ・アナリティクス、生成AI及びAIエージェント等の次世代監査技術
- ○データ連携、利用者支援その他のIT基盤

2026年6月期は、独自の生成AI基盤Lunaの全職員利用環境の整備、コレポンとの連携、RPAによるデータのクレンジング・標準化、データ・アナリティクス基盤の高度化及び外部専門家とのAIエージェント共同開発等への投資を進めました。また、基幹システムやクラウド環境の安定性・可用性を高めるとともに、権限管理、利用ログ、インシデント対応及び事業継続体制の強化にも取り組んでいます。IT投資額は1,210百万円、業務収入に占める割合は6.5%です。各投資は、監査品質への寄与、利用状況、導入効果、セキュリティ及び継続性を継続的に評価し、改善につなげています。なお、LEAP Engagement Tool等のグローバル監査ツールについては、グラントソントン本部による投資を当法人がメンバーシップフィーを通じて負担しています。今後も、監査人が被監査会社との対話、リスク評価及び高度な判断に注力できる環境を整備し、将来の継続的監査を支えるデータ中心の監査基盤の構築を進めます。

IT投資額

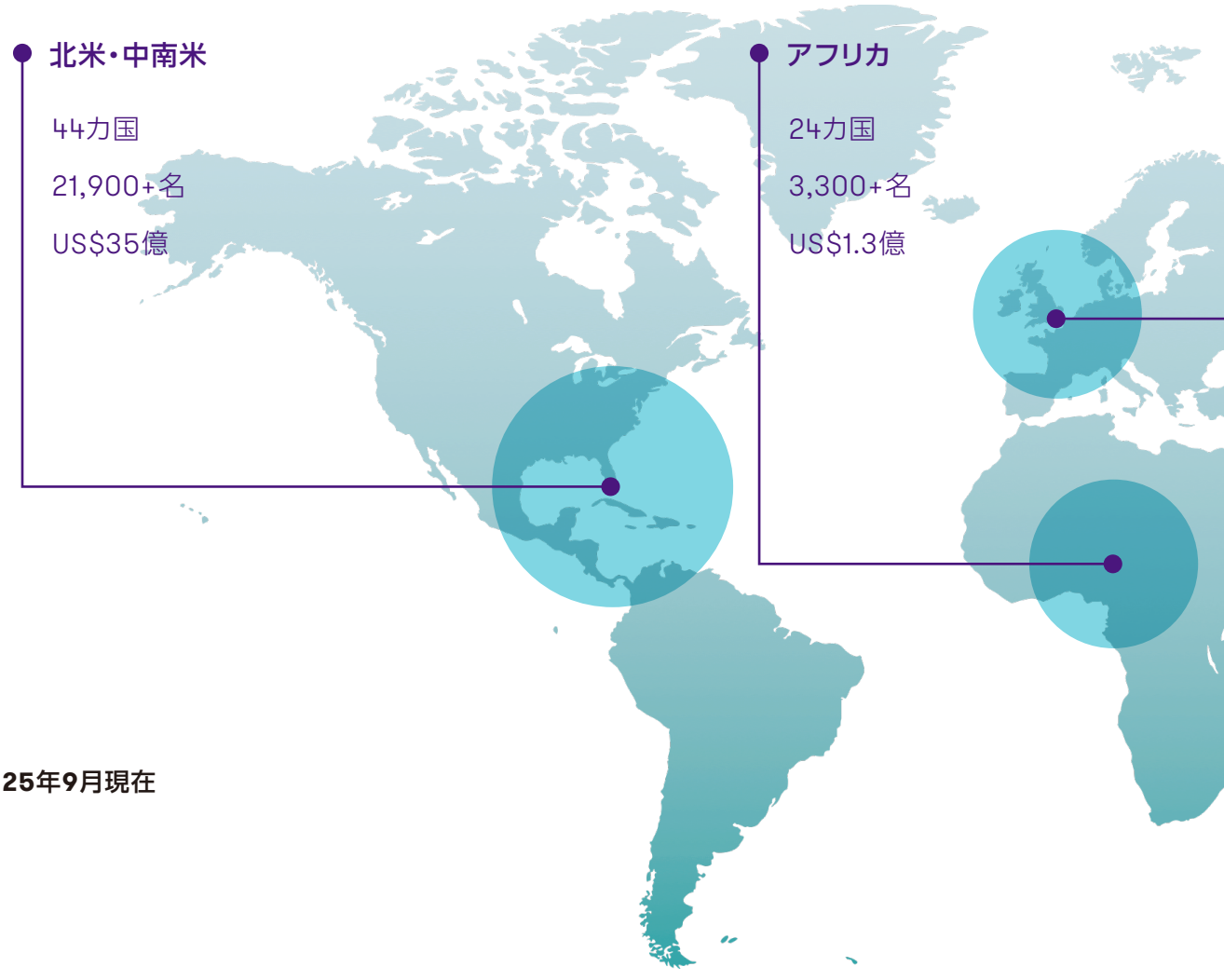
1,210百万円

2026年6月期

6 太陽有限責任監査法人のネットワーク

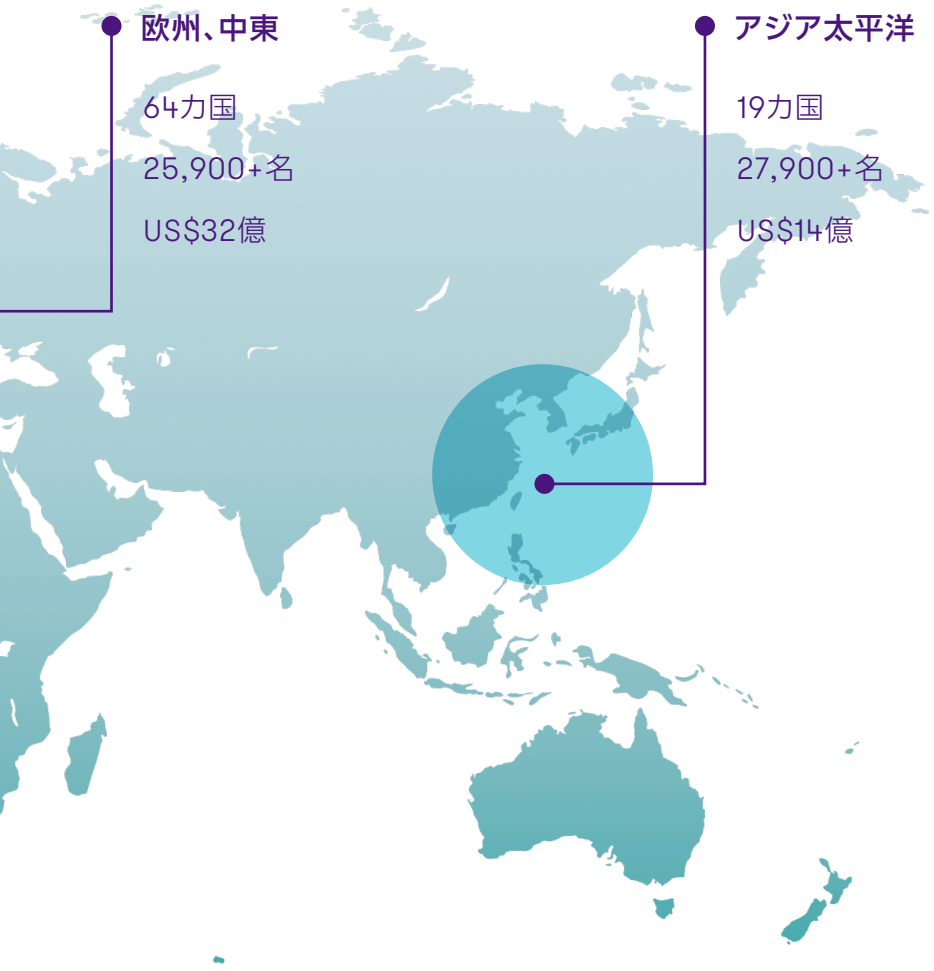
Grant Thornton（グラントソントン）の概要

グラントソントンは、世界150以上の国と地域に拠点を持ち、監査・保証業務、税務関連業務、アドバイザリーサービスを提供している国際会計事務所ネットワークです。当法人は、グラントソントンのメンバーファームとして提携し、そのネットワーク、人材育成プログラム、情報システム等の経営資源を最大限活用しています。また、グローバルに展開する日本企業グループの監査人として主体的かつ能動的に機能できるよう、グラントソントンの世界各国のメンバーファームと深く連携し、共通の国際的な監査メソドロジーに基づき一貫性のある監査サービスを提供することで、当該企業グループ全体の監査を有効に実施するための体制を整備しています。また、日本企業の海外事業展開を支援するため、世界主要都市のメンバーファームにジャパン・デスクを設置し、日本人駐在員又は日本語対応可能な会計専門家を常駐させることで、高品質かつきめ細やかなサービスを提供しています。グラントソントンがグローバル共通で開発したメソドロジーやツール等を利用する際には、国際監査基準に準拠し



2025年9月現在

たGTILのメソドロジーを基礎としつつ、日本固有の法令及び監査基準等を斟酌のうえ開発を行っており、我が国の監査制度への適合性という観点からも監査品質を確保しています。各国の業務運営方針に関しては各国メンバーファームの自主性が尊重されており、一定の助言を受けながら当法人が方針を立案し、GTILに報告する体制となっています。また当法人は、国際会議等において必要な発信を行っています。



US$85億

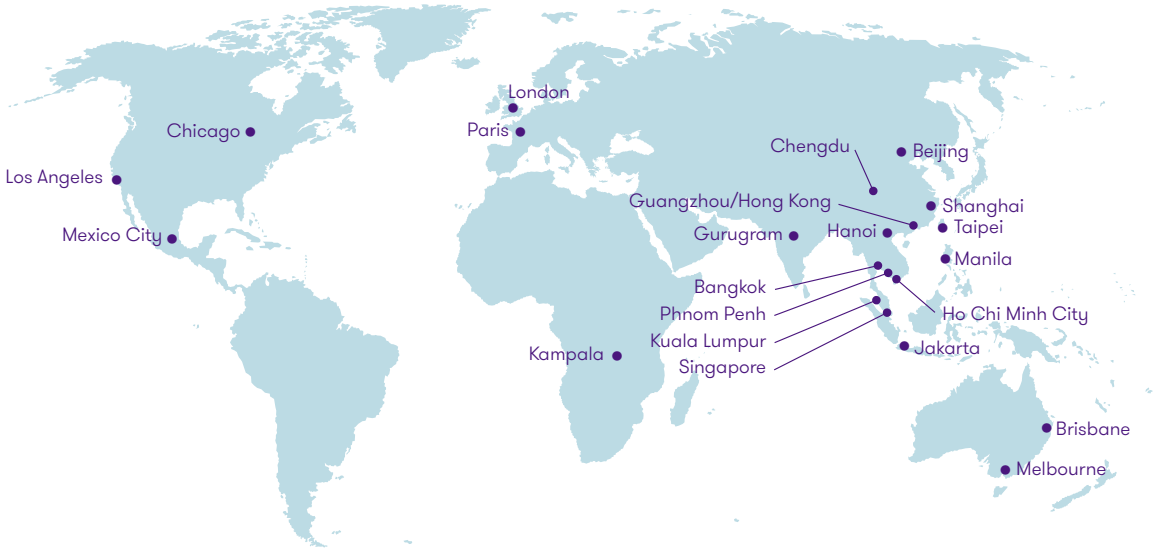
80,000名
従業員

700+
拠点

150+
国・地域

ジャパンデスク

日本企業の海外事業展開を支援するため、世界主要都市に日本語対応可能な専門家を配置し、現地法人・支店等の監査をはじめ、新規海外進出、進出後の各国の税務・会計規則へのコンプライアンス、M&A、また海外展開を戦略的に見直す場合のビジネスアドバイザリー等の高品質で幅広いサービスを提供しています。



ジャパンデスクがある拠点

アジア　　：上海、北京、広州、成都、香港、台北、マニラ、ジャカルタ、シンガポール、クアラルンプール、プノンペン、ハノイ、ホーチミン、バンコク、グルグラム（旧称: グルガオン）
アメリカ　：シカゴ、ロサンゼルス、メキシコシティ
ヨーロッパ：パリ、ロンドン
オセアニア：ブリスベン、メルボルン
アフリカ　：カンパラ

（2026年7月末）

海外取引、海外子会社等の監査に対する方針及び体制

当法人は、グローバルに展開する日本企業のグループ監査人として主体的に機能できるよう、グラントソントンの世界各国のメンバーファームと深く連携し、共通の国際的な監査メソドロジーに基づき一貫性のある監査サービスを提供することで、当該企業グループ全体の監査を有効に実施するための体制を整備しています。グループ監査責任者が構成単位の監査人への指揮・監督及びその作業の査閲について直接責任を負っています。そのため、グラントソントンのネットワークを駆使しながら、能動的にグループ監査を行うことを原則的な方針としています。

また、構成単位の監査人として、グラントソントン以外の監査人を利用する場合もあります。このような場合であっても、構成単位の監査人とのコミュニケーションを通じた十分な関与を行い、必要な監査品質を確保しています。

国内ネットワークの概要

当法人は、監査品質の向上を目的として、業務内容を原則として監査業務に特化しています。一方で、社会の多様なニーズに対応するため、非監査業務については国内メンバーファームがサービスラインごとにその役割を担っています。国内メンバーファームの活動は、税務・アドバイザリー業務をはじめとする会計周辺領域に関する幅広い知見を当法人にもたらしています。

また、人材交流や研修プログラムの相互活用を通じて、職員一人ひとりの専門性の向上と成長を支援しています。
さらに、これらの活動を通じて得られた知見や経験を監査業務に還元することで、監査の有効性及び効率性の向上を図るとともに、監査品質の維持・向上につなげています。

太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社
財務・会計デューデリジェンス、企業価値評価、内部統制関連業務、情報システムコンサルティング、不正調査・フォレンジック業務、事業再編・再生、海外進出支援、経営コンサルティング、中国ビジネス・税務コンサルティング、情報システム導入・運用コンサルティング、業務改革コンサルティング

太陽グラントソントン税理士法人
税務コンプライアンス、連結納税、税務レビュー・セカンドオピニオン、国際税務、移転価格コンサルティング、企業組織再編税務、グループ企業間取引設計、税務訴訟、外国人所得税コンサルティング

株式会社サンライズ・アカウンティング・インターナショナル
月次・連結決算、経費精算・支払業務、請求書発行、税務申告等の経理財務業務、資金管理・予実管理等の管理会計業務、給与計算・社会保険事務等の人事総務業務、IFRS対応サポート・国際ビジネスサポート・電子帳簿保存法対応サポート・システム導入等の会計コンサルティング

太陽グラントソントン株式会社
資本戦略、株価・事業価値評価、海外進出・海外ビジネス支援、事業承継対策・国際相続・ファミリーオフィスサービス、公益法人コンサルティング

太陽グラントソントン社会保険労務士法人
給与計算・労働社会保険手続アウトソーシング、雇用契約書・就業規則の作成支援、外国人労働者とコンプライアンス支援、日本人労働者の海外出向支援、企業組織再編労務の支援、労務監査・人事内部監査の支援、システム構築による人事業務改善ソリューション

太陽グラントソントン・アカウンティングサービス株式会社
会計帳簿作成、月次決算及び年次決算（US基準、日本基準等）、銀行口座管理、支払送金業務及びWebバンキングの設定支援、海外本部向け報告書の作成、金融庁提出報告書（月次モニタリングレポート等）の作成、会計監査対応資料の作成、減価償却計算・償却資産台帳の作成

上記グラントソントン加盟事務所では、全社が参画する「グループ委員会」を定期的に開催しています。委員会においては、加盟事務所各社の基本方針、中期事業計画、年度予算及びその実行状況、並びにGrant Thornton International Ltd. のBoard of Governorsにおける協議・決定事項等を共有するとともに、グループとしてのブランディングや情報セキュリティ等に関する協議を行っています。



7 法人概要

法人概要

名称
太陽有限責任監査法人
Grant Thornton Taiyo LLC（英文名称）

設立
1971年9月

総括代表社員（CEO）
山田茂善

人員数

代表社員・社員	102名
特定社員	5名
公認会計士	365名
公認会計士試験合格者等	272名
その他専門職	204名
事務職員	106名
常勤合計	1,054名
契約職員	230名
顧問	2名
合計	1,286名

（2026年6月末）

被監査会社数

金融商品取引法・会社法監査	360社
金融商品取引法監査	24社
会社法監査	177社
信用金庫/信用組合監査	32社
独立行政法人監査	5社
国立大学法人監査	2社
学校法人監査	46社
社会福祉法人監査	12社
医療法人監査	6社
社団法人/財団法人/その他非営利法人監査	39社
その他の法定監査	134社
その他の任意監査	271社
被監査会社数 合計	1,108社

（2026年6月末）

事務所案内

本部・東京事務所
〒107-0051 東京都港区元赤坂1-2-7
赤坂Kタワー22 階
TEL：03-5474-0111

札幌事務所
〒060-0001 北海道札幌市中央区北一条西4-2-2
札幌ノースプラザ7 階
TEL：011-596-9351

新潟事務所
〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-4-10
日本生命新潟ビル8階
TEL：025-290-7081

京都事務所
〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町79番地
ヤサカ四条烏丸ビル9階
TEL：075-255-4141

中国・四国事務所
〒732-0822 広島県広島市南区松原町2-62
広島JPビルディング12階
TEL：082-258-5288

福井オフィス
〒910-0006 福井県福井市中央3-3-21
福井中央ビル3階
TEL：0776-27-3023

神戸オフィス
〒658-0032 兵庫県神戸市東灘区向洋町中6-9
神戸ファッションマート8階
TEL：078-858-9995

大阪事務所
〒530-0015 大阪府大阪市北区中崎西2-4-12
梅田センタービル24 階
TEL：06-6373-3030

東北事務所
〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央2-2-1
仙台三菱ビル4 階
TEL：022-797-2471

名古屋事務所
〒451-6025 愛知県名古屋市西区牛島町6-1
名古屋ルーセントタワー25階
TEL：052-569-5605

北陸事務所
〒920-0031 石川県金沢市広岡1-1-18
金沢KSビル6 階
TEL：076-231-3270

九州事務所
〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神2-14-2
福岡証券ビル5階
TEL：092-718-3071

富山オフィス
〒930-0008 富山県富山市神通本町1-6-5
富山東京海上日動ビル2階
TEL：076-433-3150

沿革

1971年　9月	太陽監査法人設立
2006年　1月	太陽監査法人とASG監査法人が合併し太陽ASG監査法人となる
2008年　7月	有限責任組織形態に移行し太陽ASG有限責任監査法人となる
2012年　7月	永昌監査法人と合併
2013年 10月	霞が関監査法人と合併
2014年 10月	太陽有限責任監査法人に社名変更
2018年　7月	優成監査法人と合併

財務データ

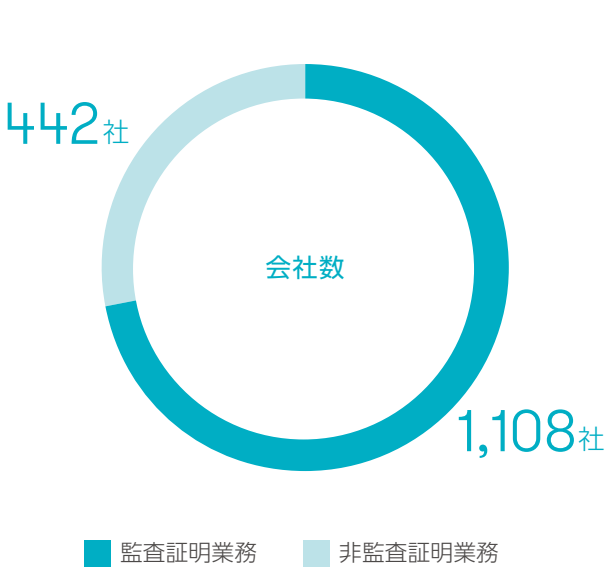
当法人の貸借対照表、損益計算書の概要は以下のとおりです。なお、当法人の計算書類は、会計監査人の監査を受けています。

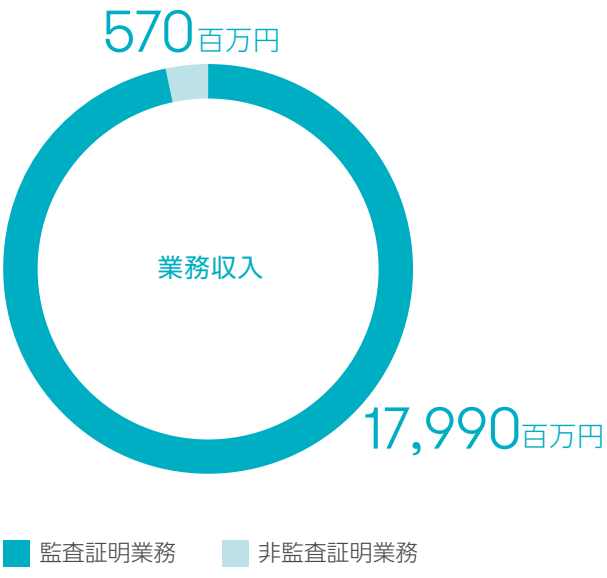
貸借対照表（単位：百万円）

	2025/6	2026/6		2025/6	2026/6
現金及び預金	10,224	10,179	未払金	1,342	1,285
業務未収入金	830	768	その他	2,505	2,460
その他	556	505	流動負債合計	3,847	3,746
流動資産合計	11,611	11,453	固定負債合計	2,910	3,129
有形固定資産	1,058	962	負債合計	6,758	6,875
無形固定資産	356	407	資本金	530	551
投資等	2,970	4,057	剰余金	8,709	9,455
固定資産合計	4,386	5,428	資本合計	9,239	10,006
資産合計	15,997	16,881	負債資本合計	15,997	16,881

損益計算書（単位：百万円）

	2025/6	2026/6
業務収入	18,128	18,560
業務費用	16,340	17,153
営業利益	1,787	1,407
営業外損益	120	23
経常利益	1,907	1,431
特別損益	△12	△0
税引前利益	1,895	1,431
法人税等	△567	△420
当期利益	1,328	1,011





資本市場における投資家保護を念頭におき、監査品質の向上という観点から監査法人の経営資源を監査に集中して注力するため、当法人の業務内容は原則として監査業務及び監査業務に付随する非監査業務に限り、グループ会社がそれ以外の非監査業務を担うこととしております。監査業務に付随する非監査業務の主なものは、IPO準備会社に対する短期調査や助言業務、コンフォートレターの発行等です。なお、報酬依存度が15%を超える特定の被監査会社はありません。

主な被監査会社一覧 (2026年6月末現在)

上場会社

●建設業
暁飯島工業(株)
(株)イチケン
(株)ウエストホールディングス
エクシオグループ(株)
JESCOホールディングス(株)
新日本建設(株)
第一カッター興業(株)
大末建設(株)
大成温調(株)
太平電業(株)
日本基礎技術(株)
(株) FUJIジャパン
(株)ヤマト

●食料品
旭松食品(株)
アリアケジャパン(株)
日東ベスト(株)
(株)ブルボン
六甲バター(株)
梅乃宿酒造(株)

●パルプ・紙/繊維製品
阿波製紙(株)
(株)ソトー
東海染工(株)
山喜(株)
(株)ルックホールディングス

●化学
旭化学工業(株)
(株)きもと
積水樹脂(株)
東洋ドライルーブ(株)
(株)トクヤマ
フクビ化学工業(株)
北興化学工業(株)
丸尾カルシウム(株)
ミライアル(株)
レック(株)
藤倉化成(株)

●医薬品
(株)カイオム・バイオサイエンス
(株)サイフューズ
(株)ジーエヌアイグループ
(株)デ・ウエスタン・セラピテクス研究所
(株)坪田ラボ
クオリプス(株)

●石油・石炭製品/ゴム製品/ガラス・土石製品/鉄鋼/非鉄金属
(株)アーレスティ
虹技(株)
藤倉コンポジット(株)
三谷セキサン(株)
(株)MORESCO

●金属製品
(株)アドバネクス
川田テクノロジーズ(株)
(株)技術承継機構
協立エアテック(株)
(株)ケー・エフ・シー
(株)J-MAX
(株)スーパーツール
立川ブラインド工業(株)
中央発條(株)
東プレ(株)
(株)中西製作所
那須電機鉄工(株)

●機械
(株)石川製作所
栗田工業(株)
黒田精工(株)
(株)瑞光
鈴茂器工(株)
(株)ソディック
大豊工業(株)
(株)中北製作所
(株)ニッチツ
野村マイクロ・サイエンス(株)
ヒーハイスト(株)
(株)日阪製作所
(株)マースグループホールディングス
YUSHIN(株)
ローツェ(株)
ワイエイシイホールディングス(株)
(株)タクミナ
GMSグループ(株)

●電気機器
HPCシステムズ(株)
エブレン(株)
(株)遠藤照明
(株)オキサイド
(株)京写
KOA(株)
(株)サンコー
SEMITEC(株)
太洋テクノレックス(株)
(株)ツインバード
日本信号(株)
日本電波工業(株)
バルミューダ(株)
日置電機(株)
北陸電気工業(株)
松尾電機(株)

●輸送用機器
曙ブレーキ工業(株)
カヤバ(株)
新明和工業(株)
(株)ニッキ
(株)モリタホールディングス

●精密機器
シグマ光機(株)
(株)スリー・ディー・マトリックス
(株)日本エム・ディ・エム

●その他製品
(株)クレステック
(株)コラントッテ
総合商研(株)
(株)トランザクション
(株)フルヤ金属
ローランド(株)
セキ(株)

●倉庫・運輸関連業/陸運業
関通ホールディングス(株)
センコーグループホールディングス(株)
伏木海陸運送(株)
丸八倉庫(株)

●情報・通信業
(株)アイ・ピー・エス
IPSホールディングス(株)
(株)アイドママーケティングコミュニケーション
(株)i-plug
アクセルマーク(株)
アステリア(株)
アドソル日進(株)
(株)eWeLL
eBASE(株)
Institution for a Global Society(株)
(株)インターファクトリー
インフォメティス(株)

(株)Aiming
AI CROSS(株)
ARアドバンストテクノロジ(株)
(株)SRAホールディングス
(株)エディア
ANYCOLOR(株)
(株)エムケイシステム
(株)オークネット
(株)ODKソリューションズ
オープンワーク(株)
(株)オプティム
(株)オプロ
(株)カナミックネットワーク
カバー(株)
(株)キッズスター
クルーズ(株)
グロースエクスパートナーズ(株)
(株)Globee
コムチュア(株)
(株)サインド
(株)Sun Asterisk
(株)CAC Holdings
(株)jig.jp
(株)システムインテグレータ
(株)システムソフト
(株)シノプス
シリコンスタジオ(株)
(株)シンカ
シンプレクス・ホールディングス(株)
(株)スカラ
(株)スタメン
スパイダープラス(株)
(株)すららネット
(株)セキュア
(株)ゼネテック
DAIKO XTECH(株)
(株)TalentX
チエル(株)
都築電気(株)
(株)データ・アプリケーション
テクミラホールディングス(株)
(株)デジタルハーツホールディングス
テモナ(株)
テラテクノロジー(株)
(株)TOブックス
(株)ニーズウェル
(株)ネオマーケティング
(株)ネットスターズ
(株)はてな
(株)ビーグリー
(株)ビーブレイクシステムズ
HEROZ(株)
ビリングシステム(株)
(株)ファインズ
(株)Faber Company
(株)FIXER
(株)フォーバル・リアルストレート
(株)フォーバルテレコム
フラー(株)
(株)フライトソリューションズ
ブルーイノベーション(株)
(株)ヘッドウォーターズ
(株)ベネフィットジャパン
HOUSEI(株)
(株)メディア工房
(株)ユビキタスAI
(株)ラキール
リンカーズ(株)
(株)ワンキャリア
サイバーソリューションズ(株)
(株)システムエグゼ
スペースシャワーSKIYAKIホールディングス(株)

●卸売業
(株)アイナボホールディングス
(株)アルファパーチェス
(株)オータケ
川辺(株)
クリエイト(株)
(株)cotta
(株)三栄コーポレーション
(株)ジーデップ・アドバンス
昭栄薬品(株)
(株)SHINKO
清和中央ホールディングス(株)
泉州電業(株)
セントラルフォレストグループ(株)
中部水産(株)
(株)デンキョーグループホールディングス
東北化学薬品(株)
トルク(株)
日新商事(株)
(株)ビューティカダンホールディングス
(株)フォーバル
BRUNO(株)
(株)星医療酸器
丸建リース(株)
(株)ミクリード
三谷商事(株)
ムーンバット(株)

●小売業
(株)いつも
(株)インターメスティック
(株)エービーシー・マート
(株)エスエルディー
MRKホールディングス(株)
(株)魁力屋
コーナン商事(株)
(株)コスモス薬品
シュッピン(株)
(株)シルバーライフ
(株)大和
(株)WDI
(株)ダブルエー
(株)チヨダ
(株)トップカルチャー
(株)ハチバン
ファーマライズホールディングス(株)
(株)ブロンコビリー
(株)ベルク
(株)ほぼ日
(株)松屋
(株)マルヨシセンター
夢展望(株)
RIZAPグループ(株)
(株)リンガーハット
綿半ホールディングス(株)
サイプレス・ホールディングス(株)
(株)ヤマザワ

●銀行業/証券・商品先物取引業/保険業/その他金融業
(株)アサックス
Jトラスト(株)
(株)ジャパンインベストメントアドバイザー
全国保証(株)
Solvvy(株)
(株)大東銀行
(株)鳥取銀行
日産証券グループ(株)
(株)島根銀行
(株)高知銀行

●不動産業
(株)アールエイジ
(株)アールプランナー
(株)アンビション DX ホールディングス
いちご(株)
(株)インテリックスホールディングス
(株)ウィル

エスリード（株）
エリアリンク（株）
霞ヶ関キャピタル（株）
（株）THEグローバル社
（株）JPMC
スター・マイカ・ホールディングス（株）
日本グランデ（株）
パラカ（株）
（株）ファンドクリエーショングループ
ホームポジション（株）
MIRARTHホールディングス（株）
（株）ランドネット
ロードスターキャピタル（株）

●サービス業

（株）アール・エス・シー
（株）アシロ
（株）アソインターナショナル
（株）アドウェイズ
（株）アドベンチャー
（株）市進ホールディングス
INTLOOP（株）
（株）ヴィス
（株）ウチヤマホールディングス
（株）WOLVES HAND
（株）AB&Company
（株）エスプール
（株）MS&Consulting
オリジナル設計（株）
（株）オンデック
（株）CaSy
（株）KeyHolder
（株）キャリアデザインセンター
クックビズ（株）
（株）グッドパッチ
（株）クリーク・アンド・リバー社
グリーンモンスター（株）
（株）グローバルキッズCOMPANY
（株）ココルポート
（株）サクシード
（株）シー・ヴイ・エス・ベイエリア
（株）CS-C
（株）GENOVA
（株）識学
ジャパニアス（株）
（株）スプリックス
（株）セルム
ALSOK（株）
（株）ダイサン
（株）ダイブ
（株）旅工房
タメニー（株）
（株）ツカダ・グローバルホールディング
TDSE（株）
（株）テイクアンドギヴ・ニーズ
（株）テー・オー・ダブリュー
（株）鉄人化ホールディングス
（株）デリバリーコンサルティング
（株）トスネット
（株）ナルネットコミュニケーションズ
日建工学（株）
日本管財ホールディングス（株）
日本ホスピスホールディングス（株）
バーチャレクス・ホールディングス（株）
（株）ビースタイルホールディングス
ビジネスコーチ（株）
（株）ヒューマンクリエイションホールディングス
（株）ファルコホールディングス
（株）プラップジャパン
（株）プロジェクトホールディングス
（株）プロレド・パートナーズ
（株）ベイカレント
（株）ベストワンドットコム
ホウライ（株）
マイクロ波化学（株）
（株）Macbee Planet
ライク（株）
（株）MUSCAT GROUP
（株）ライドオンエクスプレスホールディングス
（株）LOIVE
（株）リスキル
（株）リンクアンドモチベーション
令和アカウンティング・ホールディングス（株）
ワシントンホテル（株）
（株）コンフィデンス・インターワークス
ヒトトヒトホールディングス（株）

非上場大会社

いちご地所（株）
上田八木短資（株）
FKホールディングス（株）
MUFGトレーディング（株）
国分グループ本社（株）
国分首都圏（株）
互助会保証（株）
（株）西京銀行
（株）佐賀共栄銀行
JPリースプロダクツ&サービシイズ（株）
新菱冷熱工業（株）
センコー（株）
（株）タカラレーベン
（株）立飛ホールディングス
ディー・ティー・ホールディングス（株）
東京貿易ホールディングス（株）
富山地方鉄道（株）
日産証券（株）
ネットワンシステムズ（株）
富士ソフト（株）
フジテック（株）
北陸観光開発（株）
Bospolder 1（株）
（株）マルハン
山崎金属産業（株）
吉野石膏ホールディングス（株）

投資法人

いちごグリーンインフラ投資法人
エネクス・インフラ投資法人
霞ヶ関ホテルリート投資法人
カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人
グリーンライト・再エネインフラ投資法人
大和証券リビング投資法人
東海道リート投資法人
東京インフラ・エネルギー投資法人
星野リゾート・リート投資法人

国立大学法人/独立行政法人

国立大学法人秋田大学
国立大学法人大分大学
独立行政法人情報処理推進機構
国立研究開発法人建築研究所
国立研究開発法人土木研究所
独立行政法人国民生活センター
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

監査法人ガバナンス・コードの対応状況について

当法人は、2017年7月1日より「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人ガバナンス・コード）」を採用しております。監査法人ガバナンス・コードに記載されている各原則・指針の当法人における対応状況は、以下のとおりです。

	原則・指針	参照	頁
原則 1	**監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。**		
1－1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	太陽有限責任監査法人の文化と価値観 職業倫理の醸成	8 20
1－2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	太陽有限責任監査法人の文化と価値観 パートナーの行動規範	8 20
1－3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	人材育成の方針	48
1－4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	太陽有限責任監査法人の文化と価値観	8
1－5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	非監査業務に対する考え方 多様な働き方とキャリア	23 52
1－6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	太陽有限責任監査法人のネットワーク	64
原則 2	**監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。**		
2－1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	経営執行機関	12
2－2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 • 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	経営執行機関 各組織の役割 監査チームを支援する体制 リスク情報を横断的に管理する体制	12 13 26 41

	• 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 • 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 • 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	コミュニケーション 人材育成の方針 監査業務へのテクノロジーの活用	43 48 55
2－3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	社員総会 経営執行機関	12 12
原則 3	**監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。**		
3－1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	監督・評価機関	16
3－2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	経営評議会 独立性を有する第三者	16 17
3－3	監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 • 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 • 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 • 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 • 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 • 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 • 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	経営評議会による助言及びその対応	17
3－4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	経営評議会	16
原則 4	**監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。**		
4－1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	各組織の役割	13

4－2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	人材育成の方針	48
4－3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。		
	• 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること	各組織の役割	13
	• 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること	人材交流	53
	• 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること	人材育成の方針	48
		リソースの効果的な活用	24
	• 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	多様な働き方とキャリア	52
4－4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	監査役等とのコミュニケーション	45
		ステークホルダーとのコミュニケーション	45
4－5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	通報制度	45
原則 5	**監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。**		
5－1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	本報告書	全体
5－2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。		
	• 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	太陽有限責任監査法人の文化と価値観	8
	• 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	太陽有限責任監査法人の文化と価値観	8
	• 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報	監査品質指標一覧	6
	• 監査法人における品質管理システムの状況	品質管理システムの評価	19
	• 経営機関等の構成や役割	ガバナンスの概要	11
	• 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方	監督・評価機関	16
	• 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応	非監査業務に対する考え方	23
	• 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）	監査業務へのテクノロジーの活用	55
	• 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針	人材育成の方針	48
	• 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況	財務データ	70

	• 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 • 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	グローバル化への対応 経営評議会による助言及びその対応	26 17
5－3	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。 • グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 • グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） • 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 • 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	太陽有限責任監査法人のネットワーク	64
5－4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	監査役等とのコミュニケーション ステークホルダーとのコミュニケーション	45 45
5－5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	監査品質指標一覧	6
5－6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	監査役等とのコミュニケーション ステークホルダーとのコミュニケーション	45 45

［お問合せ］

太陽有限責任監査法人 経営企画部

〒107-0051

東京都港区元赤坂1-2-7 赤坂Kタワー22階

TEL：03-5474-0362　FAX：03-5411-2153

発行日：2026年11月10日

Grant Thornton

www.grantthornton.jp

©2026 Grant Thornton Taiyo LLC All rights reserved.

"グラントソントン"は、保証、税務及びアドバイザリー・サービスをクライアントに提供するグラントソントンのメンバーファームのブランドで、文脈上は一つ又は複数のメンバーファームを表します。Grant Thornton International Ltd (GTIL)とメンバーファームはそれぞれ別個の法人です。各種サービスはメンバーファームが独自に提供しており、GTILはその名称で一切サービスを提供しません。GTILとメンバーファームは、相互に代理せず、また義務を負わず、相互の作為又は不作為についての債務はありません。